

平成 26 年度 文部科学省委託調査

「教育改革の総合的推進に関する調査研究
～諸外国における教育財政に関する状況調査～」

報告書

平成 27 年 3 月 20 日

WIP ジャパン株式会社

目 次

第1部 調査概要	1
1 調査研究の件名	1
2 調査研究の目的	1
3 調査研究の項目	1
4 調査研究の対象国	2
5 調査手法	2
6 有識者監修	2
第2部 調査結果まとめ	4
第3部 調査結果	13
第1章 アメリカ	13
1-1 収入（国全体について）	13
(1) 政府全体の収入構造	13
ア 収入内訳シェア	13
イ 収入に関する過去からの推移データ	15
ウ GDP（国内総生産）に占める連邦収入額比率の推移	16
(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	17
(3) その他特徴的な取組	17
1-2 収入（州及び地方政府全体について）	18
(1) 州及び地方政府全体の収入構造	18
ア 収入内訳シェア	18
イ 連邦政府と州及び地方政府の政府間の財政制度について	19
ウ 収入に関する過去からの推移データ	21
(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	26
ア 教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要	26
2-1 支出（国全体について）	30
(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	30
ア 政府全体の支出の内訳シェア	30
イ 支出に関する過去からの推移データ	31
ウ 連邦政府の教育関連支出	34
エ 教育省による教育費と使途	35
(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向	36
ア 連邦政府の教育関連支出の多様な考え方	36
イ 米国教育機関の支出規模と連邦負担率	37
2-2 支出（地方政府全体について）	39

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	39
ア 州と地方の支出内訳	39
イ 支出に関する過去からの推移データ	40
(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向	43
ア 教育分野全体の支出の内訳シェア	43
イ 特に支出が増加している分野及び領域	46
3-1 その他の動向（国全体について）	48
(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	48
ア 教育費の税額控除制度	48
イ 所得調整控除の対象となる教育費	50
(2) 民間資金の活用	52
ア 連邦規制第 26 編第 1 章 501 (c) 条に準拠した教育機関	52
イ 個人、法人の寄附の非課税制度	52
(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	52
ア 優遇税制の教育費貯蓄プラン	52
イ 仕事関連教育費の業務控除（Business Deduction for Work-Related Education）	53
3-2 その他の動向（地方政府全体について）	54
(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	54
ア 州政府による教育費の税控除	54
イ 529 プラン（正式名称：適格授業料プログラム、Qualified Tuition Program）	55
(2) 民間資金の活用	55
(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	55
第 2 章 カナダ	56
1-1 収入（カナダ連邦政府について）	56
(1) 連邦政府の収入構造	56
ア 収入内訳シェア	56
イ 収入に関する過去からの推移データ	58
1-2 収入（州・準州政府全体について）	60
(1) 州・準州政府全体の収入構造	60
ア 収入内訳シェア	60
イ 収入に関する過去からの推移データ	62
2-1 支出（カナダ連邦政府について）	63
(1) カナダ連邦政府の支出構造及び教育分野への支出割合	63
ア 支出内訳シェア	63
イ 支出に関する過去からの推移データ	64
ウ カナダ連邦政府教育分野支出の内訳シェアと推移	65

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向	65
ア 特に支出が増加している分野及びその支出動向	65
2-2 支出（州・準州政府全体について）	67
(1) 州・準州政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	67
ア 州・準州政府全体の支出内訳シェア	67
イ 支出に関する過去からの推移データ	68
ウ 州・準州政府の教育分野支出の内訳シェアと推移	69
(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向	70
ア ケベック州の倫理及び宗教文化プログラム	70
イ ニューファンドランド・ラブラドール州	71
ウ プリンセスエドワードアイランド州	71
エ ノバスコシア州	71
オ オンタリオ州	72
カ アルバータ州	72
キ ブリティッシュコロンビア州	73
ク ノースウェスト準州	73
ケ ヌナブト州	73
3-1 その他の動向（国全体について）	74
(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	74
ア 教育費控除制度の概要	74
イ 税額控除の条件	74
(2) 民間資金の活用	75
ア 法人対象優遇制度	75
イ 個人対象優遇制度	75
3-2 その他の動向（地方政府全体について）	76
(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除の概要と対象者条件	76
ア ニューブランズウィック州	76
イ オンタリオ州	76
ウ マニトバ州	76
エ ノバスコシア州	77
オ サスカチュワン州	77
(2) 民間資金の活用	78
ア 法人対象優遇制度	78
イ 個人対象優遇制度	79
(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	79
第3章 イギリス	80

1-1	収入（イングランド政府について）	80
(1)	政府全体の収入構造	80
ア	収入内訳シェア	80
イ	収入に関する過去からの推移データ	81
ウ	財政データ	82
1-2	収入（イングランド地方自治体について）	83
(1)	政府全体の収入構造	83
ア	収入内訳シェア	83
イ	収入に関する過去からの推移データ	84
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	85
ア	学校教育費特定負担金（Dedicated Schools Grant）	85
2-1	支出（イングランド政府について）	86
(1)	イングランド政府の支出構造及び教育分野への支出割合	86
ア	イングランド政府の支出の内訳シェア	86
イ	教育分野全体の支出の内訳シェアと推移	88
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	90
ア	特に支出が増加している分野及び領域	90
イ	就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向	90
2-2	支出（イングランド地方自治体について）	93
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	93
ア	政府全体の支出の内訳シェア	93
イ	教育分野全体の支出の内訳シェア	94
ウ	経常支出に関する過去からの推移データ	95
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	95
ア	特に支出が増加している分野及び領域	95
3-1	その他の動向（イングランド政府について）	96
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	96
ア	教育費控除制度の概要	96
イ	税額控除の条件	96
(2)	民間資金の活用	97
ア	個人向け・法人向け基金の概要	97
(3)	その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	97
ア	授業料ローン	98
イ	生活費ローン	98
ウ	生活費給付制奨学金	100
エ	特別給付性奨学金	101

3-2	その他の動向（イングランド地方自治体について）	101
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	101
(2)	民間資金の活用	101
(3)	その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	101
第4章	ドイツ	102
1-1	収入（国全体について）	102
(1)	政府全体の収入構造	102
1-2	収入（地方政府全体について）	106
(1)	ドイツ州政府全体の収入構造	107
ア	税金に関する統計資料	107
イ	ドイツ各州の税金	108
2-1	支出（国全体について）	112
2-2	支出（地方政府全体について）	115
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	115
ア	政府全体の支出の内訳シェア	117
2-3	ドイツ（国・地方）における教育支出の動向	120
(1)	公的教育の出資と傾向	120
(2)	教育における各分野・領域への支出の動向	120
ア	各教育機関別の負担額・負担割合	120
3-1	その他の動向（国全体について）	128
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	129
ア	教育費控除制度の概要	130
イ	教育費用支出に充てられる税制	130
(2)	民間資金の活用	130
(3)	その他の支援制度	130
ア	低所得家庭の教育費支援制度	130
イ	奨学金制度	131
ウ	児童手当	132
第5章	フランス	133
1-1	収入（国全体について）	133
(1)	政府全体の収入構造	133
ア	収入内訳シェア	133
イ	収入に関する過去からの推移データ	134
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	135
1-2	収入（地方政府全体について）	136
(1)	地方政府全体の収入構造	136

ア	収入内訳シェア	136
イ	収入に関する過去からの推移データ	137
2-1	支出（国全体について）	138
(1)	国家財政全体の支出構造及び教育分野への支出割合	138
ア	支出に関する内訳と過去からの推移データ	138
イ	政府全体の支出の機能別内訳シェア	139
ウ	教育分野全体の支出の内訳シェア	140
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	141
ア	特に支出が増加している分野及び領域	141
2-2	支出（地方政府全体について）	144
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	144
ア	地方政府全体の支出の内訳シェアと推移	144
イ	教育分野全体の支出の内訳シェア	145
ウ	特徴的な支出構造	146
3-1	その他の動向（国全体について）	147
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	147
ア	教育費控除制度の概要	147
3-2	その他の動向（地方政府全体について）	149
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	149
(2)	民間資金の活用	149
4	付録：教育に関する最近の動向	150
(1)	フランスの学制	150
(2)	文部政策	152
ア	歴史的背景	152
イ	現在の文化政策の問題点	152
第6章	フィンランド	154
1-1	収入（国全体について）	154
(1)	政府全体の収入構造	154
ア	収入に関する過去からの推移データと収入内訳シェア	154
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	156
ア	教育分野省管轄分野等のために充てられる特定の収入及び制度の概要	156
1-2	収入（地方政府全体について）	157
(1)	政府全体の収支構造	157
ア	収入に関する過去からの推移データ	157
イ	収入内訳シェア	158
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	159

ア	教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要	159
イ	財務省「自治体の基本サービスに関する財源移譲」	159
ウ	教育省が管轄する自治体への財源移譲・任意補助金	161
2-1	支出（国全体について）	164
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	164
ア	政府全体の支出の内訳シェアと過去からの推移	164
イ	教育分野全体の支出の内訳シェア	167
ウ	支出に関する過去からの推移データ	168
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	169
ア	特に支出が増加している分野及び領域	169
2-2	支出（地方政府全体について）	172
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	172
ア	政府全体の支出の内訳シェア	174
イ	教育分野全体の支出の内訳シェア	175
ウ	支出に関する過去からの推移データと特徴的な支出構造	175
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	177
ア	特に支出が増加している分野及び領域	177
3-1	その他の動向（国全体について）	178
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	178
(2)	民間資金の活用	180
ア	高等教育機関に寄附した場合の優遇制度	180
イ	個人向け・法人向け基金の概要	180
3-2	その他の動向（地方政府全体について）	181
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	181
(2)	その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	181
第7章	オーストラリア	182
1-1	収入（国全体について）	182
(1)	政府全体の収入構造	182
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	186
1-2	収入（地方政府全体について）	188
(1)	政府全体の収入構造	188
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	191
2-1	支出（国全体について）	193
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	193
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	197
2-2	支出（地方政府全体について）	201

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	201
(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向	203
3-1 その他の動向（国全体について）	206
(1) 個人が支出した教育費に対する支援や控除制度等	206
(2) 民間資金の活用	206
(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	207
3-2 その他の動向（地方政府全体について）	210
(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	210
(2) 民間資金の活用	210
(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組	210
第8章 中国	211
1-1 収入（国全体について）	211
(1) 政府全体の収入構造	211
ア 収入内訳シェア	211
イ 収入に関する過去からの推移データ	213
(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	215
ア 教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要	215
1-2 収入（地方政府全体について）	216
(1) 政府全体の収入構造	216
ア 収入内訳シェア	216
イ 収入に関する過去からの推移データ	218
(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	220
ア 教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要	220
イ 教育費用支出に充てられる税制がある場合、その概要	220
ウ その他特徴的な取組	220
2-1 支出（国全体について）	221
(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	221
ア 政府全体の支出の内訳シェア	221
イ 支出に関する過去からの推移データ	223
ウ 教育分野全体の支出の内訳シェア	225
(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向	226
ア 就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向	226
2-2 支出（地方政府全体について）	228
(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	228
ア 政府全体の支出の内訳シェア	228
イ 支出に関する過去からの推移データ	230

ウ	教育分野全体の支出の内訳シェア	232
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	232
ア	雲南省における民間幼稚園支援	232
第9章	韓国	233
1-1	収入（国全体について）	233
(1)	政府全体の収入構造	233
ア	収入内訳シェアと推移	233
イ	財政データ	236
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	238
ア	教育税（国税）	238
イ	地方教育税（地方税）	239
ウ	導入の背景・導入後の経過等	240
1-2	収入（地方政府全体について）	243
(1)	政府全体の収入構造	243
ア	収入の財源別内訳とその推移	243
イ	財政データ	244
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	245
2-1	支出（国全体について）	246
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	246
ア	政府全体の支出の内訳シェア	246
イ	教育分野全体の支出の内訳シェア	250
ウ	教育分野全体の支出の内訳シェアの推移とその特徴	251
エ	特徴的な支出構造	253
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	254
ア	特に支出が増加している分野及び領域	254
イ	就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向	254
2-2	支出（地方政府全体について）	257
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	257
ア	政府全体の支出の内訳シェア	257
イ	教育分野全体の支出の内訳シェア	258
ウ	支出に関する過去からの推移データ	259
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	260
ア	特に支出が増加している分野及び領域	260
3-1	その他の動向（国全体について）	261
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	261
ア	教育費控除制度の概要	261

イ	税額控除の条件	261
(2)	民間資金の活用	266
ア	個人向け寄附金	267
イ	法人向け寄附金	267
ウ	個人向け・法人向け基金の概要	269
第10章	インド	272
1-1	収入（国全体について）	272
(1)	政府全体の収入構造	272
ア	収入内訳シェア	272
イ	収入に関する過去からの推移データ	274
(2)	教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	277
ア	教育目的税・中等高等教育目的税	277
イ	その他特徴的な取組	278
1-2	収入（地方政府全体について）	280
(1)	政府全体の収入構造	280
ア	収入内訳シェア	280
イ	財政データ	282
2-1	支出（国全体について）	283
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	283
ア	政府全体の支出の内訳と推移	283
イ	教育分野全体の支出の内訳シェア	288
ウ	教育分野全体の支出の内訳に関する過去からの推移データ	290
エ	特徴的な支出構造	291
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	293
ア	特に支出が増加している分野及び領域	293
イ	就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向	295
2-2	支出（地方政府全体について）	297
(1)	政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合	297
ア	教育分野全体の支出の内訳シェア	297
(2)	教育分野における各分野・領域への支出の動向	300
ア	特に支出が増加している分野及び領域	300
3-1	その他の動向（国全体について）	301
(1)	個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除	301
ア	教育費控除制度の概要	301
イ	税額控除の条件	301

第1部 調査概要

1 調査研究の件名

「教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における教育財政に関する状況調査～」

2 調査研究の目的

今後の教育投資のあり方を検討するに当たって参考とする資料を得るため、諸外国における政府全体の財政収支構造（直近の収入・支出内訳等）や教育財政（教育財政の概略、公財政教育支出の状況）、教育財源を確保するための特色ある制度・取組について調査を実施する。

3 調査研究の項目

1 収入（国及び地方政府全体）

（1）政府全体の収入構造

- ・収入内訳シェア
- ・収入に関する過去からの推移データ
- ・財政データ
- ・より詳細なデータが存在する場合、記載する

（2）教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

- ・教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要
- ・教育費用支出に充てられる税制がある場合、その概要
- ・その他特徴的な取組

2 支出（国及び地方政府全体）

（1）政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

- ・政府全体の支出内訳シェア
- ・教育分野全体の支出内訳シェア（就学前・初等・前期中等・後期中等・高等、公立・私立・学校外、その他特別支出）
- ・支出に関する過去からの推移データ
- ・特徴的な支出構造

（2）教育分野における各分野・領域への支出の動向（特色ある支出項目）

- ・特に支出が増加している（国が重点分野と定めている）分野及び領域

調査概要

- ・上記について、就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向

3 その他の動向（国及び地方政府全体）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

- ・教育費控除制度の概要（導入経緯、実績、評価など）
- ・税額控除の条件（対象者条件など）

（2）民間資金の活用（教育機関に対して寄附した場合の優遇制度など）

- ・個人向け・法人向け基金の概要

（3）その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

- ・オーストラリアやイギリスの所得連動や税額控除に相当する制度等

4 調査研究の対象国

アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、フィンランド、中国、韓国、インド

5 調査手法

文献調査、ヒアリング調査

6 有識者監修

本調査の特性に鑑み、東京大学大学院教育学研究科山本清教授に意見聴取を行い、報告書の監修をいただいた。

調査概要

第2部 調査結果まとめ

～調査結果の比較一覧～

調査結果まとめ

●収入についての各国比較 (単位：円¹⁾)

	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス
国全体					
全体収入額	273兆7,639億 (2013年)	20兆4,239億 (2009年)	63兆7,587億 (2013年)	156兆7,307億 (2013年) ※ドイツ連邦＋EU出資分＋州＋政府地区＋社会保障	50兆6,748億 (2013年)
教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	なし	なし	なし	なし	なし
地方政府全体					
全体収入額	245兆1,719億 (2012年) ※州及び州内自治体(郡、市町村等)合計、一般収入	25兆8,325億 (2009年)	24兆2,081億 (2013)	29兆4,119億 (2013) ※16州＋市町村	30兆1,452億 (2013年)
教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度	・多くの州において固定資産税を初等・中等教育費用に充当	なし	・学校教育費特定負担金 国から地方教育当局に導入される	なし	なし

¹ 以下、各国数値採用年の年間平均為替レートに基づき円換算した。

調査結果まとめ

	フィンランド	オーストラリア	中国	韓国	インド
国全体					
全体収入額	6兆8,989億 (2013年) ※国+地方+被 用者年金基金+ その他の社会保 障基金	36兆449億 (2013年)	97兆5,214億 (2013年)	26兆7,686億 (2013年) ※一般会計+特 別会計	32兆5,562億 (2012年) ※中央政府+地 方政府
教育費支出等のための収入及びその制度	富くじの独占企業ヴェイッカウス(株)の収益を富くじ法に基づき教育文化省が管轄するスポーツ・芸術・学術・青少年事業の振興に充当	なし	教育費附加税	教育税	・教育目的税 ・中等高等教育目的税
地方政府全体					
全体収入額	6兆1,130億 (2013年)	9兆4,410億 (2013年)	111兆7,980億 (2013年)	23兆3,969億 (2013年) ※自治団体間(広 域・基礎自治団 体)における重複 額を含む	21兆3,955億 (2012年)
教育費支出等のための収入及びその制度	財務省及び教育文化省からの財源移譲・任意補助金を自治体の教育分野に充当	連邦政府からの特定目的拠出金の内「学生最優先基金」	・地方教育附加税 ・地方政府系基金	なし	なし

調査結果まとめ

●支出についての各国比較 (単位：円)

	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス
国全体					
全体支出額	340兆7,967億 (2013年)	19兆8,568億 (2009年)	71兆4,920億 (2013年)	157兆9,698億 (2013年) ※ドイツ連邦+ EU+州+政府地 区+社会保障	50兆1,497億 (2011年)
教育費額と割合 (%)	7兆1,825億 (2.1%) (2013年)	4,844億 (2009年) 2.4%	11兆4,009億 (2013) 15.9%	14兆6,528億 (2013年) ※ドイツ連邦+ EU+州+政府地 区+社会保障	5兆4,161億 ※下記公的予算 比より算定 10.8% (2011年公的予 算比)
地方政府全体					
全体支出額	254兆7,206億 ² (2012年)	35兆750億 (2009年)	17兆9,047億 (2013)	州政府 23兆3,005億 市町村 12兆6,692億 (2011年)	23兆5,230億 (2012年)
教育費額と割合 (%)	70兆2,484億 (2012年) 27.6%	7兆7,354億 (2009年) 22.1%	5兆6,056億 (2013) 31.3%	州政府 3兆1,321億 13.4% 市町村 2,718億 2.1% (2011年)	2兆5,463億 (2012年) 10.8%

² 政府間移転額 (約41億ドル) を含まない。教育費額の占める割合の算定にもこの数値を用いた。

調査結果まとめ

	フィンランド	オーストラリア	中国	韓国	インド
国全体					
全体支出額	1兆7,876億 (2013年) ※最終消費支出	39兆8,903億 (2013年)	33兆1,643億 (2013年)	20兆9,803億 (2013年) ※一般会計	47兆1,428億 (2012年) ※中央政府+地方政府
教育費額と割合(%)	2,192億 (2013年) 12.3%	9,669億 (2013年) 2.3%	1兆7,929億 (2013年) 5.4%	4兆3,689億 (2013年) 20.8% ※一般会計	5兆5,524億 (2012年) 11.8%
地方政府全体					
全体支出額	6兆94億 (2013年)	4兆3,912億 (2013年) ※特定目的拠出 金のみ	193兆9,793億 (2013年)	20兆1,067億 (2013年) ※自治団体間(広 域・基礎自治団 体)における重複 額を含む	2兆986億 (2012年)
教育費額と割合(%)	1兆7,119億 (2013年) 28.5%	1兆3,625億 (2013年) 31.0%	33兆8,501億 (2013年) 17.5%	9,636億 (2013年) 4.8% ※自治団体間(広 域・基礎自治団 体)における重複 額を含む	4,494億 (2012年) 21.4%

調査結果まとめ

●その他の動向についての各国比較 (単位：円)

	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス
国全体					
個人支出教育費への 控除・税額控除	・教育費税額控除 ・所得調整控除 ※年度により異なる	・高等教育授業料の税控除 ・通学月当り控除 ・子供の習い事控除	・早期教育・保育 ・児童ケア補助金	・教育費税額控除	・保育経費控除 ・中等教育・高等教育在籍生の扶養者控除 ・学生ローン利用者控除 ・対人サービス利用者控除
民間資金の活用	寄附金非課税制度	法人：教育機関などへの寄附金に対する税控除 個人：登録教育貯蓄プラン (RESP)	・私立学校、大学からの基金	法人：大企業財団による研究学問分野への支援	なし
特色ある制度・取組	・優遇税制適用教育費貯蓄プラン ・仕事関連教育費の業務控除	なし	・授業料ローン ・生活費ローン ・生活費給付制奨学金 ・特別給付性奨学金	・低所得家庭への教育費支援 ・奨学金制度 ・児童手当	なし
地方政府全体					
個人支出教育費への 控除・税額控除	・教育費税額控除 ・優遇税制適用教育費貯蓄 ※一部の州政府で実施	・ニューブランズウィック授業料リベート ・オンタリオ州授業料 30%助成金制度など	なし	なし	なし
民間資金の活用	私立学校生徒向け奨学金の税控除 ※一部の州政府で実施	法人：教育機関などへの寄附金に対する税控除 個人：RESP 貢献による給付金制度	なし	なし	なし
特色ある制度・取組	多くの州において固定資産税を初等・中等教育費用に充当	教育ローン返済補助プラン	なし	なし	なし

調査結果まとめ

	フィンランド	オーストラリア	中国	韓国	インド
国全体					
個人支出教育費への 控除・税額控除	公教育がほぼ無償ため、教育費自体の控除制度は存在せず	・若年学生・研修生対象給付金 ・25歳以上学生・研修生対象給付金 ・先住民・トレス諸島民学生・研修生給付金	なし	教育費税額控除	・個人またはヒンドゥー教不分割家族向け教育費税額控除制度 ・高等教育対する教育ローン促進提案
民間資金の活用	法人：指定された大学、高等学校、退学基金に寄附する場合の税額控除 個人：職業資格奨学金	政府認定機関への寄附、学校施設整備基金の控除	なし	学校発展基金、大学発展基金 (個人所得税額控除、法人での一部損金認定)	なし
特色ある制度・取組	なし	高等教育機関や職業訓練機関で学ぶ費用を支援する制度 (HELP)	なし	なし	なし
地方政府全体					
個人支出教育費への 控除・税額控除	公教育がほぼ無償ため、教育費自体の控除制度は存在せず	なし	なし	なし	なし
民間資金の活用	なし	なし	なし	なし	なし
特色ある制度・取組	保育を幼児教育の一環として、自治体が保育料を徴収	地域内のパートナーシップ確立のための助成金	なし		なし

調査結果まとめ

各調査対象国の通貨と日本円への変換レート

調査対象国	通貨名	日本円への変換レート ³
アメリカ	米ドル	2013年：98.65円、2012年：80.82円
カナダ	カナダドル	2009年：83.79円
イギリス	ポンド	2013年：156.7円
ドイツ	ユーロ	2013年：131.18円、2011年：112.62円
フランス	ユーロ	2013年：131.18円、2012年：104.13円 2011年：112.62円
フィンランド	ユーロ	2013年：131.18円
オーストラリア	豪ドル	2013年：96.39円
中国	人民元	2013年：16.2円
韓国	ウォン	2013年：0.0914円
インド	ルピー	2012年：1.66円

³ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「1990年以降の為替相場」年間平均TTS値を採用
http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past_3month.php

調査結果まとめ

第3部 調査結果

第1章 アメリカ

1-1 収入（国全体について）

（1）政府全体の収入構造

米国連邦政府の会計年度は10月1日～翌年9月30日であるため、以下の政府の収入に関する年度はすべて9月末年度を示す。

ア 収入内訳シェア

大統領直属機関の行政管理予算局 (Office of Management and Budget) によると、2013年9月末年度と2014年9月末年度の収入額はそれぞれ2兆7,751億ドルと3兆214億ドルであった。主な収入別の内訳では、個人所得税が収入額のほぼ半分を占める。

図表1-1：収入内訳⁴（2013年度・2014年度）

（単位：100万ドル）

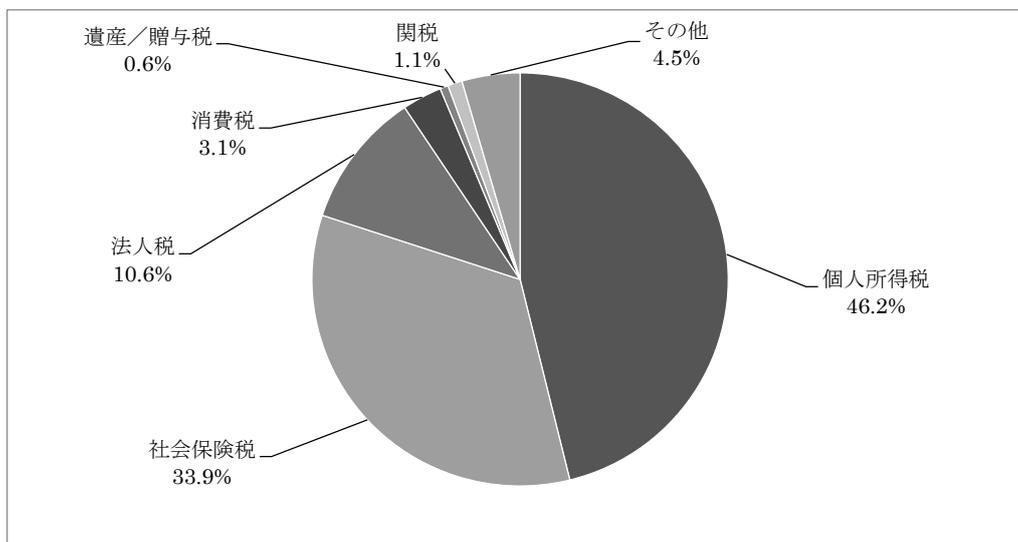
収入源	2013年度		2014年度	
	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)
個人所得税	1,316,405	47.4	1,394,568	46.2
社会保険税	947,820	34.2	1,023,458	33.9
法人税	273,506	9.9	320,731	10.6
消費税 ⁵	84,0077	3.0	93,368	3.1
遺産／贈与税	18,912	0.7	19,300	0.6
関税	3,1815	1.1	33,926	1.1
その他	102,638	3.7	136,136	4.5
合計	2,775,103	100%	3,021,487	100%

⁴ 行政管理予算局ホームページ：<http://www.whitehouse.gov/omb/budget/Historical>

⁵ 消費税 (Exercise tax) とは、ガソリンやその他燃料、電話通話料や航空運賃など特定の取引やタバコやアルコール類に課せられる税のことをいう。：<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p510.pdf>

第1章 アメリカ

図表 1-2 : 収入内訳シェア (2014 年度)



また、2015～2020 年度の収入予測値と主な内訳は以下のとおりである。大統領予算教書を策定する行政管理予算局は、2016 年度の連邦政府収入は前年度より約 11% 増加すると予測しており、2016 年度から 2020 年度の間は年率 5.3% 増加を想定している。増加率は、主に経済成長とインフレの結果による収入増加予測をベースとしている。2014 年度に成立した複数の法律による収入への将来的な影響も考慮している。毎年度の予算教書策定の際に予想値は修正される。

図表 1-3 : の収入予測値と主な内訳⁶ (2015～2020 年度)

(単位: 100 万ドル)

年度	個人 所得税	社会保険税	法人税	消費税	その他	合計
2015	1,478,076	1,065,012	341,688	95,898	195,398	3,176,072
2016	1,645,628	1,111,926	473,304	112,084	182,237	3,525,179
2017	1,770,347	1,173,288	499,763	120,296	191,286	3,754,980
2018	1,886,884	1,228,575	503,027	122,379	203,550	3,944,415
2019	1,999,800	1,280,398	507,206	124,346	223,223	4,134,973
2020	2,118,406	1,332,212	512,535	126,354	242,735	4,332,242

⁶ 行政管理予算局ホームページ:

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2016/assets/ap_12_receipts.pdf

第1章 アメリカ

イ 収入に関する過去からの推移データ

直近の過去 10 年間の米国連邦政府収入額は、2004 年からほぼ 1 兆ドル増加した。収入別にみると、個人所得税の占める比率は安定的に 4 割を越えている。

図表 1 - 4 : 米国連邦政府収入、過去 10 年の推移と内訳及びシェア⁷

(単位 : 10 億ドル)

年度/ シェア	個人所得税	社会保険税	法人税	消費税	遺産/ 贈与税	関税	その他	合計
2004	809.0	733.4	189.4	69.9	24.8	21.1	32.6	1,880.1
(%)	43.0	39.0	10.1	3.7	1.3	1.1	1.7	100
2005	927.2	794.1	278.3	73.1	24.8	23.4	32.7	2,153.6
(%)	43.1	36.9	12.9	3.4	1.2	1.1	1.5	100
2006	1,043.9	837.8	353.9	74.0	27.9	24.8	44.6	2,406.9
(%)	43.4	34.8	14.7	3.1	1.2	1.0	1.9	100
2007	1,163.5	869.6	370.2	65.1	26.0	26.0	47.5	2,568.0
(%)	45.3	33.9	14.4	2.5	1.0	1.0	1.8	100
2008	1,145.7	900.2	304.3	67.3	28.8	27.6	50.0	2,524.0
(%)	45.4	35.7	12.1	2.7	1.1	1.1	2.0	100
2009	915.3	890.9	138.2	62.5	23.5	22.5	52.1	2,105.0
(%)	43.5	42.3	6.6	3.0	1.1	1.1	2.5	100
2010	898.5	864.8	191.4	66.9	18.9	25.3	96.8	2,162.7
(%)	41.5	40.0	8.9	3.1	0.9	1.2	4.5	100
2011	1,091.5	818.8	181.1	72.4	7.4	29.5	102.8	2,303.5
(%)	47.4	35.5	7.9	3.1	0.3	1.3	4.5	100
2012	1,132.2	845.3	242.3	79.1	14.0	30.3	107.0	2,450.2
(%)	46.2	34.5	9.9	3.2	0.6	1.2	4.4	100
2013	1,316.4	947.8	273.5	84.0	18.9	31.8	102.6	2,775.1
(%)	47.4	34.2	9.9	3.0	0.7	1.1	3.7	100

⁷ 議会予算局ホームページ Congressional Budget Office (CBO) : <http://www.cbo.gov/topics/budget>

ウ GDP（国内総生産）に占める連邦収入額比率の推移

直近の過去10年間の米国連邦政府収入額がGDPに占める比率は、15%～17%の前後で推移している。収入額の伸長の一方、GDP総額も増加したため、比率に大きな変化はなかった。以下は、GDPに占める連邦収入額比率の推移である。

図表1-5：GDPに占める連邦収入額比率の推移⁸

(単位：10億ドル)

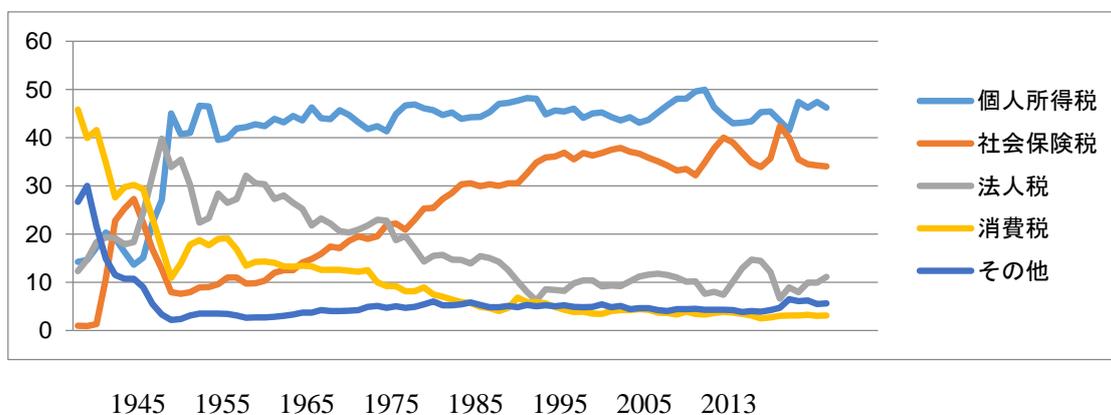
年度	GDP総額	収入額/GDP (%)
2004	12,088.6	15.6
2005	12,888.9	16.7
2006	13,684.7	17.6
2007	14,322.9	17.9
2008	14,752.4	17.1
2009	14,414.6	14.6
2010	14,798.5	14.6
2011	15,379.2	15.0
2012	16,026.4	15.3
2013	16,581.6	16.7
2014	17,244.0	17.5

エ 連邦収入の内訳比率推移（1940年代～2013年）

収入の内訳比率を長期的にみると、1940年代から個人所得税と社会保険税による収入額が大幅に増加したことによって、総収入額に占める個人所得税は4割以上、社会保険税は3割以上のレベルで推移して今日に至っている。1943年に個人所得税の源泉徴収が導入されたことで納税額が飛躍的に上昇した。

図表1-6：米国連邦政府収入の主な内訳の比率：1930年代からの推移

(単位：%)



⁸ 議会予算局ホームページ Congressional Budget Office (CBO) : <http://www.cbo.gov/topics/budget>

第1章 アメリカ

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

連邦レベルでは存在しないが地方の学区レベルでは学校税がある。その詳細については、「1-2 収入（州及び地方政府全体について）(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度」を参照されたい。

(3) その他特徴的な取組

米国では個人が支出した教育費に対する税額控除制度がある。詳細については、後述「3-1 その他の動向（国全体について）」を参照されたい。

1-2 収入（州及び地方政府全体について）

本報告書では、州内の自治体を地方政府と定義する。州内の自治体とは郡(County)や市町村、特別目的地方政府（Special Purpose Local Government）などを含む。州政府と区別された統計資料では、これらを便宜上「地方」とする。州と地方の大多数は7月1日から6月30日の会計年度を採用している。一部の州や地方で3月末期や9月末期などの年度を独自に採用している。米国情勢局の統計は、異なる会計年度をそのまま利用しており、例えば2011/2012年度（以下、2012年度とする）統計には2012年6月末期の他、3月末期や6月末期など混在する。国勢局統計には約9,000の州及び地方政府が含まれる。

(1) 州及び地方政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

以下は、2012年度の州及び地方政府の収入内訳である。

図表1-7：州及び地方政府の収入内訳（2012年度）⁹

（単位：100万ドル）

	州及び地方（シェア）	州政府（シェア）	地方（シェア）
収入合計	3,033,555 (100%)	1,907,027 (100%)	1,615,194 (100%)
一般収入 （一般収入+政府間移転）	2,598,043	1,630,035	1,456,674
政府間移転	584,499 (19.3%)	533,658 (28%)	539,509 (33.4%)
連邦からの移転	584,499	514,139	70,360
州からの移転	0	0	469,147
地方からの移転	0	19,518	0
一般収入 （税金+料金収入合計）	2,013,544	1,096,377	917,167
税金収入	1,388,155 (45.8%)	799,350 (41.9%)	588,804 (36.4%)
固定資産税	446,099	13,111	432,989
売上税等	476,447	378,544	97,903
個人所得税	307,335	280,693	26,642
法人税	49,031	41,821	7,210
自動車免許	24,385	22,631	1,753
その他の税収	84,858	62,550	22,308

⁹ 米国情勢局ホームページ：<http://www.census.gov/govs/state/>

国勢局は州と地方政府からの財政に関する回答に基づいて統計資料を公表する。

* 政府間移転には、他の政府からの補助金 (grants)、譲与税 (shared taxes)、緊急時ローン (contingent loans) や特定目的援助前借金 (advances) などが含まれる。料金や一般収入には公的病院利用費や大学授業料、高速道路や空港の使用料、下水施設使用やゴミ収集費などが含まれる。

第1章 アメリカ

料金や一般収入*	625,389 (20.6%)	297,027 (15.6%)	328,362 (20.3%)
光熱水道費収入	151,735 (5%)	13,626 (0.7%)	138,109 (8.6%)
酒類販売収入	8,340 (0.3%)	7,114 (0.4%)	1,226 (0.1%)
保険基金等	275,437 (9%)	256,251 (13.4%)	19,186 (1.2%)

2012年度の州と地方政府の収入全体は、3兆335億ドルであった。これは、ほぼ連邦政府の収入額（2014年度、3兆214億ドル）に匹敵する規模である。主な収入源は税収入で1兆3,881億ドルに上り、収入合計額のほぼ半分の45.8%を占めた。

州と地方政府の一般収入（一般収入と政府間移転の合計）は2兆5,980億ドルで、一般収入に税収入が占める割合は53.4%となった。

連邦政府からの助成金などの受取額は、5,844億ドルで全体の19.3%であった。州政府への連邦政府からの補助金などの受取額が5,336億ドルで、州政府収入額全体の28%を占めた。地方は州政府からの受取額が4,691億あるが、連邦政府からの補助金が州政府を經由して支払われる額も含まれるが、上記統計には反映されていない。

なお、州と地方政府の収入額（3兆335億ドル）は、州政府収入額（1兆9,070億ドル）と地方政府収入額（1兆6,151億ドル）の合計から、州から地方への移転額と地方から州への移転額を差し引いたものである。

イ 連邦政府と州及び地方政府の政府間の財政制度について

① 政府間の財政制度の基本的な考え方

米国は50州がそれぞれに主権を持つ連邦制であり、州政府は自主独立の度合いが強い。米国連邦レベルでは地方自治体に関する規定はなく、それぞれの州法で地方自治制度の規定をしている。そのため、州内の自治体の種類や自治権の範囲などは、州によって異なる。

財政面でも、州政府は財政運営や課税に関して広範な権限を持つ。州政府の課税権については、連邦憲法が輸出入関税や州際通商の課税を禁止するが、それら条項を遵守すれば州法において課税の規定ができる。地方政府の財政運営と課税や手数料徴収などは、州憲法や州法などによって規制¹⁰される。

米国は連邦財政連合（federal fiscal union）であり、州政府は課税権や財政運営の広範な権限を持つが、連邦税制の一部である。連邦政府は個人の収入レベルで段階的に増える所得税を課し、収入レベルの高い州からはより多くの所得税収入を得る。一方、連邦政府の補助金は、セイフティーネット（生活保護や雇用などの社会保障）の施策を通じて、低所得人口を持つ州へ政府間移転を行う傾向がある。

¹⁰ 東京都主税局委託調査：http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc25_chosahokokusho.pdf

サンフランシスコ地区連銀の調査報告¹¹によれば、個人当りの納税額が移転額を超える州や、逆に移転額が納税額を超える州もあり、州によってその差は大きい、連邦への納税と政府間移転の仕組みは長期的に州間の経済的格差を減らすのに役立つとされる。また、この仕組みは州経済を安定させる効果も認められるという。

② 政府間財政移転（連邦補助金）¹²について

米国連邦政府から州及び地方政府に対する財政移転は、主に連邦補助金（**federal grants**）のことである。補助金は、ブロック補助金（**block grants**）、特定フォーミュラ（**categorical formula grants**）、プロジェクト補助金（**project grants**）、に大別できる。

ブロック補助金は、州及び地方政府がその用途について自由に決定ができる。特定フォーミュラは、連邦法規や連邦政府機関によって用途と一定条件が設定されている。州及び地方政府は補助金をその制約内で使わねばならないが、実行段階での細部条件は州と地方で決定できる。特定フォーミュラの補助金タイプには、貧困層地区義務教育支援、高速道路、メディケイドなどが含まれる。ブロックと特定フォーミュラは、法規に基づいた補助基準計算方法をベースに補助金額が決定される。

一方、プロジェクト補助金は、既に連邦が指定したタイプと用途のプロジェクトのみに提供される。州及び地方政府は、該当するプロジェクト計画書などを連邦政府の所管省庁に応募提出し、所管省庁が審査、選考の上、補助金が提供される。

なお、米国には日本の地方交付税に匹敵するような財政調整制度は存在しない¹³。

③ 連邦政府から州と地方政府への補助金（**federal grants**）支出規模

米国議会予算局は、連邦政府から州と地方政府への補助金の支出推移を報告¹⁴しており、2011年度（2011年9月末期）は6,070億ドルの補助金を州と地方政府に支払っている。これは連邦政府支出額のほぼ17%を占め、米国国内総生産（GDP）の4%に匹敵する。連邦政府からの助成金は、州と地方政府による支出の約4分の1を占める。

6,070億ドルの主な内訳は、健康医療保険関連（2,930億ドル）、所得保障関連（1,140億ドル）、教育関連（890億ドル）、運輸関連（610億ドル）、その他（500億ドル）であった。健康医療保険関連の支出が助成金のほぼ半分を占めるが、こ

¹¹ サンフランシスコ地区連銀ホームページ：

<http://www.frbsf.org/economic-research/publications/economic-letter/2013/december/taxes-transfers-redistribution-us-federal-government-states/>

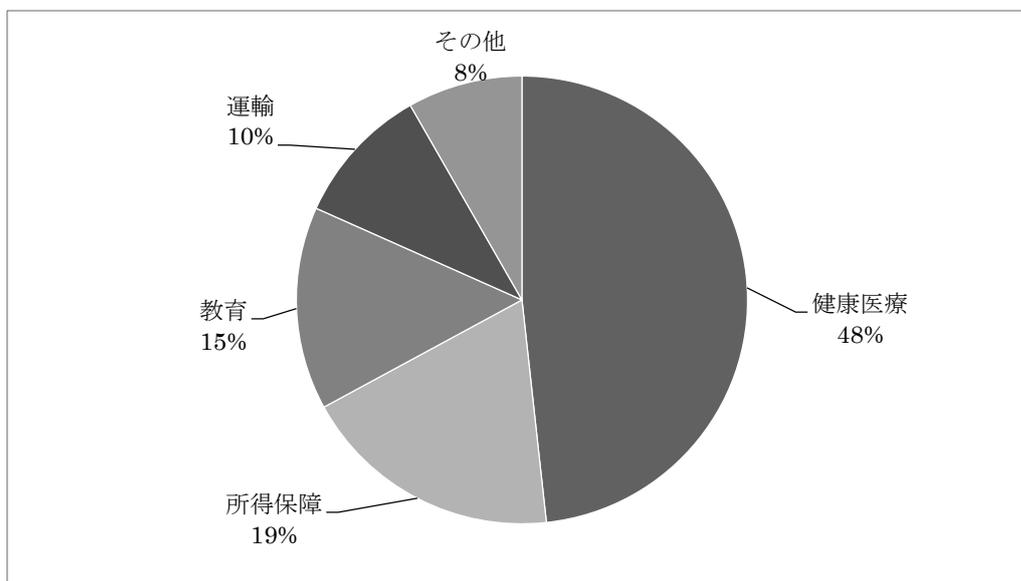
¹² 議会予算局ホームページ：<http://www.cbo.gov/publication/43967>

¹³ 日本国立国会図書館レポート：<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0612.pdf>

¹⁴ 議会予算局ホームページ：<http://www.cbo.gov/publication/43967>

これは主に公的医療保険制度のメディケイド（Medicaid）の連邦政府負担が増加していることによる。

図表1－8：連邦政府から州と地方政府への助成金内訳（2011年度）



出典元：米国議会予算局

ウ 収入に関する過去からの推移データ

① 過去5年間の推移¹⁵

国勢局統計によれば、直近の過去5年間の州と地方政府の一般収入（税金や料金など一般収入と政府間移転の合計）のレベルは、2.3兆ドルから2.6兆ドルの間で推移した。収入合計では、2011年に3兆4,335億ドルがピークとなり、2012年度は約3兆ドルで2007年度のレベルに落ちた。2011年度と2012年度の一般収入はほぼ同じレベル（2.6兆ドル）であったが、2011年度は連邦政府からの移転額が6,476億ドル（2012年度、5,844億ドル）、保険基金等が6,645億ドル（2012年度、2,754億ドル）と高かったことが主な要因で、2012年度の収入合計は前年に比べてほぼ4,000億ドル減少した。

リーマンショックに端を発した金融危機によって、2008年度から2010年度にかけて法人税や個人所得税が落ち込んだが、主に連邦政府からの移転額増加によって一般収入は2.4～2.5兆ドルのレベルを保持した。しかし、2009年度は収入合計が2.1兆ドルで一般収入の2.6兆ドルを下回る結果となった。これは、2009年度に保

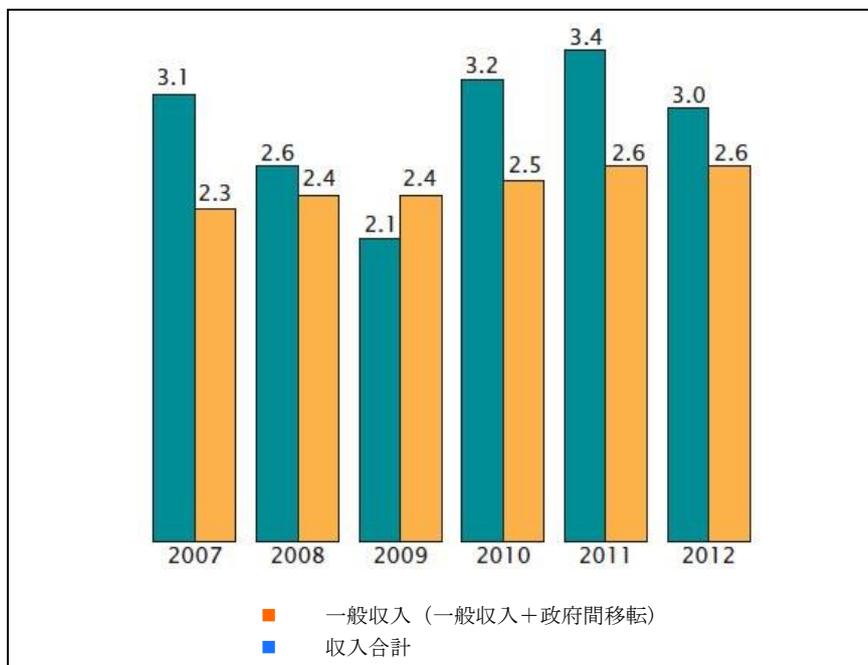
¹⁵ 米国国勢局ホームページ：<http://www.census.gov/newsroom/press-releases/2014/cb14-227.html>
http://www2.census.gov/govs/local/summary_report.pdf
 国勢局は直近の5年間の推移を公表しているため、その資料に基づく報告とする。

第1章 アメリカ

険基金等のカテゴリーの従業員退職金積立の投資損失が計上されたからだ。同年度は退職金積立投資損失が5,523億ドルも発生したことがマイナス要因となった。

図表1-9：州と地方政府の収入推移（2007～2012年度）

（単位：兆ドル）



出典元：米国情勢局

② 2012年度と2007年度の比較

米国情勢局による2012年度と2007年度の州と地方政府の収入比較は以下の表のとおりである。

図表1-10：州と地方政府の収入傾向（2012年度・2007年度）

（単位：100万ドル、出典元：米国情勢局）

	2012年度	2007年度	
	州及び地方（シェア）	州及び地方（シェア）	変化率
収入合計	3,033,555 (100%)	3,068,075 (100%)	-1.1
一般収入 (一般収入+政府間移転)	2,598,043	2,330,611	11.5
政府間移転	584,499 (19.3%)	464,914 (15.2%)	25.7
連邦からの移転	584,499	464,914	25.7
州からの移転	0	0	
地方からの移転	0	0	
一般収入 (税金と料金収入合計)	2,013,544	1,865,697	7.9
税金収入	1,388,155 (45.8%)	1,283,496 (41.8%)	8.2

第1章 アメリカ

固定資産税	446,099	388,905	14.7
売上税等	476,447	440,470	8.2
個人所得税	307,335	290,278	5.9
法人税	49,031	60,955	-19.6
自動車免許	24,385	21,045	15.9
その他の税収	84,858	81,843	3.7
料金や一般収入	625,389 (20.6%)	582,201 (19%)	7.4
光熱水道費収入	151,735 (5%)	133,933 (4.4%)	13.3
酒類販売収入	8,340 (0.3%)	6,823 (0.2%)	22.2
保険基金等	275,437 (9%)	596,708 (19.4%)	-53.8

米国情勢局は 2012 年度と 2007 年度の州と地方政府の収入を比較分析し、次のような特徴を挙げた。

- ・収入合計はこの 5 年間で 1.1% だけ減少した。保険基金等のカテゴリーが 53.8% の減少したことがその主要因だ。
- ・2012 年度の税収入は、2007 年度から 8.2% の増加をした。
- ・個人所得税は 2,903 億ドルから 3,073 億ドルと 5.9% 増となったが、法人税は 610 億ドルから 490 億ドルと 19.6% 減となった。
- ・連邦からの助成金等の移転額は、4,649 億ドルから 5,845 億ドルに 25.7% の上昇を示した。

③ 2004 年度からの州と地方政府の収入額の推移¹⁶

直近の過去 8 年間で、州及び地方政府の収入額に占める政府間移転の比率を以下にまとめた。

¹⁶ 米国情勢局は 2004 年度からの統計を公表している。ホームページ：
http://thedataweb.rm.census.gov/TheDataWeb_HotReport2/stateandlocalfinance/stateandlocalfinance.html?YEAR4=2012&STATE=1

第1章 アメリカ

図表1-11：州と地方の収入額の推移（2004～2011年度）
（出典元：米国国勢局、単位：100万ドル）

		州及び地方政 府	政府間移転／収入 合計額
2004	政府間移転	423,112	
	一般収入	1,887,397	
	総合計	2,434,155	17.4%
2005	政府間移転	438,558	
	一般収入	2,026,034	
	総合計	2,528,546	17.3%
2006	政府間移転	452,975	
	一般収入	2,197,475	
	総合計	2,742,151	16.5%
2007	政府間移転	464,914	
	一般収入	2,330,611	
	総合計	3,068,075	15.2%
2008	政府間移転	477,441	
	一般収入	2,421,977	
	総合計	2,620,868	18.2%
2009	政府間移転	537,949	
	一般収入	2,429,672	
	総合計	2,098,595	25.6%
2010	政府間移転	623,801	
	一般収入	2,510,846	
	総合計	3,180,023	19.6%
2011	政府間移転	647,606	
	一般収入	2,618,037	
	総合計	3,440,609	18.8%

過去8年間の州及び地方政府の一般収入（一般収入と政府間移転の合計）、政府間移転、収入合計の推移をみると、2004年度から政府間移転の額が増加しているが、収入合計に占める比率は金融危機に直面した2009年度の25%を除き、20%以下であった。

収入額全体は、2004年度の2.4兆ドルから2007年度に3兆ドルに伸びたが、金融危機による米国経済不振に伴い2008年度と2009年度は落込んだ。前述したように、2009年度は退職年金積立投資損失のために収入全体が一般収入を下回る結果となった。

さらに、次の米国国勢局による収入推移の政府間移転の額には、補助金以外のローンなども含まれる。州と地方政府が提供する資料に基づく統計であるため、多くの州で2011年7月末年度を使っている。国勢局統計には、政府間移転の内訳報告はない。一方、前述（1.イ（ウ）「連邦政府から州と地方政府への補助金支

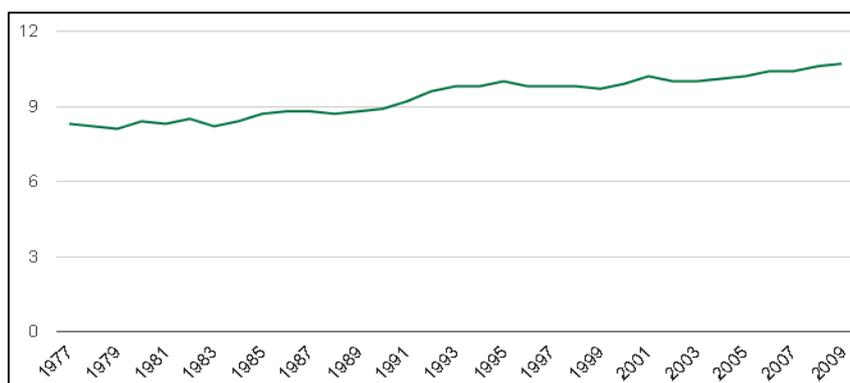
出規模」は米国議会予算局による連邦政府の統計で、連邦政府からの補助金の支出額をベースとしている。そのため、両方の2011年度の数字を単純に比較はできない。

④ GDPに占める州及び地方政府の一般収入額比率の推移

米国会計検査院（General Accounting Office）が、1977年から2009年までのGDPに占める州及び地方政府の一般収入額の比率の推移を発表¹⁷している。一般収入には政府間移転額も含まれる。

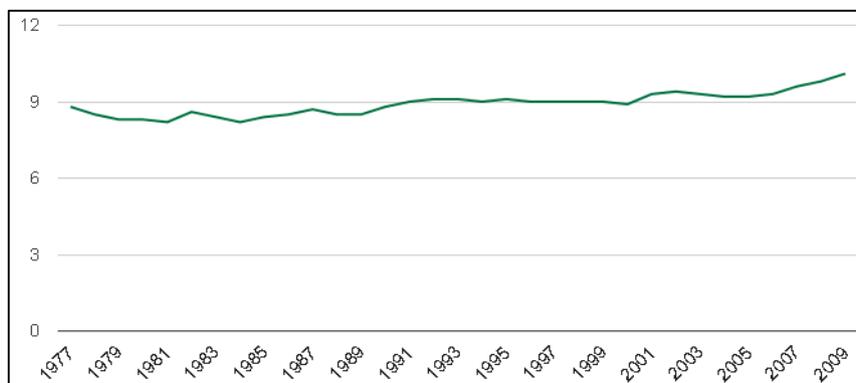
GDPに占める州政府の収入額比率は、1977年の8.3%から2001年には10%を超え、2009年には10.7%に伸びた。地方政府の比率も同様に伸びており、1977年の8.8%から2009年には10.1%に増えた。

図表1-12：GDPに占める州政府の収入額比率の推移 (%)



¹⁷ 米国会計検査院ホームページ： http://www.gao.gov/fiscal_outlook/state_local_fiscal_model/overview#t=3

図表 1-13 : GDP に占める地方政府の収入額比率の推移
(%)



出典元：米国会計検査院

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

ア 教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要

① 州政府

州政府は特定の収入を教育費に充てる方針や制度はない。基本的には、一般収入から教育費を割り当てる。

また、州政府は州憲法や州法によって州内の自治体や学区 (school district) に公立初等・中等教育 (就学前幼稚園から高校3年まで、Kindergarten to 12th grade : K-12) に対する補助金を提供する。これは通常、政府間移転の州から地方への移転額に含まれる。多くの州では原則的に私立の教育機関への直接補助金制度はない。40州では宗教系学校への補助を州法で禁止、12州では私立学校への補助を禁止している¹⁸。

教育補助金の割出し方は、州によって計算方式に違いがある。多くの州では、教育費の基本補助と特定分類補助 (特別養護教育やサマー・スクールなど) の2分野に分けているが、基本補助のみの州もある。州によって教育補助金計算方式は異なり、計算方式も複雑である。基本補助の計算方式の考え方は、まず年間生徒一人に必要な費用を設定する。そして地方政府の固定資産税 (Property Tax) の収入による教育予算を決定して、設定した必要教育費用に地方の教育予算が足りない分を州政府が補助する¹⁹というものである。

¹⁸ 参照) 州政府教育委員会 (Education Commission of the States) ホームページ : <http://www.ecs.org/clearinghouse/01/16/97/11697.pdf>

¹⁹ 参照) 州政府教育委員会 (Education Commission of the States) ホームページ : <http://www.ecs.org/html/issue.asp?issueid=48&subIssueID=43>

② 地方政府の初等・中等（K-12）教育費のために充てられる収入

米国の多くの州では、地方政府で徴収する固定資産税（Property Tax）を初等・中等教育費にあてる。固定資産税が「学校税」ともいわれる所以である。

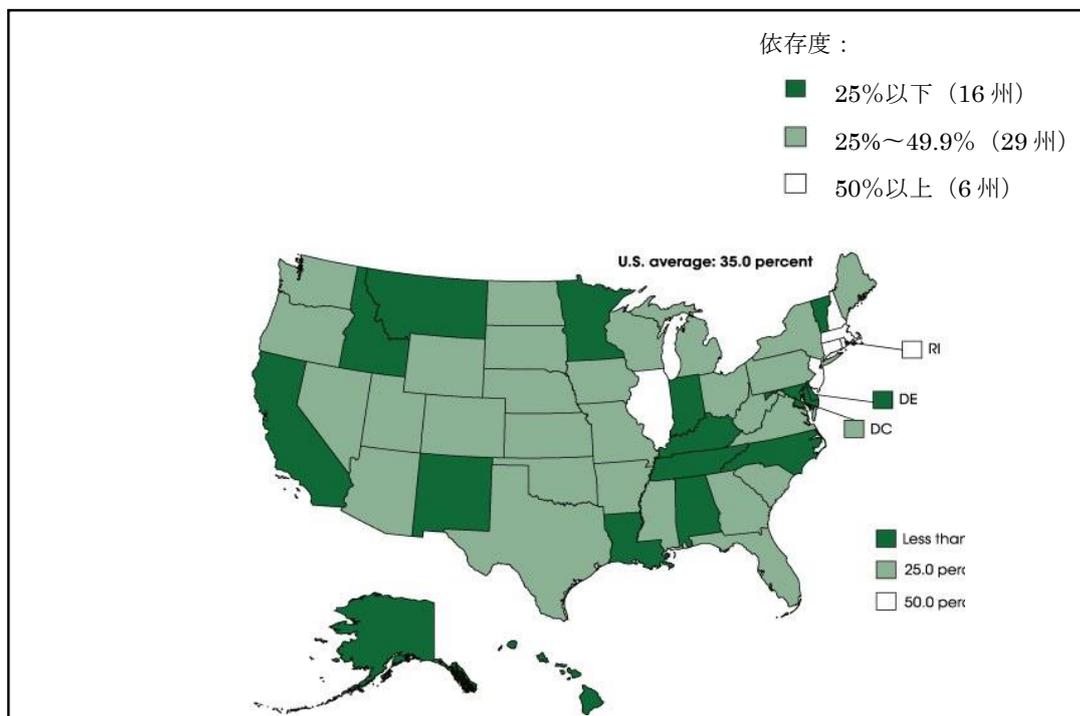
固定資産税が初等・中等教育費に充てられてきた歴史は古い。19世紀初頭に各地で公立学校制度が整備されると共に、地方主導でその財源を確保する必要があった。そのため、多くの州では既に19世紀半ば～20世紀初頭には、固定資産税の収入で初等・中等教育費に充てることを州法において制定した。例えば、固定資産税を充てることをオハイオ州は1825年、ミネソタ州は1849年、オレゴン州は1850年に制定²⁰した。州によって州法や規則を改定、または修正を繰り返してきたものの、現在でも多くの州において地方政府の徴収する固定資産税が初等・中等教育費の財源となっている。

教育省所轄機関の国立教育統計センター（National Center for Education Statistics）の調査によると、2010/2011学年度では、全国平均で固定資産税の収入が地方政府の初等・中等教育費の35%を占めた。しかし、固定資産税への依存度は州によって異なる。例えば、コネチカット州は初等・中等教育費の56%を固定資産税収入から拠出しており、米国で一番依存度の高い州となっている。依存度が50%以上と高い州は、ニュージャージー州、ニューハンプシャー州、ロードアイランド州、マサチューセッツ州、イリノイ州であった。

一方、ハワイ州は固定資産税への依存度が0%で、バーモント州は0.1%でほとんど固定資産税に依存してない。また、デラウェア州、カリフォルニア州、テネシー州、モンタナ州など14州は、固定資産税が初等・中等教育費に占める割合が25%以下と低い州であった。

²⁰ 参照) http://www.ohiohistorycentral.org/w/Property_Tax
http://www.osba.org/Resources/Article/Budget_and_Finance/History_of_school_funding.aspx
<http://education.state.mn.us/mdeprod/groups/educ/documents/basic/005211.pdf>

図表 1-14：初等・中等教育費の固定資産税への依存度²¹



出典元：国立教育統計センター

③ 地方の教育財政の仕組み

公的小・中・高校教育（K-12）の地方レベルの行政は、通常、一般の地方政府とは別組織の学区に委ねられている。ほとんどの学区では委員を公選する。州法の規定で運営されるが、多くの学区は組織的にも財政的にも独立した法人団体である。

2012 年度の国勢局の調査²²では、米国の 30 州は財政的に独立した学区である。ただし、メリーランド、ノースカロライナ、アラスカ、ハワイの 4 州とコロンビア特別区（ワシントン D.C.）では、学区がすべて郡や市などに従属しており、そうした学区の財政は郡や市などによって維持されている。ハワイ州は全体で 1 つの学区で、州の教育省のみが教育財政を管轄する唯一の州だ。さらに、その他の 16 州においては、独立法人の学区と州／郡／市などに従属した学区が混在する。

初等教育と高等学校が別々の学区もあるが、ほとんどは K-12 を統一した学区である。学区数は全国で 13,567（2011/12 年度）²³にのぼる。学区数は州によって異なり、テキサス州のように 1,031 も学区数があるところから、ハワイ州の 1 つとい

²¹ 国立教育統計センター：http://nces.ed.gov/programs/coe/indicator_cma.asp
http://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13_235.20.asp

²² 国勢局ホームページ：www2.census.gov/govs/cog/2012isd.pdf

²³ 国立教育統計センター：http://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13_214.10.asp
http://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13_214.30.asp

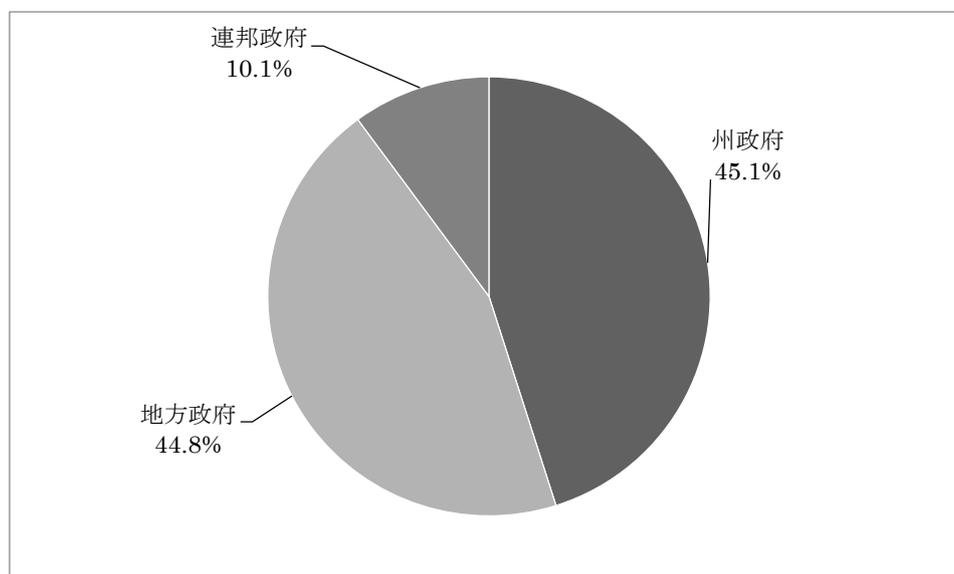
うケースもある。

前述のように、州内の地方政府（郡や市町村、及び学区を含む特別区など）が毎年、管轄地区の個人家屋と商業物件に対して固定資産税を徴収し、それが地方ごとの学区の直接の収入源となっている。固定資産税は州法によって規定されるが、州政府はその税率設定や徴収には直接関わらない。固定資産税は州内の郡や市町村、及び学区を含む特別区などの税務担当部署が不動産評価し、地域の K-12 教育予算を考慮した上で、その評価額と税率の計算を年度毎に行う。郡や市などに従属している学区も、その計算のプロセスに参画する。独立団体の学区では、税率設定や徴収も実際に行う。

固定資産税の他に、オハイオ州やペンシルバニア州など一部の州では、学区が独自に所得ベースの課税権（school district income tax）も持つ。ただし、各学区内の住民投票で承認を受けねば実施できない。

国立教育統計センター²⁴によると、2012年度（主に2011年7月～2012年6月をベース²⁵）、州及び地方政府の教育省が公立小・中・高校教育（K-12）に充てた収入額は約6,035億ドルであった。そのうち州政府から拠出された収入額が2,724億ドルで45.1%、地方政府からが2,704億ドルで44.8%を占めた。連邦政府からの補助金は607億ドルで、全体の10.1%であった。

図表1-15：公立小・中・高校教育費の収入比率（2012年度）



出典元：国立教育統計センター

²⁴ 国立教育統計センター ホームページ：<http://nces.ed.gov/pubs2014/2014303.pdf>

²⁵ 州・地方政府のデータ集計であるため、一部の州で年度が異なる。

2-1 支出（国全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳シェア

2013年度の支出額は3兆4,546億ドルであった。主な使途別では、社会保障年金、国防、所得保障、医療保険と保健で全体の8割近くを占めている。

図表1-16：使途別支出額（2013年度と2014年度（予測））

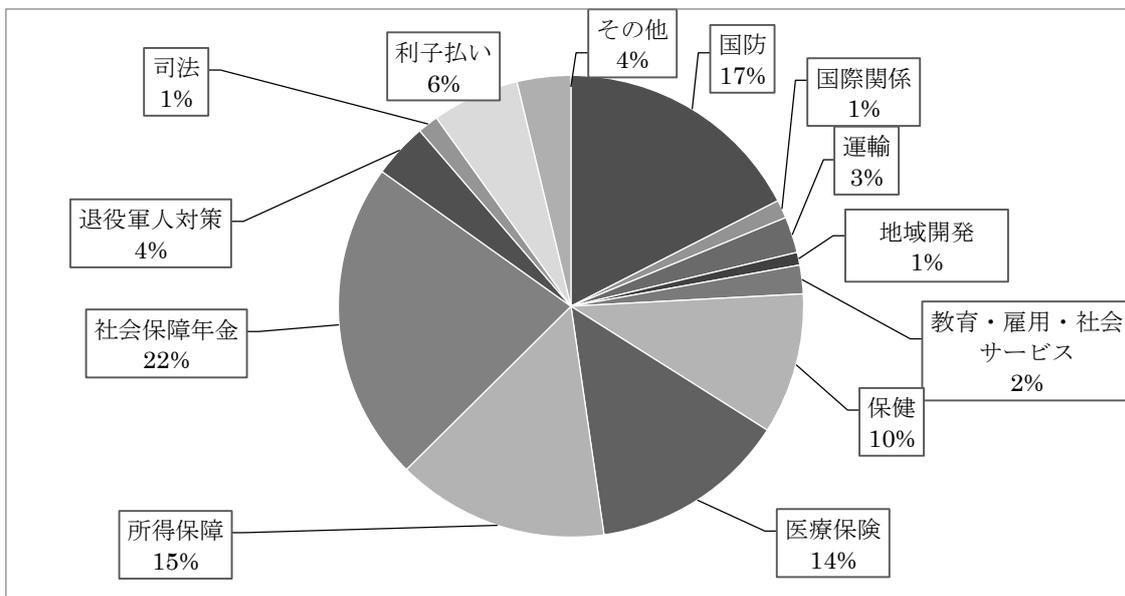
（単位：100万ドル）

主な使途	2013年度	シェア（%）	2014年度（予測）
国防	633,385	17	620,562
国際関係	46,418	1	48,472
科学・宇宙・技術	28,908	（含その他）	28,718
エネルギー	11,042	（含その他）	13,375
天然資源・環境	38,145	（含その他）	39,102
農業	29,492	（含その他）	22,659
商業信用・住宅信用	-83,199	-	-82,283
運輸	91,673	3	95,519
地域開発	32,336	1	33,305
教育・訓練・雇用・社会サービス	72,808	2	100,460
保健	358,315	10	450,795
医療保険	497,826	14	519,027
所得保障	536,511	15	542,237
社会保障年金	813,551	22	857,319
退役軍人対策	138,938	4	151,165
司法	52,601	1	53,102
政府一般費	27,755	（含その他）	22,407
利払い	220,885	6	223,450
引当金	--	-	1,875
未分配補正収益	-92,785	-	-90,740
総額	3,454,605		3,650,526

出典元：行政管理予算局²⁶

²⁶ 行政管理予算局ホームページ：http://www.whitehouse.gov/omb/budget/Historicals

図表1-17：使途別支出額の内訳（2013年度）



イ 支出に関する過去からの推移データ

① 過去10年間の支出額推移

直近の過去10年間の米国連邦政府支出額は、2004年から2014年の10年で1兆ドル以上増加した。支出が大きい分野別にみると、社会保険年金、国防、所得保障、医療保険、保健である。金融危機に直面した2008年以後、経済刺激策などで2009年度から支出が増えたものの、2013年度は2年続けて減少した。

第1章 アメリカ

図表 1-18：米国連邦政府支出の過去 10 年の推移と内訳

(単位：10 億ドル)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
国防	456	495	522	551	616	661	693	706	678	633
国際関係	27	35	29	28	29	37	45	46	47	46
科学・宇宙・技術	23	24	24	24	27	28	30	29	29	29
エネルギー	-0.14	0.44	0.78	-0.85	0.6	5	12	12	15	11
天然資源・環境	31	28	33	32	32	36	44	45	42	38
農業	15	27	26	18	18	22	21	21	18	29
商業信用・住宅信用	5	8	6	0.48	28	291	-82	-13	41	-83
運輸	65	68	70	73	78	84	92	93	93	92
地域開発	16	26	54	30	24	28	24	24	25	32
教育・訓練・雇用・ 社会サービス	88	98	118	92	91	80	129	101	91	73
保健	240	251	253	266	281	334	369	373	347	358
医療保険	269	299	330	375	391	430	452	486	472	498
所得保障	333	346	352	366	431	533	622	597	541	537
社会保障年金	496	523	549	586	617	683	707	731	773	816
退役軍人対策	60	70	70	73	85	95	108	127	125	139
司法	46	40	41	42	48	53	54	56	56	52
政府一般費	22	17	18	17	20	22	23	27	28	28
利払い	160	184	227	237	253	187	196	230	220	221
未分配補正収益	-59	-65	-68	-82	-86	-93	-82	-88	-104	-93
総額	2,293	2,472	2,655	2,729	2,983	3,518	3,457	3,603	3,537	3,455

出典元：行政管理予算局

② GDP に占める支出額比率の推移

直近の過去 10 年間の米国連邦政府支出額が GDP に占める比率は、19%～24% の前後の幅で推移した。過去 10 年間には、同比率に大きな変化はみられなかった。支出額/GDP 比率が、収入額/GDP 比率（15～19%前後）に比べて高い。クリントン政権の 1999～2001 年度に財政黒字となった数年を除いて、恒常的に財政赤字となっているからである。

図表 1-19 : GDP に占める支出額比率の推移

	GDP 総額 (単位:10億ドル)	収入額/GDP (%)
2004	12,088.6	19.0
2005	12,888.9	19.2
2006	13,684.7	19.4
2007	14,322.9	19.1
2008	14,752.4	20.2
2009	14,414.6	24.4
2010	14,798.5	23.4
2011	15,379.2	23.4
2012	16,026.4	22.1
2013	16,581.6	20.8
2014	17,244.0	20.3

出典元：行政管理予算局

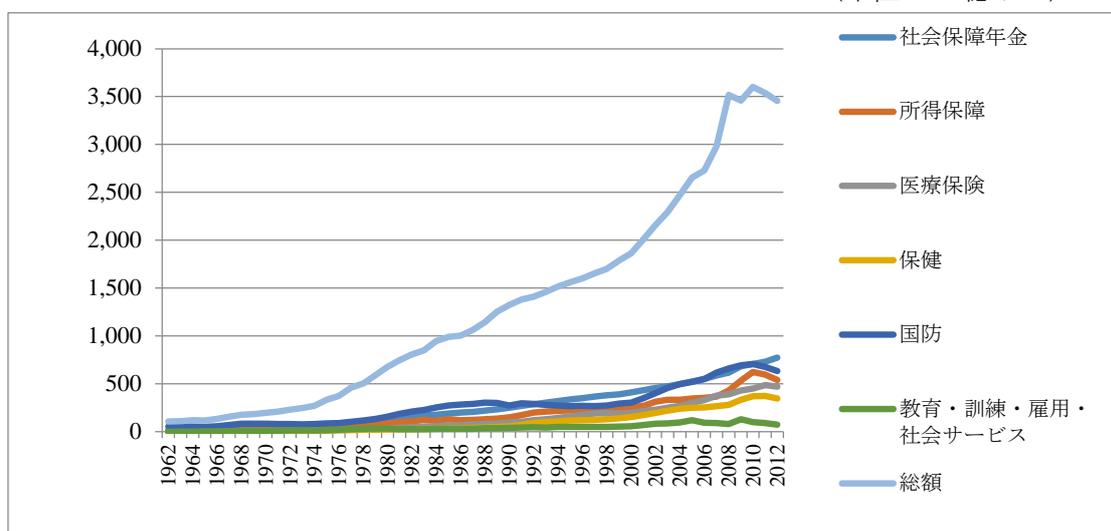
③ 1962年から50年間の支出傾向

行政管理予算局の詳細使途分野別統計フォーマットの始まった1962年から50年間で、支出総額は大幅に伸びた。1962年の連邦政府の支出額は1,068億ドルであったが、1987年に1兆ドルを突破し、2002年に2兆ドル、2009年に3兆ドルの大台を越えた。支出総額の倍増ペースに比べ、教育関連費は1962年の12億ドルから1987年の289億ドルと大きく伸びたものの、全体の2%前後で、2003年からの最近10年間は1,000億ドル前後の横ばい状態で推移している。

なお、国防費も2000年まではなだらかに増加してきたが、多発テロの後からの10年で3,004億ドルから7,505億ドルと倍増した。

図表1-20：50年間の連邦政府支出傾向（主な支出分野）

（単位：10億ドル）



出典元：行政管理予算局

ウ 連邦政府の教育関連支出

行政管理予算局の「教育関連支出」の内訳には初等、中等、職業訓練教育がまともな分野である他、教育省以外の保健福祉省（Department of Health and Human Services）の所管する職業訓練や雇用・社会サービス、初等教育プログラムといった分野の支出も含まれる。

図表1-21：連邦政府の教育関連支出の内訳（2007～2013年度）

（単位：100万ドル）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
初等、中等、職業訓練教育	38,427	38,918	53,206	73,261	66,476	47,492	42,407
高等教育	24,637	23,566	-3,258	20,908	1,108	12,113	-525
研究・一般教育助成	3,153	3,194	3,456	3,631	3,710	3,704	3,705
訓練・雇用	7,080	7,181	7,652	9,854	9,139	7,779	7,271
その他、労働サービス	1,635	1,623	1,646	1,765	1,869	1,868	1,888
社会サービス	16,724	16,805	17,047	19,179	18,931	17,867	18,062
合計	91,656	91,287	79,749	128,598	101,233	90,823	72,808

出典元：行政管理予算局

行政管理予算局による教育関連支出合計は、2010年度の1,012億ドルをピークに2012年度は908億ドルと2013年度は728億ドルと減少傾向にある。高等教育がメインになっている年は、学生ローンなどの返済額入金が支出額を超えた結果である。

第1章 アメリカ

図表1-22：連邦政府の教育関連支出の内訳（2014～2019年度（予測））

（単位：100万ドル）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
初等、中等、職業訓練教育	45,489	42,062	41,986	43,271	45,944	48,299
高等教育	22,659	37,497	34,152	37,499	40,304	41,716
研究・一般教育助成	3,575	3,530	3,589	3,656	3,729	3,805
訓練・雇用	7,804	12,928	12,314	8,610	7,874	7,808
その他、労働サービス	1,878	1,978	1,987	2,035	2,075	2,121
社会サービス	19,055	19,355	19,329	19,776	20,181	20,579
教育、訓練、雇用、社会サービス総額	100,460	117,350	113,357	114,847	120,107	124,328

出典元：行政管理予算局

今後の予測では、2014年度は1,004億ドルと、2013年度から28%の増加を見込まれている。2019年度は1,243億ドルに伸長する予測である。

エ 教育省による教育費と使途

連邦レベルの教育財政は主に教育省の所管となる。教育省による教育費は予算ベースで使途別に公表されている。教育省が支出する分野は大きく分けて、a. 小・中・高校教育レベルでの州・地方などへの助成金、b. 高等教育レベルでの州・地方、大学など高等教育機関への助成金、学生個人向け奨学金や学生ローンなどのプログラム、c. その他（障害者向けや成人教育、教育研究や統計、プログラム管理など）の3つである。2013年度（2013年9月末期）の教育省所管教育費は657億ドルにのぼった。

図表1-23：教育省の過去5年の裁量的予算額と主なプログラム分野の内訳

（出典元：教育省²⁷、単位：100万ドル）

	2009 (米国復興・再投資法 による追加予算)	2010	2011	2012	2013
初・中・高校教育への助成	38,830 (79,860)	38,921	37,905	37,361	35,359
高等教育：奨学金、助成プログラム、学生ローンなど	20,982 (16,000)	22,280	28,213	26,789	26,389
その他	2,937 (1,004)	2,341	2,225	3,522	3,440
裁量的予算合計	63,524 (96,764)	64,144	68,345	68,112	65,705
	裁量的予算+追加予算： 160,288				

²⁷ 教育省ホームページ：<http://www2.ed.gov/about/overview/budget/history/edhistory.pdf>

上記は教育省の裁量的（Discretionary）使途別予算である。米国では、大統領府が毎年度の予算編成をまとめた教書を議会に提出して、それに基づいて下院と上院で支出予算法と予算関連法を審議して可決後に予算が成立する。ただし、年金や医療などの恒久的な法規によって支出権限が認められている分野は義務的予算（Mandatory）として、毎年度の議会の可決は必要ない。一方、毎年度、議会の議決を経る必要があるものは裁量的予算と言われる。通常の教育予算はこのプロセスで決定され、毎年度の予算額は変化する。

教育省の学生ローンと州政府への職業リハビリ助成金については、法規で決められた義務的予算である。学生ローンの申請数などで年によって義務的予算は大きく変化し、ローン返済額入金額によっては支出がマイナスとなる場合もある。

また、2009年度は、景気刺激対策法として制定された米国復興・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）によって、教育省に967億ドルの追加予算が割り当てられた。そのため2009年度は裁量的予算と合計で1,602億ドルとなった。

2014年度と2015年度については、上記と同じ分野別内訳はないが、2014年度の裁量的予算合計が673億171万ドル、2015年度が672億6,443万ドルで両議会を可決している。2016年度については、大統領府が707億4,711万ドルの教育省所管の予算提案をしている²⁸。

（2）教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 連邦政府の教育関連支出の多様な考え方

連邦政府が教育関連分野にどのくらい支出しているのかは、定義の仕方と統計の取り方によって異なる。例えば、非営利団体のニューアメリカ財団（New America Foundation）は、2014年度予算ベースで計算した教育関連支出は1,409億ドルにのぼると発表²⁹している。これには教育省以外の省庁の教育関連支出や個人の連邦税控除額なども含まれている。

図表1-24：教育関連支出（2014年度）

（単位：10億ドル）

教育省（裁量的予算）	67.3
教育省（義務的予算）	9.9
農務省、学校給食プログラム	14.8
保健福祉省、ヘッドスタート・プログラム	8.6
個人教育関連税金控除	21.3
米国機会税額控除（American Opportunity Credit）	6.2

²⁸ 教育省ホームページ：<http://www2.ed.gov/about/overview/budget/tables.html?src=ct>

²⁹ ニューアメリカ財団ホームページ：<http://febp.newamerica.net/background-analysis/education-federal-budget>

第1章 アメリカ

防衛省、軍人向け授業料補助や自主的教育プログラム	0.6
退役軍人省、退役軍人向け授業料補助・教育援助プログラム	12.2
合計	140.9

出典元：ニューアメリカ財団

学校給食プログラムは、農務省食料栄養サービス部 (Dept. of Agriculture, Food and Nutrition Service) の所管で、学校朝食プログラム、ランチプログラム、新鮮フルーツ・野菜提供プログラム、デイケアセンター向けプログラムなど複数の補助制度からなる。各プログラム参加資格を取得した学校には、州や地方政府を通じて補助金が提供される。

ヘッドスタートは、就学前児童の支援施策の1つで保健福祉省子供と家族局 (Dept. of Health and Human Services, Administration for Children and Families) の所管である。主に低所得家庭の5歳までの幼児と身体障害児を対象に、健康面から教育、社会的サービス等の多面的な支援を行う。連邦レベルの個人の税金控除などの詳細は、後述「3-1 その他の動向 (国全体について)」を参照されたい。

イ 米国教育機関の支出規模と連邦負担率

米国では教育は主に州と地方自治体の責任の比重が大きく、教育財政についても連邦政府の役割は限られている。州と地域コミュニティが、初等教育から大学など高等教育までの学校や教育機関の設立承認などの権限を持ち、教育課程を策定し、入学や卒業の必要条件などを決める。そのため、教育財政の構造も州と地方の主体性を反映する。

米国教育省の推定³⁰では、全国の公的、私的教育機関をすべて含めて、1兆1500億ドル (2011年9月からの学年度) の教育費が使われたが、その大半が州と地方政府、及び私的な出資源であった。特に、初等／中等教育 (就学前幼稚園から高校、12学年まで、K-12) のレベルでは、その教育費の87.7%が連邦政府機関以外から手当されたものであった。つまり、教育省やその他の連邦政府機関の支出の多くは州及び地方政府への補助金として移転されるが、それでも全体の10.8%の負担レベルに留まっている。これには教育省からの支出の他に、保健福祉省の「ヘッドスタート・プログラム」、農務省所管の学校給食プログラムなども含まれる。

また、教育省所轄機関の国立教育統計センター (National Center for Education Statistics) は、全米の公的、私的教育機関の幼稚園から大学院までを含んだ支出規模は、2012/2013学年度に1兆1,650億ドルに達したと見込む。そのうち、小・中・高校教育 (就学前幼稚園から高校、12学年まで) の支出は6,690億ドルで、高等教育機関 (大学) は4,960億ドルであった。

³⁰ 教育省ホームページ： <http://www2.ed.gov/about/overview/fed/role.html>

第1章 アメリカ

図表 1-25：全米の公的、私的教育機関の支出推移と GDP に占める割合³¹

(単位：10 億ドル)

年度	支出額			年度	支出額		
	支出／インフレ調整後／GDP 率 (%)				支出／インフレ調整後／GDP 率 (%)		
1980/81	176	471	6.2	2004/05	876	1,057	7.1
1985/86	259	551	6.0	2005/06	925	1,076	7.1
1990/91	395	683	6.6	2006/07	984	1,115	7.1
1995/96	509	761	6.6	2007/08	1,055	1,153	7.3
1999/2000	649	887	6.7	2008/09	1,090	1,174	7.4
2000/01	705	932	6.9	2009/10	1,101	1,175	7.6
2001/02	753	997	7.1	2010/11	1,123	1,176	7.5
2002/03	796	1,011	7.2	2011/12	1,140	1,159	7.3
2003/04	830	1,032	7.2	2012/13	1,165	1,165	7.2

出典元：国立教育統計センター

インフレ調整後の支出は、消費者物価指数（2012／2013 年）を基準として計算したものである。調整後の支出を比べると、2012／2013 年度は 10 年前の 2002／2003 年度から約 15%の増加となった。

³¹ 国立教育統計センターホームページ：<http://nces.ed.gov/pubs2014/2014086.pdf>

第1章 アメリカ

2-2 支出（地方政府全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 州と地方の支出内訳

図表1-26：州と地方の支出内訳（2012年度）

（単位：100万ドル、出典元：米国情勢局）

	州及び地方（内訳シェア）	州	地方
支出総計	3,151,703	1,981,511	1,663,121
政府間移転	4,158	481,411	15,677
直接支出	3,147,545（100%）	1,500,101	1,647,444
教育	869,196（27.6%）	271,117	598,078
高等教育	259,736	220,266	39,470
初・中・高校教育	565,403	6,795	558,609
その他の教育	44,057	44,057	X
図書館	11,447（0.4%）	420	11,027
社会福祉	485,588（15.4%）	433,312	52,276
病院	155,755（4.9%）	65,514	90,241
医療保健	84,398（2.7%）	42,006	42,392
社会保険事務	5,116（0.2%）	5,065	51
退役軍人援助	838（0.03%）	838	X
道路	158,562（5%）	97,509	61,053
空港	21,533（0.7%）	1,892	19,642
駐車施設	1,897（0.06%）	10	1,887
港湾施設	5,300（0.2%）	1,579	3,722
警察	96,972（3.1%）	12,848	84,124
消防	42,405（1.3%）	X	42,405
更正	72,577（2.3%）	46,021	26,556
公安	13,578（0.4%）	8,849	4,729
天然資源開発	29,009（0.9%）	18,856	10,152
公園・リクリエーション施設	37,404（1.2%）	4,632	32,775
住宅、地域開発	53,141（1.7%）	10,080	43,061
下水道	51,712（1.6%）	773	50,939
ゴミ処理事業	24,247（0.8%）	2,451	21,796
財務	38,984（1.2%）	21,819	17,165
司法・法務	43,157（1.4%）	21,148	22,009
庁舎・公的施設	14,034（0.4%）	3,617	10,416
その他行政事務	27,757（0.9%）	4,425	23,332
利払い	109,118（3.5%）	47,342	61,775
商業的活動費	5,056（0.2%）	2,543	2,513
その他	128,536（4%）	42,666	85,870
光熱水供給	207,021（6.6%）	23,796	183,224
酒類販売経費	6,697（0.2%）	5,608	1,089
保険支払い等	346,510（11%）	303,363	43,147

第1章 アメリカ

2012年度の州と地方政府全体の支出総計は、3兆1,517億ドルであった。これは、州政府収入（1兆9,815億ドル）と地方政府収入（1兆6,631億ドル）の合計から、州から地方への移転額と地方から州への移転額を差し引いたものである。

政府間移転額を含まない直接支出額は、州と地方政府全体で3兆1,475億ドルとなった。その内訳としては、教育が直接支出額の27.6%を占め、続いて社会福祉（高齢者、低所得者等を対象とした福祉事業）が15.4%、保険支払い等（失業手当や退職保険支払いなど）が11%で、これら3分野で全体の5割以上を占めた。

州政府と地方政府の担当責任分野で異なる特徴は以下のとおりである。

- ・教育において、初・中・高校教育関連支出は地方政府がその支出額の98%を占める。一方、高等教育については、州立大学など州政府の負担が大きく、州と地方の支出比率は85%と15%となっている。
- ・社会福祉や保険支払いは州政府の負担が中心である。
- ・公共安全に関わる支出（警察、消防）や、市民生活に密着したサービス（下水道、ゴミ処理、光熱水供給）は主に地方政府の負担が大きい。

イ 支出に関する過去からの推移データ

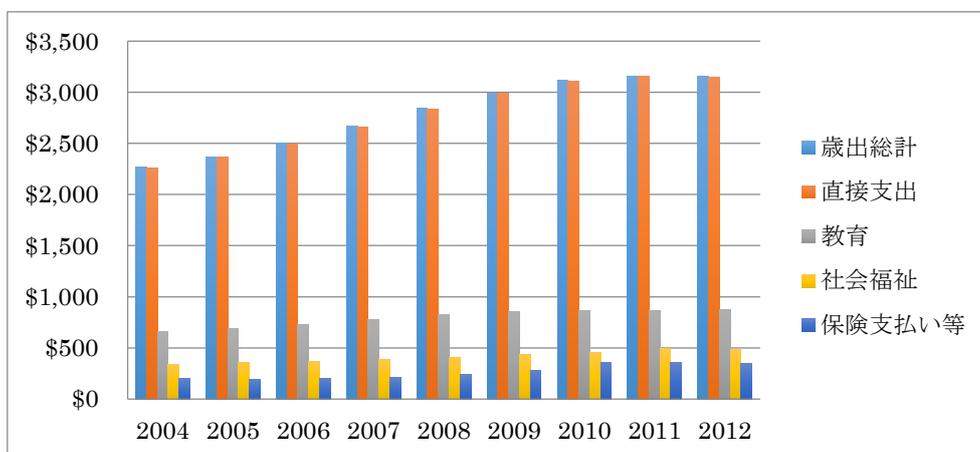
① 2004年度から過去8年間の推移：特徴的な支出構造

国勢局の2004年度からの統計報告によると、2010年度に直接支出、支出総計共に3兆ドルを超えた。支出総計では2011年度が3兆1,595億ドルでピークとなり、2012年度は3兆1,517億ドルと若干減ったものほぼ横ばいであった。

支出の内訳では、教育、社会福祉、保険支払い等の3分野が州及び地方政府の支出のトップ3となっており、過去8年間でその順位に変化はなかった。

図表1-27：過去8年間の支出構造推移（2004～2012年度）

（単位：10億ドル 出典元：米国情勢局）



第1章 アメリカ

② 2012年度と2007年度の州および地方政府支出の比較³²

米国情勢局は、2012年度と5年前の2007年度の州及び地方政府の支出を比較し、次のように分析している。

- ・州及び地方政府の一番大きな支出である教育分野については、2007年度の7,742億ドルから2012年度には8,692億ドルへ12.3%増加した。ただ、直接支出額に占める教育関係支出の割合は、2007年度が29.1%、2012年度が27.6%で大きな変化はなかった。
- ・社会福祉支出が2007年度から26.2%上昇し、保険支払い等は62%増加した。保険支払い等の分野では、特に失業手当が大幅に増えた。

図表1-28：州および地方政府支出の2012年度と2007年度比較

(単位：100万ドル)

	2012年度 (シェア)	2007年度 (シェア)	変化率 (%)
支出総計	3,151,703	2,667,470	18.2
政府間移転	4,158	4,671	-11.0
直接支出	3,147,545 (100%)	2,662,799 (100%)	18.2
教育	869,196 (27.6%)	774,170 (29.1%)	12.3
高等教育	259,736	204,129	
初・中・高校教育	565,403	534,932	
その他の教育	44,057	35,109	
図書館	11,447	10,766	
社会福祉	485,588 (15.4%)	384,634 (14.4%)	26.2
病院	155,755	119,608	
医療保健	84,398	74,277	
社会保険事務	5,116	3,983	
退役軍人援助	838	1,031	
道路	158,562	145,011	
空港	21,533	20,086	
駐車施設	1,897	1,798	
港湾施設	5,300	4,758	
警察	96,972	84,002	
消防	42,405	36,688	
更正	72,577	68,030	
公安	13,578	14,250	
天然資源開発	29,009	28,654	
公園・リクリエーショ	37,404	37,527	
住宅、地域開発	53,141	46,593,	

³² 米国情勢局ホームページ： <http://www.census.gov/newsroom/press-releases/2014/cb14-227.html>
http://www2.census.gov/govs/local/summary_report.pdf

第1章 アメリカ

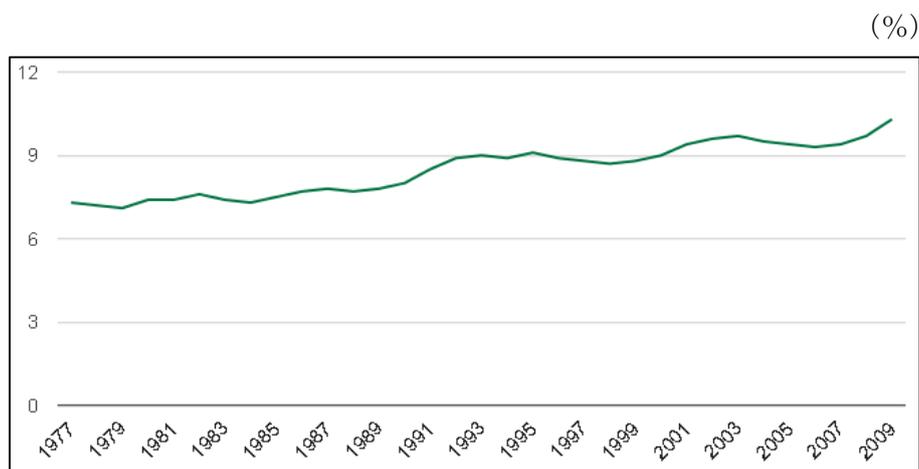
下水道	51,712	44,104	
ゴミ処理事業	24,247	22,768	
財務	38,984	39,745	
司法・法務	43,157	38,697	
庁舎・公的施設	14,034	13,887	
その他行政事務	27,757	27,057	
利払い	109,118	93,658	
商業的活動費	5,056	4,774	
その他	128,536	118,811	
光熱水費	207,021	183,982	
酒類販売経費	6,697	5,603	
保険支払い等	346,510 (11%)	213,851 (8%)	62.0

出典元：米国国勢局

③ GDP に占める州及び地方政府の一般支出額比率の推移

米国会計検査院が発表³³している統計資料（1977～2009 年度）では、GDP に占める州政府の支出額比率は、1977 年の 7.3% から 2000 年代には継続して 9% を超え、2009 年に 10.3% まで伸びた。地方政府の比率は、1977 年の 7.4% から 2009 年には 8.8% に増えたものの、その伸長幅は 1.4 パーcentageポイントで、州政府に比べると伸び率が低かった。

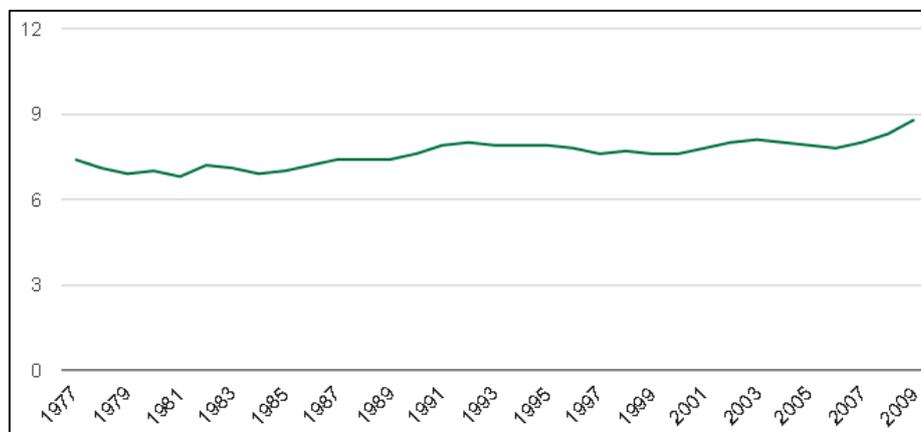
図表 1-29：GDP に占める州政府の支出額比率の推移



³³ 米国会計検査院ホームページ： http://www.gao.gov/fiscal_outlook/state_local_fiscal_model/overview#t=3

図表 1-30 : GDP に占める地方政府の支出額比率の推移

(%)



出典元：米国会計検査院

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 教育分野全体の支出の内訳シェア

教育分野の支出については、国勢局発表の州及び地方政府の教育費収入出統計³⁴と連邦政府の教育省所轄機関の国立教育統計センターの統計に支出内訳と動向が記載されるので、以下に紹介する。ただし、米国公的機関の統計は、就学前・初等・前期中等・後期中等・高等、公立・私立・学校外といった教育レベル別の支出内訳は記載しておらず、支出の目的・用途別の統計しかなかった。

① 国勢局による州及び地方政府の教育支出とその内訳（2008～2012年度）

前述の州及び地方政府の支出内訳によると、教育分野への支出（2012年度）は8,691億ドルで、そのうち小・中・高校教育が5,654億ドル、高等教育が2,597億ドル、その他の教育（教育事業運営やサービス費、授業料助成金や奨学金、私立学校への補助金など）が440億ドルであった。小・中・高校教育分野は公立学校を対象にしており、就学前児童向けの公立幼稚園の他、特別支援教育機関、成人向け特別クラスなども含まれる。高等教育分野は州立大学などが含まれる。

州と地方政府の支出ベースの統計における教育分野の内訳は、上記の3種類の仕分けのみで、詳細な内訳項目はない。州と地方政府の教育支出は過去5年間にいずれの分野でも増加した。

³⁴ 国勢局ホームページ： <http://www.census.gov/govs/school/>

第1章 アメリカ

図表 1-31：州及び地方政府の教育支出とその内訳（2008～2012年度）

（単位：100万ドル）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
教育支出合計	826,061	851,689	860,118	862,271	869,197
高等教育	222,932	234,631	243,515	252,989	259,736
初・中・高校教育	565,618	577,867	573,641	565,284	565,403
その他の教育	37,511	39,191	42,962	43,998	44,057

出典元：米国国勢局

② 国勢局による米国公立小・中・高校制度の支出とその内訳（2008～2012年度）

国勢局は州の教育省への調査を通じて、各州における公立小・中・高校制度（elementary-secondary school systems）の支出の情報を入手して統計資料とする。公立小・中・高校制度には幼稚園から高校（12学年）までの授業とサポート活動（カウンセリング、事務、交通、食事サービスなど）に係る費用が含まれる。上記の州及び地方政府の小・中・高校教育の支出額と違いがあるのは、州政府の支出ではなく、学校制度側からの支出をベースとしているからである。

過去5年の支出額は2008年度から2010年度で34%増加したが、2011年度は若干の減少となり、2012年度は2010年レベルに戻った。毎年度、教員や従業員への給与と福利厚生が支出額の6割程度を占めている。

図表 1-32：公立小・中・高校制度の支出内訳と動向

（単位：100万ドル）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
支出合計	506,771	517,708	523,990	522,094	523,963
授業関連*	304,751	311,891	317,818	316,328	316,591
内) 給与	203,545	209,007	211,117	208,842	206,694
内) 福利厚生費	68,716	70,059	73,046	72,675	75,856
サポート活動	175,909	178,694	179,024	178,667	179,848
その他	26,112	27,124	27,148	27,099	27,524
生徒一人当たり支出（ドル）	10,259	10,499	10,615	10,560	10,608

（* 給与と福利厚生費以外の費用も含む）

出典元：米国国勢局

第1章 アメリカ

授業関連支出は主に給与と福利厚生費である。授業関連その他支出もあるが、その詳細は公表されていない。給与は、公立学校制度下で働く教師や従業員に支払われる。福利厚生費には学校制度が負担する教師や従業員の退職金積立金、社会保障費、健康保健費、失業補償費などが含まれる。サポート活動には生徒サポート（生徒の出席や成績、支払いなどの記録サービス費や生徒向けカウンセリングや医療サービス費など）や教員用サポート（教育課程開発費や授業向上管理、教員訓練などの支出）、生徒送迎交通費、学校施設運営や保全費などが含まれる。

③ 国立教育統計センターによる米国の高等教育機関の支出

国立教育統計センターは、米国の公立、私立大学などの高等教育機関（学士号など取得可能な機関）の2011/2012学年度支出とその使途別支出額を公表³⁵した。公立高等教育機関は、州大学やコミュニティ・カレッジなど公的機関の資金で運営される2年制、4年制の大学)のことで、3,060億ドルの支出のうち26%が教授陣給与などを含む授業関連費用に使われた。米国には国立大学は存在しない。

私立高等教育（非営利）機関は非営利法人資格をもつ2年制と4年制私立大学のことで、キリスト教系や宗教系ではない大学³⁶を含む。私立高等教育（非営利）機関の支出額は1,599億ドルで、支出の33%を授業関連支出に充てた。私立（非営利）機関の支出額は公立機関の支出額のほぼ半分の規模であるが、公立の学生数の26%しか学生数がないため、学生一人当たりの支出額は公立より大幅に大きい。私立（営利目的）高等教育機関は、2年制と4年制私立大学を経営する事業主が利益を得る事業法人のことで、一般的に職業にすぐに役立つカリキュラムで学位を提供する。支出額は230億ドルで、その24%が授業関連支出であった。

図表1-33：米国の高等教育機関の支出（2011-2012 学年度）

（単位：10億ドル）

使途別支出	公立高等教育機関	私立高等教育機関 (非営利)	私立高等教育機関 (営利目的)
支出額	305.5	159.9	23.04
授業関連	80.9	52.2	5.61
研究関連	29.7	17.4	0.04
公的サービス	11.9	2.3	
学問関連サポート	20.3	14.2	15.34

³⁵ 国立教育統計センターホームページ：<http://nces.ed.gov/pubs2014/2014086.pdf>

³⁶ 米国独立系大学協会（National Association of Independent Colleges and Universities）によると、全国に私立（非営利）教育機関は約1,600校ある。一般的によく知られるハーバード大学、コロンビア大学、スタンフォード大学などはすべて非営利私立大学である。

ホームページ：<http://www.naicu.edu/about/page/quick-facts-about-private-colleges>

第1章 アメリカ

学生向けサービス	14.2	12.9	
経営/事務管理など	24.2	21.2	
施設管理・保全	19.2	--	--
減価償却	16.5	--	--
奨学金	16.6	0.8	0.05
補完事業（寮、食堂など）運営	22.2	14.9	0.49
病院	30.9	15.5	--
独立事業	1.2	5.5	--
利子払い	6.1	--	--
その他	11.7	2.9	1.5
学生一人当たり換算支出額	27,906 ドル	48,233 ドル	14,307 ドル
登録学生数	1,488 万人	391 万人	180 万人

公的サービスとは大学経営・管理以外のコストで、地域や特定グループなど学外向けに提供するサービスを指す。地域向けの会議や公共放送局などを含む。独立事業は、授業や研究や公的サービス以外の学業や大学運営と直接関係ない分野での支出で、一般的には大学そのものとは別の機関として設置されて大学傘下にある研究開発センターに関わる費用を指す。

イ 特に支出が増加している分野及び領域

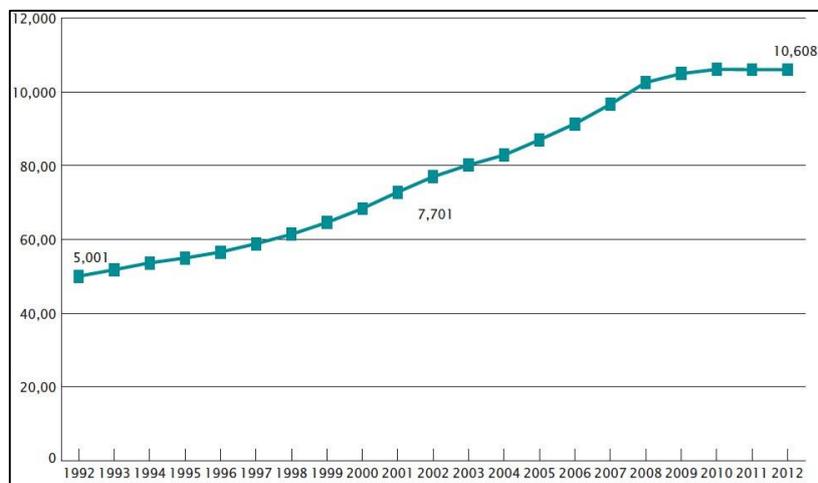
国立教育統計センターの統計³⁷によると、過去 10 年間に米国教育機関の支出は初等・中等、高等教育機関のどの分野でも増加している。詳細な教育レベル別の統計がないため、就学前・初等・前期中等・後期中等・高等、公立・私立・学校外といった支出の傾向は不明である。

州及び地方政府の負担が大きい公立初等・中等教育（K-12）分野の支出をみると、生徒一人あたりの支出額は過去 20 年間で 5,000 ドルから 10,608 ドルに倍増している。

³⁷ 国立教育統計センターホームページ：http://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13_236.15.asp
http://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13_334.10.asp

第1章 アメリカ

図表1-34：生徒一人あたりの公立初等・中等教育分野の支出額（1992～2012年度）
（単位：ドル）



出典元：米国国勢局³⁸

米国における連邦政府の役割と財政負担は限られており、教育省は様々なプログラムを通じて小・中・高校教育レベルでの州・地方などを助成すること、高等教育機関への助成と学生個人向けの奨学金や学生ローンなどのプログラムを提供すること、そして障害者向けなど特別教育分野のサポートが大きな使命である。それに基づき教育省予算が毎年決定される。

³⁸ 国勢局ホームページ：<http://www.census.gov/govs/school/>

3-1 その他の動向（国全体について）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

確定申告（Tax returns）をする年によって制度適用が変わることもあるので、本調査では2014年確定申告の情報に限る。

2014年連邦所得税については、個人が支出した教育費（上限や一定適用条件あり）が税額控除（Tax credit）と所得調整控除（Tax deduction）の対象となる制度がある。主な制度について、以下に概略を説明する。

ア 教育費の税額控除制度

税額控除（Tax credit）は税額から直接控除されるもので、一定の適用条件があるが、納税額を引下げる効果がある。適用できるのは、次の2つの制度のうちどちらかで、両方は申請できない。また、適格教育費の支出が子供二人以上という場合、米国機機会税額控除は一家族で複数の対象資格者が認められるが、生涯学習税額控除は家族で1人までしか認められず2,000ドルが最高限度額である。

① 米国機機会税額控除（American Opportunity Credit）³⁹

高校卒業後に学位取得のために在学する最初の4年間のみ、大学授業料や授業関連出費（書籍や教材など）について、毎年最大で2,500ドル分が税額控除となる。税額控除のうち40%が還付方式であるため、税額がゼロになった場合には最大1,000ドル（2,500ドル×40%）まで還付金を得られる。

中産階級の本人、配偶者、扶養家族の高校卒業者を対象としており、2,500ドルを満額控除できるのは、独身（または個人1人として申告）の場合には修正調整総所得（Modified adjusted gross income）は8万ドルが上限で、夫婦合算申告の場合は16万ドルが上限である。ただし、独身（または個人1人として申告）で8万ドル～9万ドルの間、夫婦合算で16万ドル～18万ドルの間であれば、総所得が増えるにつれて段階的に減額した控除が受けられる。それぞれ、9万ドル、18万ドルを超える高額所得者は本税額控除が受けられない。

2009年度に制定された「米国復興・再投資法」によって期限付きで導入された制度で、「2012年米国納税者救済法」（American Taxpayer Relief Act of 2012）によって2017年まで延長されて適用される。以前からあるホープ税額控除（Hope credit）が2009年から2017年にかけて強化された形となり、この期間はホープ税額控除の一時的改正制度という位置づけになっている。

米国議会調査局の報告によれば、2014年の教育費の税控除や所得控除など総額は465億ドルに上ると推定されるが、高等教育出費を対象にした米国機機会税額控

³⁹ 米国内国収入庁ホームページ：<http://www.irs.gov/Individuals/AOTC>

除の額はそのうちの 245 億ドル (52%) を占める⁴⁰。また、財務省⁴¹によると、2011 年の米国機会税額控除額は 182 億ドルとなり、940 万世帯が平均して一世帯 1,900 ドルの税控除の恩恵を受けた。還付金は 41 億ドルに上った。

② 生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit) ⁴²

大学、大学院、専門学校の学費について、年間 2,000 ドル分が税額控除できる。生涯学習税額控除は学位取得目的だけでなく、職業技能向上のために必要な単位のみでもよく、何年でも適用できる。中産階級の本人、配偶者、扶養家族が対象で、独身 (または個人 1 人として申告) の場合には修正調整所得が 6 万 4,000 ドル以下、夫婦合算申告の場合には 12 万 8,000 ドル以下で 2,000 ドルが控除となる。独身 (または個人 1 人として申告) で 5 万 4,000 ドルから 6 万 4,000 ドル、夫婦合算で 10 万 8,000 ドルから 12 万 8,000 ドルの間だと総所得が増えるにつれて段階的に減額した控除となる。それぞれ、6 万 4,000 ドル、12 万 8,000 ドルを超える高額所得者は本税額控除が受けられない。還付方式ではない。

生涯学習税額控除は前述のホープ税額控除とともに、「1997 年納税者救済法」(Taxpayer Relief Act of 1997) によって法制化されてこれまでに数度の修正を経た。内国収入庁 (Internal Revenue Service) 所管の連邦規則第 26 編「内国税収入」(Internal Revenue) 第 1 章 25A 条で「生涯学習税額控除」として規定⁴³されている。米国両議院税制委員会 (Joint Committee on Taxation) の報告書によると、2011 年確定申告で生涯学習税額控除適用仮申請をした件数は 283 万件以上あり、控除額は 23.8 億ドルを超えたと推定する。

⁴⁰ 米国議会図書館所属の議会調査局 (Congressional Research Service) ホームページ :

<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42561.pdf>

⁴¹ 財務省ホームページ :

<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/012011Tax%20Facts%20for%20American%20Opportunity%20Tax%20Credit%20January%202011%20final.pdf>

⁴² 米国内国収入庁ホームページ : <http://www.irs.gov/publications/p970/ch03.html>

⁴³ 制法化 : http://www.law.cornell.edu/usc/cgi/get_external.cgi?type=pubL&target=105-34

連邦規制ホームページ :

http://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=1&SID=5704f74199d49111c5b78a3d5a47e530&ty=HTML&h=L&r=SECTION&n=se26.1.1_125a_64

③ 上記税額控除制度のための連邦政府の推定支出額

図表 1-35：米国機会・生涯学習税額控除制度のための連邦政府の推定支出額

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
米国機会	13,060	15,580	12,540	15,530	15,240	15,310	15,370
生涯学習	2,800	2,000	1,810	1,680	1,720	1,740	1,740

(単位：100 万ドル 出典元：行政管理予算局⁴⁴)

イ 所得調整控除の対象となる教育費

所得調整控除 (Tax deduction) は、調整所得の計算過程で総所得から適格教育費を差し引く形で認められる。主な控除制度は以下のとおりである。

① 学生ローン支払い利子の所得調整控除 (Student Loan Interest Deduction)

高等教育機関の学生ローンの支払い利子について最高 2,500 ドルを課税対象総所得から控除できる制度である。納税者自身、またはその配偶者、扶養家族のために支払った学生ローンに対する利子が対象となる。支払い利子の控除額は 2,500 ドル若しくは年間支払い利子のどちらか少ない方の額となる。修正調整所得が独身で 6 万 5,000 ドルから 8 万ドル、夫婦合算で 13 万ドルから 16 万ドルの間だと総所得が増えるにつれて段階的に減額した控除となる。それぞれ、8 万ドル、16 万ドルを超える高額所得者は本控除が受けられない。

本控除は「1997 年納税者救済法」によって制定され、これまでに多くの修正が加えられた。内国収入庁所管の連邦規則第 26 編第 1 章 221-1 条で教育ローン利子の控除として規定⁴⁵されている。

② 授業料その他料金控除 (Tuition and Fees Deduction)

高等教育機関の授業料と手数料について、最高 4,000 ドルを課税対象総所得から控除できる制度である。納税者自身、またはその配偶者、扶養家族のための学生ローン利子を対象とする。その他料金には教材費や大学など高等教育機関に直接支払う費用が含まれる。修正調整所得が独身で 6 万 5,000 ドル未満、夫婦合算で 13 万ドル未満だと 4,000 ドルを控除できる。独身で 6 万 5,000 ドルから 8 万ドル、

⁴⁴ 行政管理予算局ホームページ：

www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2013/assets/teb2013.xls

www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2014/assets/teb2014.xls

www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2015/assets/teb2015.xls

⁴⁵ 連邦規制：

http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=5ca692c8998c557cddb8a2c947541920&node=se26.3.1_1221_61&rgn=div8

第1章 アメリカ

夫婦合算で13万ドルから16万ドルの間だと最高で2,000ドルの控除となる。それぞれ、8万ドル、16万ドルを超える高額所得者は本税額控除が受けられない。

さらに、前述の米国機会税額控除、または生涯学習税額控除と、授業料その他料金控除制度を両方申請することはできない。

授業料その他料金控除制度は、「2001年経済成長のための減税調整法」(Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)によって制定⁴⁶された。元々は2011年までの期限付き制度だったが、2011年後には毎年議会の承認を経て1年ごとに延長されてきた。現時点(2015年2月16日)で、同制度は2014年12月末に期限が切れることになっている。

③ 上記税額控除制度のための連邦政府の推定支出額

図表1-36：ローン利子・授業料税額控除制度のための連邦政府の推定支出額

(単位：100万ドル)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
ローン利子控除	1,400	1,450	1,720	1,720	1,780	1,780	1,790
授業料控除	690	720	600	560	0	0	0

出典元：行政管理予算局

⁴⁶ 民間教育コンサルタント Edvisors Network Inc.

<https://www.edvisors.com/education-tax-benefits/introduction/history-education-tax-benefits/>

(2) 民間資金の活用

米国では、個人及び法人が教育機関や団体に対して寄附する場合、その寄附が非課税となる制度⁴⁷がある。

ア 連邦規制第26編第1章501(c)条に準拠した教育機関

教育機関が、内国収入庁によって非課税寄附の受取り資格がある団体として登録をしていないと、個人や法人は寄附をしてもそれが非課税の扱いは受けない。連邦規則第26条第1章501(c)条にその資格が規定される。一般的には、非営利教育機関や教育目的の団体、財団、基金はその手続をしている。

イ 個人、法人の寄附の非課税制度

個人や法人から教育機関や団体への寄附金非課税扱いについては、連邦規則第26条第1章170条に詳細な規定が記載される。

個人の寄附の場合には、寄附金額は調整所得の50%まで非課税にできる。ただし、独身で調整所得が25万4,200ドル、夫婦合算で30万5,050ドル以上であると50%上限まで非課税には出来ない。所得額によって段階的に20%まで低くなる。また、所得の種類(株式や土地売却など資産益)によって非課税適用率は異なる。

(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

米国連邦政府は、その教育財源のために特別な税制や法律によって収入を確保する取組をしている例はない。

連邦政府は、米国市民が低所得でも誰でも高等教育を受けやすくする環境を提供することを目指した制度や取組をしている。以下に、個人が非課税で教育費用口座を設置するための施策、及び従業員の教育費の税控除について紹介する。

ア 優遇税制の教育費貯蓄プラン

① カバーデル教育貯蓄口座 (Coverdell Education Savings Account)

生徒やその親などが非課税で教育費を積み立てることができる制度である。高等教育のためだけでなく、初等・中等教育(K-12)のための費用に利用することができる。資金拠出者は、カバーデル教育貯蓄口座を扱う一般の金融機関に指定した受益者の名前で口座を開設する。積み立てた資金は、指定した受益者が引き出すまで非課税となる。年間引出額が指定受益者の適格教育費を超えなければ、受益者は引出額に対して課税されない。ただし、受益者は18歳未満であること、または障害を持つ人に限られる。

拠出者は複数の受益者の口座を設定することは可能だが、1つの口座でも複数

⁴⁷ 内国収入庁ホームページ： http://www.irs.gov/publications/p526/ar02.html#en_US_2014_publink1000229643

でも貯蓄できる年間拠出額の上限は2,000ドルである。積立金は拠出者の税控除の対象にはならない。拠出者は独身（または個人1人として申告）の場合、年間の調整総所得が11万ドル未満、夫婦合算の場合には22万ドル未満でないとカバーデール教育貯蓄口座は利用できない。

本控除は「1997年納税者救済法」によって教育非課税貯蓄（Education IRAs）として制定され、2001年に現在の名称に変更されて修正が加わった。さらに「2012年米国納税者救済法」によって年間拠出額上限を恒久的に2,000ドルとするなどの修正があった。

② 529プラン（正式名称：適格授業料プログラム、Qualified Tuition Program）

高等教育の授業料や関連費用を支払うために設定する非課税口座プログラムで、内国収入法第26編第1章529条によって規定されているため、529プランと呼ばれる。実際の口座設置と運営手続は、州政府や高等教育機関などが窓口となり、州税についても税制優遇が認められる。概要は後述、州政府の「その他動向」に記載する。

イ 仕事関連教育費の業務控除（Business Deduction for Work-Related Education）

会社勤めの従業員が、一定の条件を満たす教育経費を課税所得額から控除することができる制度である。条件としては、従業員の現在の仕事、給与や地位を維持するために雇用者若しくは法律によって必要とされる、従業員の仕事に必要な専門技能を維持、向上させる教育である、のどちらかを満たさねばならない。教育費用には授業料や教材費の他に交通費や、調査費なども含まれる。調整所得（Adjusted Gross Income）の2%を超える分の教育費用を控除額として適用できる。

3-2 その他の動向（地方政府全体について）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

ア 州政府による教育費の税控除

一部の州政府では、州の課税対象所得から適格教育費を差し引くことで課税額控除となる制度などを設定している。州によって対象となる教育費の定義や税額控除条件など最があり、控除対象条件は複雑だ。こうした税控除プログラムがある州は、イリノイ、インディアナ、アイオワ、ルイジアナ、ミネソタ、ウィスコンシンの6州⁴⁸である。以下に簡単にいくつかの事例を挙げる。

- ミネソタ州、K-12 教育費控除（K-12 Education Subtraction and Credit）⁴⁹
- 課税対象所得から扶養家族の公立・私立初等・中等（K-12）の教育費を差し引く税控除と、所得税額から直接教育費控除する2種類がある。在宅教育（home school）の費用も対象となる。所得から差し引ける控除額は小学校児童では1,625ドル、中・高校生は2,500ドルが上限。所得税額から直接控除できる納税者の条件は低収入層に限られ、出費した教育費の最大75%まで申請可能。
- ルイジアナ州、学校費用控除（School expense deduction）⁵⁰
- 州の課税対象所得から扶養家族の公立・私立初等・中等（K-12）や在宅教育に係る費用を差し引くことができる。控除できる費用は最大で5,000ドル。
- イリノイ州、教育費税控除（Education Expense Credit）⁵¹
- 扶養家族の公立・私立初等・中等（K-12）と自宅教育の費用を直接教育費控除として税額から引くことができる。ただし、250ドルを超えた教育費の分が対象で、控除額上限は500ドルまで。
- ウィスコンシン州、私立学校授業料の税控除（Tax Deduction for Private School Tuition）⁵²
- 2014年1月から施行された制度で、幼稚園から中学（K-8学年）の授業料の4,000ドルまで、高校（9-12学年）の授業料については10,000ドルまでを州の課税対象所得から差し引くことができる。授業料に限られるが、所得上限や控除年数などの制約はない。

⁴⁸ ウィスコンシン州予算プロジェクト：

<http://www.wisconsinbudgetproject.org/wisconsin-becomes-6th-state-to-add-tax-break-for-private-school-tuition>

⁴⁹ ミネソタ州政府ホームページ：

http://www.revenue.state.mn.us/individuals/individ_income/factsheets/fact_sheets_fs8.pdf

⁵⁰ ルイジアナ州政府ホームページ：

<http://www.revenue.louisiana.gov/IndividualIncomeTax/SchoolExpenseDeduction>

⁵¹ イリノイ州政府ホームページ：<http://tax.illinois.gov/individuals/credits/educationexpensecredit.htm>

⁵² ウィスコンシン州政府ホームページ：<http://www.revenue.wi.gov/faqs/ise/privscht.html>

イ 529 プラン（正式名称：適格授業料プログラム、Qualified Tuition Program）

529 プランとは、州政府や州機関、教育機関によって運営される学費積み立て制度で、高等教育費の資金貯蓄の促進を目的に 1996 年に制定された優遇税制である。米国の全州で導入されている。

親や家族が子供や孫の大学教育のために資金を拠出、貯蓄するために加入者となり、金融機関の運用商品を選択して資金を運用する。所得による制限はない。その運用益は連邦レベルで非課税となるが、拠出額は税控除にはならない。

州の税制優遇措置については、州ごとに異なるが、多くの州では州がスポンサーとなる 529 プランへの拠出金を課税所得から除くことが出来る仕組みになっており、運用益は非課税としている。

プランには大きく分けて前払いプラン（Prepaid Tuition Plan）と貯蓄プラン（Savings Plan）の 2 種類がある。州政府はどちらのプランも導入する事が認められている。米国非営利教育団体のカレッジ・ボード（College Board）⁵³によると、2013 年の 529 プラン口座の全資産額は 2,268 億ドルに上った。そのうち、貯蓄プランが 9 割を占め、前払いプランは 1 割しかなかった。前払いプランは 17 州で提供されているのみである。

（2）民間資金の活用

州政府による私立学校生徒向け奨学金の税控除（Scholarship tax credit）という制度を導入する州もある。これは、個人や法人が州への課税額から一定の税額を直接控除できる制度で、控除額を私立学校（K-12）生徒向けの奨学金を提供する非営利団体に割り当てるというものだ。全米州議員協議会（National Conference of State Legislatures）によると、2014 年 4 月時点で 14 州がこの税控除プログラムを導入⁵⁴した。

（3）その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

州及び地方政府が教育財源を確保するための制度は、前述（1-2 「収入」州及び地方政府全体）で記載したが、州法に基づく教育費算出方式の一部となっている固定資産税の収入を地方政府の初等・中等教育費に充てる制度だ。裕福な地域と貧困層の多い地域での教育費格差との関連が指摘され、近年は見直しを試みる州もあるが、歴史的に長く続く制度である。そのため、地方政府教育財源確保における固定資産税への依存度は高いレベルにある。

⁵³ カレッジ・ボード、ホームページ：

<http://trends.collegeboard.org/student-aid/figures-tables/total-assets-529-college-savings-plans-time>

⁵⁴ 全米州議員協議会ホームページ：

<http://www.ncsl.org/research/education/school-choice-scholarship-tax-credits.aspx>

第2章 カナダ

1-1 収入（カナダ連邦政府について）

(1) 連邦政府の収入構造

ア 収入内訳シェア

カナダ統計局のデータによる2009⁵⁵年の国内総生産は1,567,007 ミリオンカナダドル⁵⁶（以下、本章において単にドルと表記する）、そして連邦政府の2009年の収入は243,751 ミリオンドルである。カナダ統計局で発表されている内訳が記載された連邦政府収入表の中で、最新の選択可能年度が2009年であるため、2009年のデータを採用した。

この収入の種類内訳は大別して、「連邦自体を収入源とする収入、243,326 ミリオンドル」、「一般目的譲渡、334 ミリオンドル」、「特別目的譲渡、90 ミリオンドル」の3種類になる。「連邦自体を収入源とする収入（243,326 ミリオンドル）」が連邦の収入のほとんど（99.8%）を占める。連邦政府収入内訳及び収入全体（一般目的譲渡及び特別目的譲渡を含む）に対する割合は以下のとおりである。

図表2-1：カナダ連邦政府収入内訳（2009年度）

費目	(ミリオンドル)	(%)
所得税	153,003	62.8%
消費税	42,535	17.5%
社会保障プランの掛け金	22,538	9.2%
投資収入	14,017	5.8%
製品・サービスの売上	9,588	3.9%
その他の税収入	1,207	0.5%
連邦自体を収入源とするその他の収入	439	0.2%
一般目的譲渡	334	0.1%
特別目的譲渡	90	0.04%
合計	243,751	100.0%

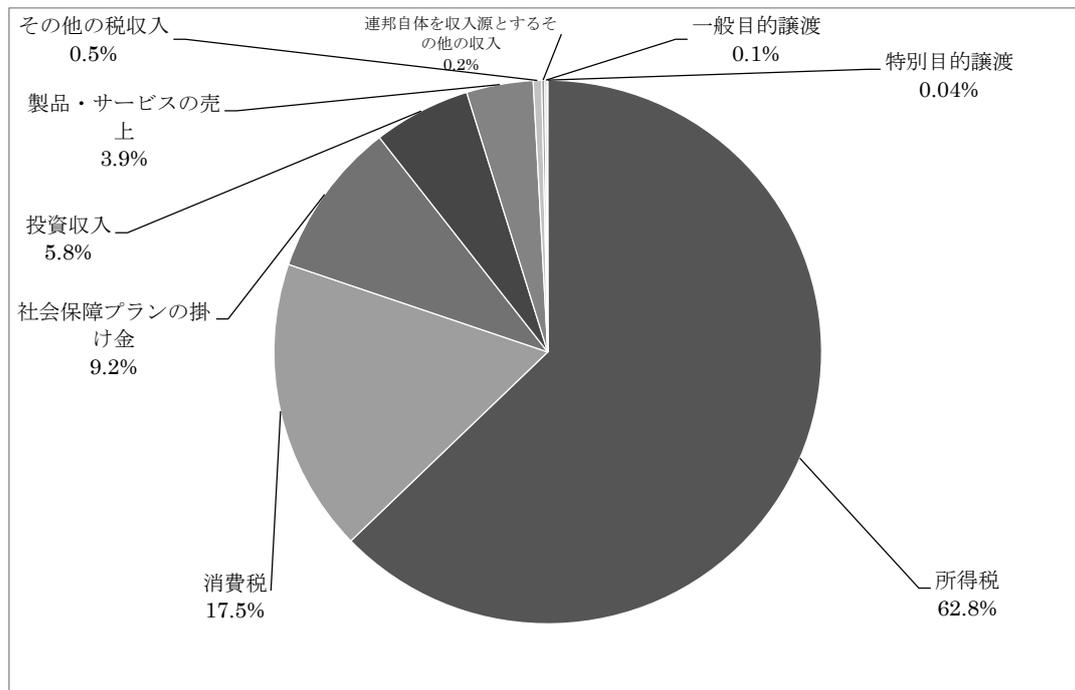
(出典：カナダ統計局)

⁵⁵ カナダ統計局で比較に使用でき、全州を一覧できるデータが最新2009年までのみのため2009年度データを使用。

⁵⁶ カナダ統計局：<http://www.statcan.gc.ca/tables-tableaux/sum-som/101/cst01/econ03-eng.htm>

第2章 カナダ

図表2-2：カナダ連邦政府収入内訳（2009年度）



（出典：カナダ統計局）

また、最新の収入内訳は以下のとおりである。このデータは、カナダ統計局のデータとは分類方法が異なる点に注意されたい。

図表2-3：連邦政府収入内訳（2013～2014年度）

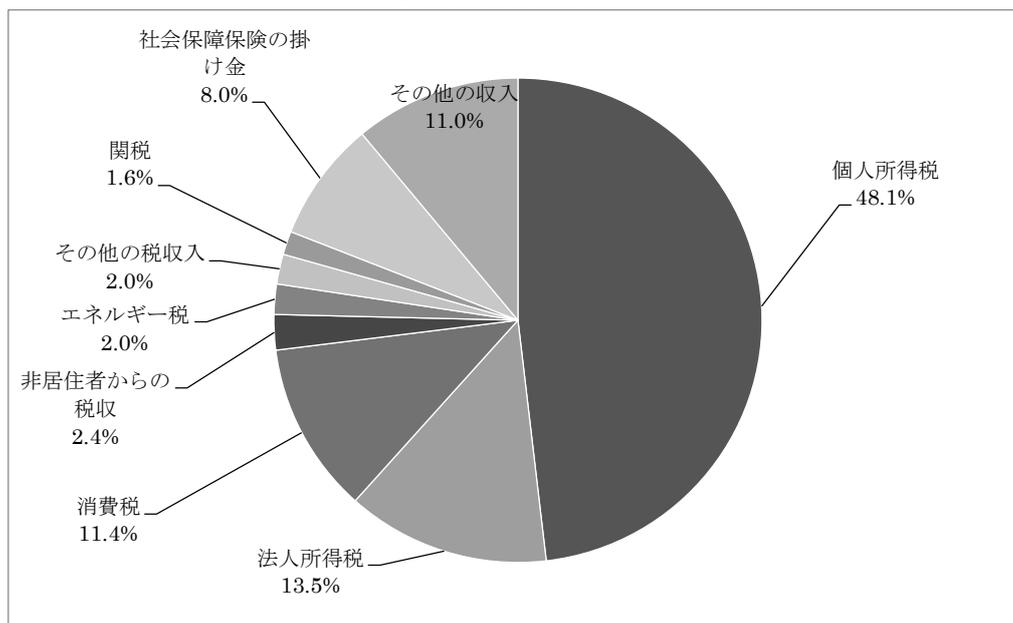
費目	(ミリオンドル)	(%)
個人所得税	130,811	48.1%
法人所得税	36,587	13.5%
消費税	30,998	11.4%
非居住者からの税収	6,404	2%
エネルギー税	5,486	2%
その他の税収入	5,413	1.9%
関税	4,239	1.6%
社会保障保険の掛け金	21,766	8%
その他の収入	29,973	11%
合計	271,677	100.0%

（出典：公共事業サービス⁵⁷）

⁵⁷ 公共事業政府サービス：<http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/recgen/cpc-pac/2014/vol1/s3/rvnu-eng.html#t3.2>

第2章 カナダ

図表2-4：連邦政府収入（2013～2014年度）



(出典：公共事業サービス)

イ 収入に関する過去からの推移データ

図表2-5：カナダ連邦政府収入推移（2005～2009年度）

(単位: ミリオンドル、出典：カナダ統計局の表 385-0001.⁵⁸)

	2005		2006		2007		2008		2009	
	金額	(%)								
収入合計 ：①+②+③	216,888	(%)	230,037	(%)	237,089	(%)	259,344	(%)	243,750	(%)
連邦自体を収入源とする 収入：①	216,187		229,342		236,306		258,310		243,326	
所得税	133,704	61.6%	144,722	62.9%	153,104	64.6%	167,798	64.7%	153,003	62.8%
消費税	47,312	21.8%	48,829	21.2%	45,139	19.0%	49,142	18.9%	42,535	17.5%
固定資産関連税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の税収入	668	0.3%	794	0.3%	1,636	0.7%	1,481	0.6%	1,207	0.5%
医療及び薬品保険の 掛け金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保障プラン掛け金	21,884	10.1%	21,851	9.5%	21,932	9.3%	21,974	8.5%	22,538	9.2%
製品・サービスの売上 収入	5,452	2.5%	5,740	2.5%	5,811	2.5%	7,453	2.9%	9,588	3.9%
投資収入	6,560	3.0%	6,915	3.0%	8,320	3.5%	10,026	3.9%	14,017	5.8%
連邦自体を収入源と するその他の収入	607	0.3%	491	0.2%	365	0.2%	436	0.2%	439	0.2%
一般目的譲渡：②	612	0.3%	604	0.3%	715	0.3%	945	0.4%	334	0.1%
特別目的譲渡：③	88	0.0%	91	0.0%	68	0.0%	90	0.0%	90	0.0%

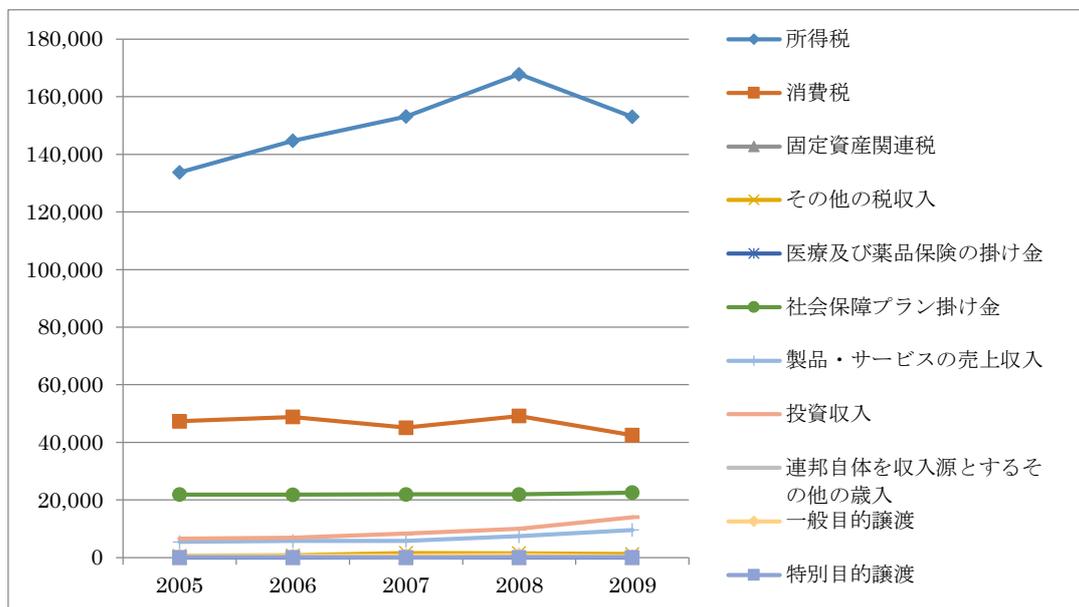
⁵⁸ カナダ統計局

<http://www5.statcan.gc.ca/cansim/search-recherche?lang=eng&searchTypeByBalue=1&pattern=385-0001&p2=37>

第2章 カナダ

図表2-6：カナダ連邦政府収入推移（2005～2009年度）

（単位：ミリオンドル、出典：カナダ統計局の表 385-0001）



1-2 収入（州・準州政府全体について）

(1) 州・準州政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

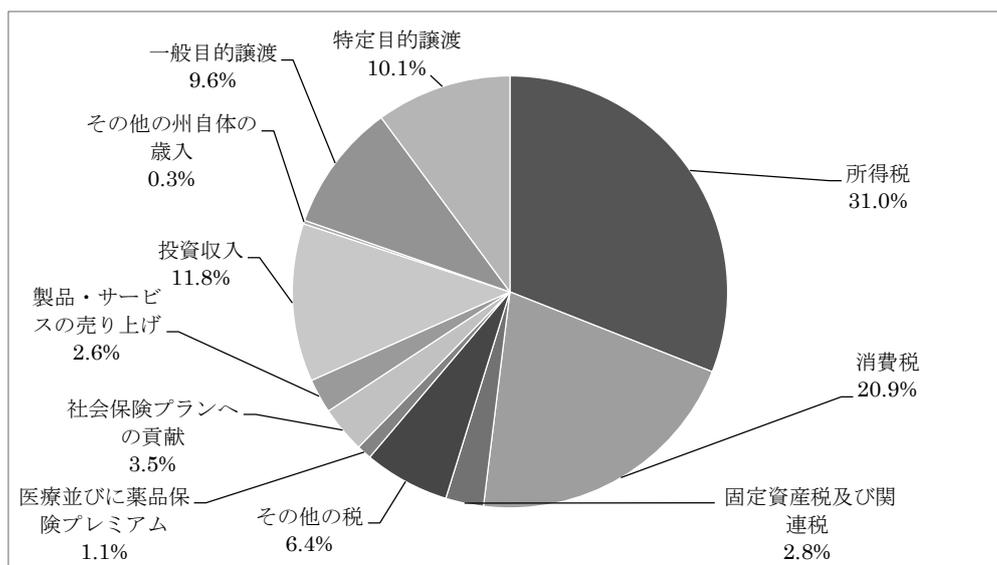
2009年度の州及び準州政府の収入は、308,300 ミリオンドルである⁵⁹。以下はその内訳である。

図表2-7：州・準州政府全体の収入内訳（2009年度）

	(ミリオンドル)	(%)
①州自体の収入	247,790	80.4%
所得税	95,652	31.0%
消費税	64,499	20.9%
固定資産税及び関連税		2.8%
その他の税	19,659	6.4%
医療並びに薬品保険プレミアム		1.1%
社会保険プランへの貢献	10,679	3.5%
製品・サービスの売り上げ		2.6%
投資収入	36,480	11.8%
その他の州自体の収入		0.3%
②一般目的譲渡	29,476	9.6%
③特定目的譲渡	31,032	10.1%
収入合計（①+②+③）	308,300	100.0%

(出典：カナダ統計局)

図表2-8：州・準州政府全体の収入内訳（2009年度）



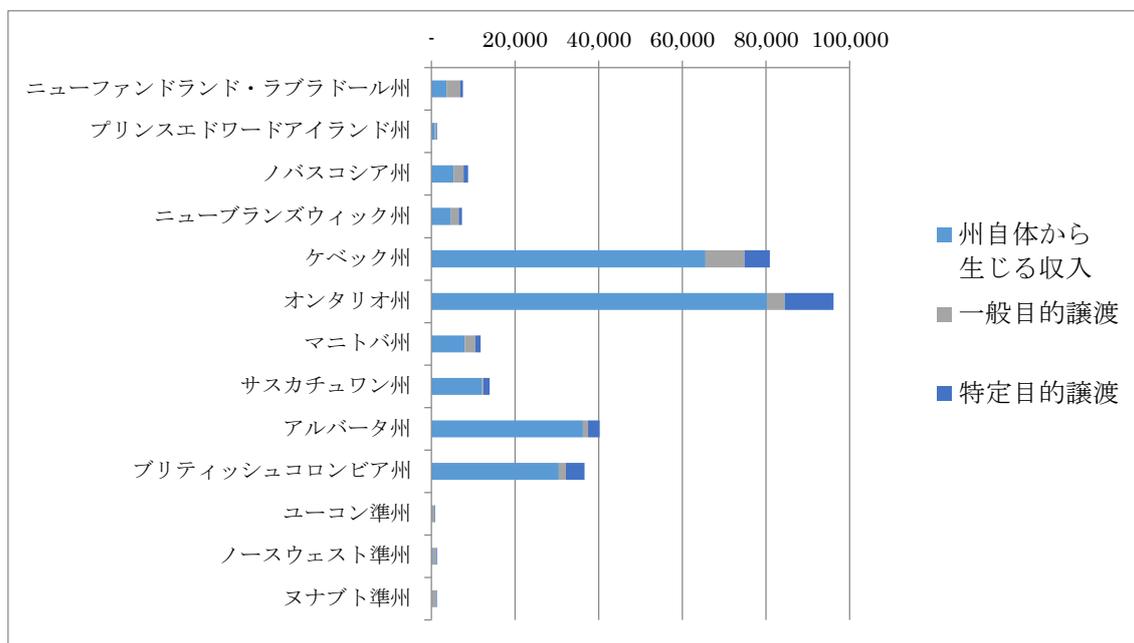
(出典：カナダ統計局)

⁵⁹ カナダ統計局：<http://www.statcan.gc.ca/start-debut-eng.html>

第2章 カナダ

図表2-9：各州・準州別の収入内訳（2009年度）

（単位：ミリオンドル）



（出典：カナダ統計局）

図表2-10：各州・準州別の収入内訳（2009年度）

（単位：ミリオンドル、出典：カナダ統計局）

	州自体から生じる収入 ⁶⁰		一般目的の譲渡 ⁶¹		特定目的の譲渡 ⁶²		収入合計
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
ニューファンドランド・ラブラドール州	3,658	48.5%	3,280	43.5%	607	8.0%	7,545
プリンスエドワードアイランド州	859	61.5%	367	26.3%	170	12.2%	1,396
ノバスコシア州	5,348	60.9%	2,387	27.2%	1,040	11.9%	8,775
ニューブランズウィック州	4,725	64.5%	1,824	24.9%	774	10.6%	7,323
ケベック州	65,521	81.0%	9,333	11.5%	6,044	7.5%	80,898
オンタリオ州	80,220	83.4%	4,207	4.4%	11,712	12.2%	96,139
マニトバ州	8,004	67.9%	2,458	20.8%	1,328	11.3%	11,790
サスカチュワン州	12,019	86.3%	359	2.6%	1,555	11.2%	13,933
アルバータ州	36,263	90.2%	1,224	3.0%	2,737	6.8%	40,224
ブリティッシュコロンビア州	30,458	83.2%	1,663	4.5%	4,488	12.3%	36,609
ユーコン準州	198	21.3%	575	61.9%	156	16.8%	929
ノースウェスト準州	409	28.6%	820	57.3%	203	14.2%	1,432
ヌナブト準州	108	8.3%	979	75.0%	218	16.7%	1,305

⁶⁰ 所得税、消費税、固定資産税、その他の税収、社会保険プラン貢献、製品・サービスの売上、投資収入などから構成される。

⁶¹ 連邦政府から各州が受け取る一般目的用の譲渡金。

⁶² 公共の医療設備での治療に使用されるべく譲渡される。

第2章 カナダ

イ 収入に関する過去からの推移データ

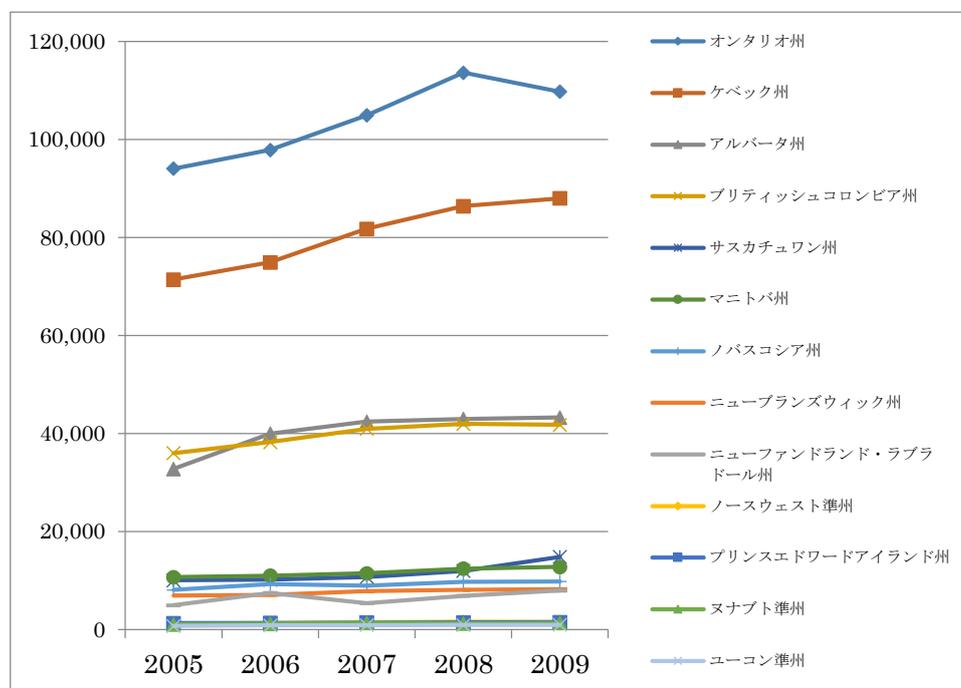
図表2-11：各州・準州別の収入推移⁶³（2005～2009年度）

（単位：ミリオンドル）

州または準州	2005	2006	2007	2008	2009
ニューファンドランド・ラブラドール州	4,948	7,465	5,376	6,867	7,951
プリンスエドワードアイランド州	1,286	1,332	1,410	1,447	1,512
ノバスコシア州	8,081	9,283	8,962	9,704	9,797
ニューブランズウィック州	6,933	7,081	7,802	8,066	8,254
ケベック州	71,395	74,922	81,775	86,387	87,994
オンタリオ州	94,058	97,863	104,930	113,628	109,761
マニトバ州	10,688	10,962	11,474	12,400	12,778
サスカチュワン州	10,016	10,169	10,728	11,957	14,836
アルバータ州	32,773	39,971	42,429	42,978	43,253
ブリティッシュコロンビア州	36,008	38,247	40,938	41,966	41,777
ユーコン準州	712	840	891	898	942
ノースウェスト準州	1,157	1,296	1,430	1,546	1,538
ヌナブト準州	1,040	1,184	1,366	1,249	1,318

図表2-12：各州・準州別の収入推移（2005～2009年度）

（単位：ミリオンドル）



⁶³ カナダ統計局の表 385-0001 (<http://www5.statcan.gc.ca/cansim/a01?lang=eng> からデータを選択してアクセス可能)

2-1 支出（カナダ連邦政府について）

(1) カナダ連邦政府の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 支出内訳シェア

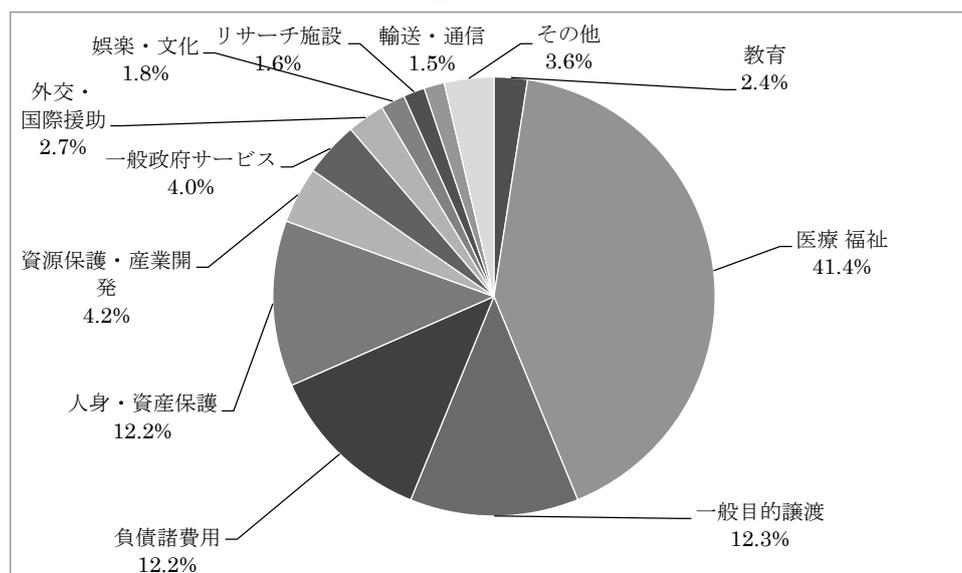
カナダの連邦レベルの2009年度支出総額は236,983⁶⁴ミリオンドル。その主な内訳項目と支出全体に占める割合は以下のとおりである。

図表2-13：カナダ連邦政府支出内訳（2009年度）

費目	(ミリオンドル)	(%)
教育	5,781	2.4%
医療 福祉	98,058	41.4%
一般目的譲渡	29,217	12.3%
負債諸費用	28,982	12.2%
人身・資産保護	28,937	12.2%
資源保護・産業開発	9,856	4.2%
一般政府サービス	9,588	4.0%
外交・国際援助	6,513	2.7%
娯楽・文化	4,242	1.8%
リサーチ施設	3,700	1.6%
輸送・通信	3,537	1.5%
その他	8,572	3.6%
合計	236,983	100.0%

(出典：カナダ統計局)

図表2-14：カナダ連邦政府支出内訳（2009年度）



(出典：カナダ統計局)

⁶⁴ 2009年度、カナダ統計局データ、テーブル 385-0002

第2章 カナダ

イ 支出に関する過去からの推移データ

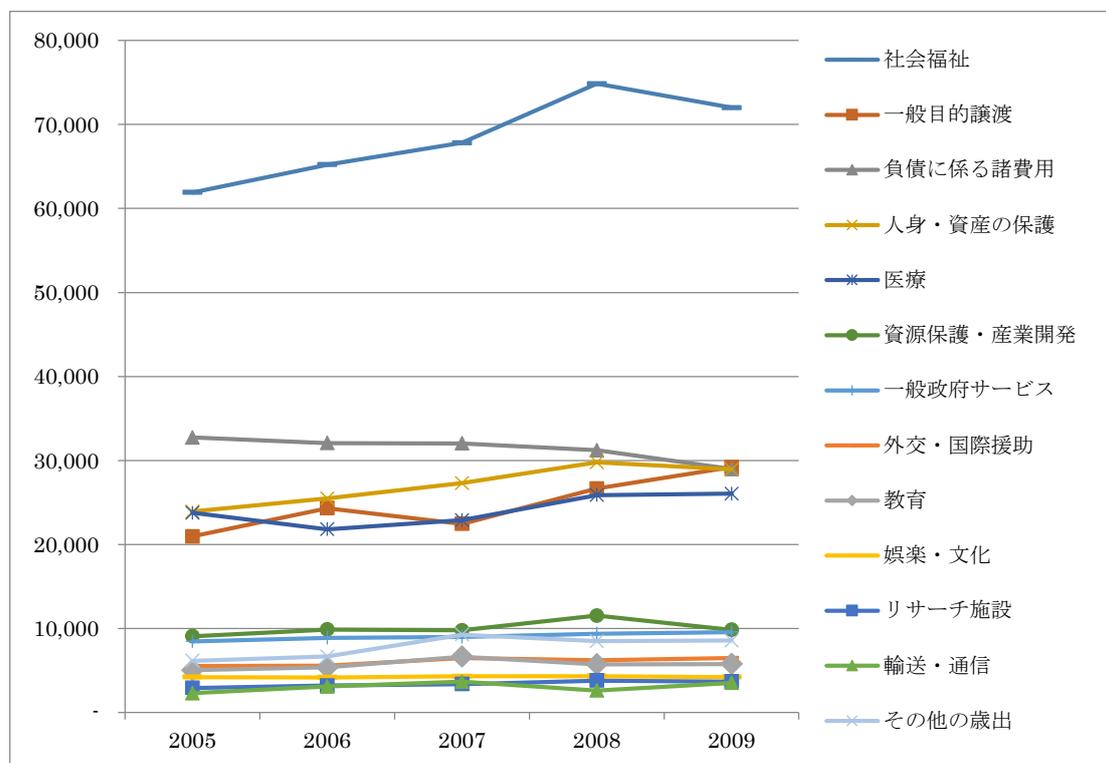
図表 2-15：カナダ連邦政府支出推移（2005～2009年度）

（単位：ミリオンドル、出典：カナダ統計局）

	2005		2006		2007		2008		2009	
支出合計	207,128		215,293		223,989		240,461		236,474	
社会福祉	61,904	29.9%	65,211	30.3%	67,827	30.3%	74,846	31.1%	71,997	30.4%
一般目的譲渡	20,971	10.1%	24,328	11.3%	22,463	10.0%	26,672	11.1%	29,217	12.4%
負債に係る諸費用	32,753	15.8%	32,076	14.9%	32,045	14.3%	31,225	13.0%	28,982	12.3%
人身・資産の保護	23,929	11.6%	25,485	11.8%	27,308	12.2%	29,783	12.4%	28,937	12.2%
医療	23,774	11.5%	21,823	10.1%	22,898	10.2%	25,895	10.8%	26,061	11.0%
資源保護・産業開発	9,086	4.4%	9,881	4.6%	9,801	4.4%	11,550	4.8%	9,856	4.2%
一般政府サービス	8,491	4.1%	8,891	4.1%	9,011	4.0%	9,389	3.9%	9,588	4.1%
外交・国際援助	5,561	2.7%	5,586	2.6%	6,502	2.9%	6,215	2.6%	6,513	2.8%
教育	5,044	2.4%	5,385	2.5%	6,659	3.0%	5,741	2.4%	5,781	2.4%
娯楽・文化	4,235	2.0%	4,191	1.9%	4,323	1.9%	4,347	1.8%	4,232	1.8%
リサーチ施設	2,926	1.4%	3,222	1.5%	3,391	1.5%	3,803	1.6%	3,700	1.6%
輸送・通信	2,299	1.1%	3,096	1.4%	3,668	1.6%	2,636	1.1%	3,537	1.5%
その他の支出	6,156	3.0%	6,672	3.1%	9,272	4.1%	8,494	3.5%	8,572	3.6%

図表 2-16：カナダ連邦政府支出推移（2005～2009年度）

（単位：ミリオンドル、出典：カナダ統計局）



第2章 カナダ

ウ カナダ連邦政府教育分野支出の内訳シェアと推移

図表 2-17：カナダ連邦政府教育分野支出の内訳シェアと推移（2005～2009 年度）

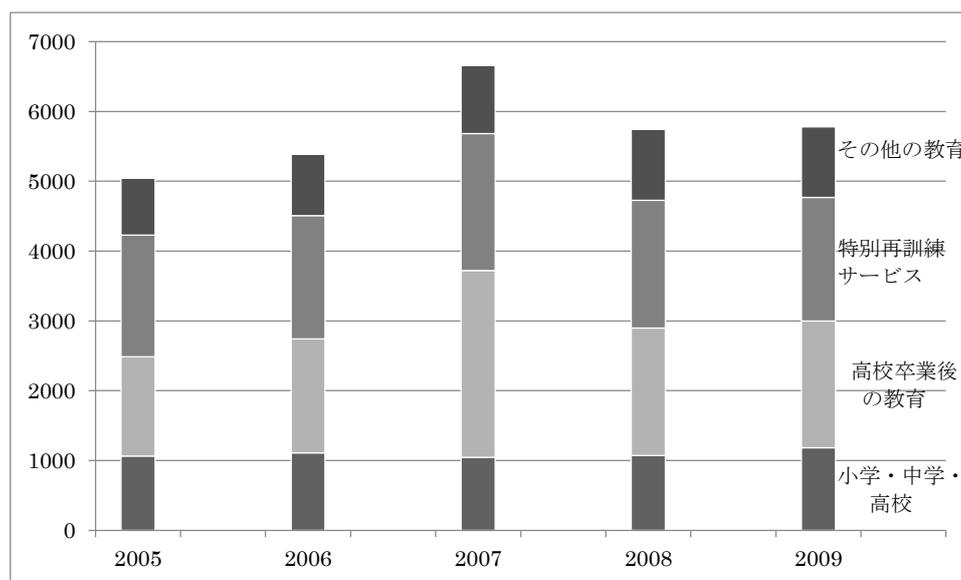
（ミリオンドル）

	2005		2006		2007		2008		2009	
教育関連支出合計	5,044		5,385		6,659		5,741		5,781	
小学・中学・高校	1,064	21.1%	1,110	20.6%	1,046	15.7%	1,072	18.7%	1,181	20.4%
高校卒業後の教育	1,424	28.2%	1,634	30.3%	2,675	40.2%	1,827	31.8%	1,817	31.4%
特別再訓練サービス	1,743	34.6%	1,765	32.8%	1,963	29.5%	1,830	31.9%	1,771	30.6%
その他の教育	814	16.1%	876	16.3%	974	14.6%	1,012	17.6%	1,013	17.5%

（出典：カナダ統計局）

図表 2-18：カナダ連邦政府教育分野支出の内訳シェアと推移（2005～2009 年度）

（ミリオンドル）



（2）教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及びその支出動向

① 高校卒業後の教育

2014年の国家予算で、向こう10年にわたる、ポストセカンダリー（高校卒業後の教育）教育施設のためのリサーチ・改革を支援する合計1.5ビリオンドルのサポートが示された。これは、「create long-term economic advantages for Canada（カナダの長期的経済的優位性を生み出す）」ことをその目的としている。

② 自閉症スペクトラム障害を持つ人々に対する職業訓練

2014年の国家予算で、向こう4年間にわたり11.4ミリオンドルが自閉症スペクトラム障害を持つ人々に対する職業訓練の拡大に使用されることが示された。

③ 原住民族教育改革決議⁶⁵

ファーストネーション（原住民族）の3人に1人が高校卒業までに脱落してしまうこと、カナダだけでも50言語以上の原住民族言語が存在すること、その他のカナダ人人口に比べて原住民族人口の大学学位所持率が低いこと、など問題の重要性と複雑性を踏まえ、原住民族の教育レベルの向上を図るために2010年に出された決議。以下の2つのプログラムを中心としている。

- ・原住民族学生サクセスプログラム：特別保留地（リザーブ）に住む、幼稚園から高校までの原住民族生徒をサポートするプログラムで、生徒独自のニーズを満たす教育を提供して教育レベルを引き上げようとするもの。約25.9ミリオンドルが18のプロジェクトに費やされた。
- ・教育パートナーシッププログラム：原住民、各州、連邦政府の間の協調を促し、原住民族学校及び州教育機関に通学する原住民族学生の学力向上を図るプログラム。予算は4.4ミリオンドル。

④ 先住民族の教育向上

2014年の国家予算において、先住民族の保留地における教育向上に1.9ビリオンドルが使用されることが示された。

- ・「First Nations Control of First Nations Education Act（先住民族の管理による先住民族教育法）」を支援するため、2016-17～2018-19期間に中心資金として1.25ビリオンドル
- ・2015-16期に提供される、拡張教育基金160ミリオンドル
- ・2015-16期から開始し、7年間にわたって支給される教育施設基金、500ミリオンドル

⁶⁵ 原住民族の教育レベルを上げるための決議（Reforming First Nation Education Initiative）：
<https://www.aadnc-aandc.gc.ca/eng/1100100016026/1100100016027>

2-2 支出（州・準州政府全体について）

(1) 州・準州政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 州・準州政府全体の支出内訳シェア

カナダの州・準州政府全体の2009年度の支出は、418,606 ミリオンドル。その内訳は以下のとおりである。

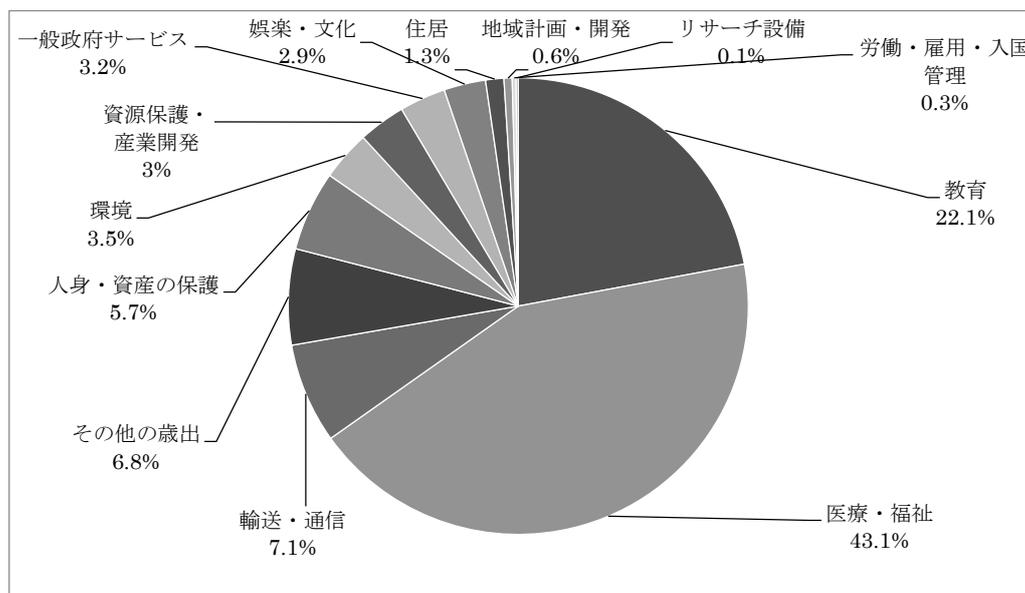
図表2-19：州・準州政府支出内訳（2009年度）

費目	(ミリオンドル)	(%)
教育	92,319	22.1%
医療・福祉	180,474	43.1%
輸送・通信	29,667	7.1%
その他の支出	28,439	6.8%
人身・資産の保護	23,673	5.7%
環境	14,756	3.5%
資源保護・産業開発	13,878	3.3%
一般政府サービス	13,580	3.2%
娯楽・文化	12,294	2.9%
住居	5,366	1.3%
地域計画・開発	2,391	0.6%
労働・雇用・入国管理	1,144	0.3%
リサーチ設備	625	0.1%
合計	418,606	100.0%

(出典：カナダ統計局)

図表2-20：州・準州政府の支出内訳（2009年度）

(出典：カナダ統計局)



第2章 カナダ

イ 支出に関する過去からの推移データ

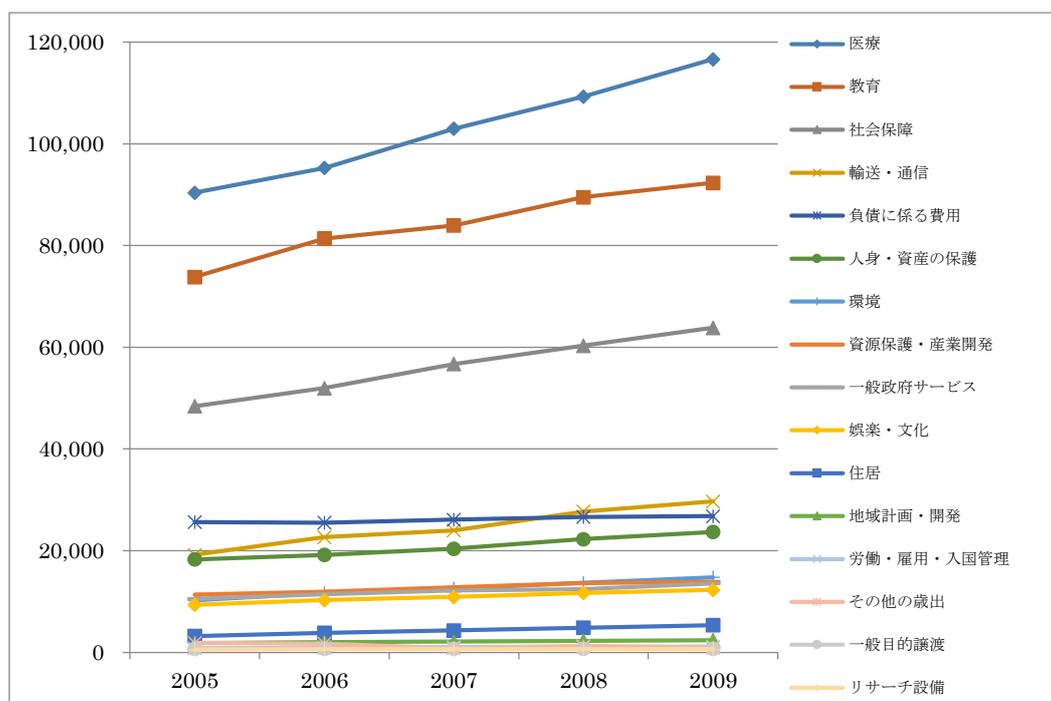
図表2-21：州・準州政府全体の支出内訳推移⁶⁶（2005～2009年度）

（単位：ミリオンドル）

	2005		2006		2007		2008		2009	
支出合計	326,272		351,068		372,298		398,000		418,606	
医療	90,390	27.7%	95,244	27.1%	102,976	27.7%	109,269	27.5%	116,631	27.9%
教育	73,816	22.6%	81,362	23.2%	83,960	22.6%	89,492	22.5%	92,319	22.1%
社会保障	48,432	14.8%	51,980	14.8%	56,705	15.2%	60,316	15.2%	63,843	15.3%
輸送・通信	19,185	5.9%	22,662	6.5%	24,006	6.4%	27,706	7.0%	29,667	7.1%
負債に係る費用	25,634	7.9%	25,513	7.3%	26,087	7.0%	26,649	6.7%	26,800	6.4%
人身・資産の保護	18,294	5.6%	19,149	5.5%	20,399	5.5%	22,280	5.6%	23,673	5.7%
環境	10,215	3.1%	11,687	3.3%	12,581	3.4%	13,658	3.4%	14,756	3.5%
資源保護・産業開発	11,337	3.5%	11,931	3.4%	12,836	3.4%	13,647	3.4%	13,878	3.3%
一般政府サービス	10,527	3.2%	11,458	3.3%	12,171	3.3%	12,456	3.1%	13,580	3.2%
娯楽・文化	9,383	2.9%	10,288	2.9%	10,920	2.9%	11,689	2.9%	12,294	2.9%
住居	3,214	1.0%	3,847	1.1%	4,306	1.2%	4,854	1.2%	5,366	1.3%
地域計画・開発	1,821	0.6%	2,025	0.6%	2,115	0.6%	2,277	0.6%	2,391	0.6%
労働・雇用・ 入国管理	868	0.3%	904	0.3%	1,051	0.3%	1,118	0.3%	1,144	0.3%
その他の支出	1,881	0.6%	1,713	0.5%	838	0.2%	1,255	0.3%	924	0.2%
一般目的譲渡	731	0.2%	697	0.2%	741	0.2%	703	0.2%	715	0.2%
リサーチ設備	545	0.2%	609	0.2%	605	0.2%	631	0.2%	625	0.1%

図表2-22：州・準州政府全体の支出内訳推移（2005～2009年度）

（単位：ミリオンドル）



⁶⁶ カナダ統計局データ表 385-0001 に基づく。

第2章 カナダ

ウ 州・準州政府の教育分野支出の内訳シェアと推移

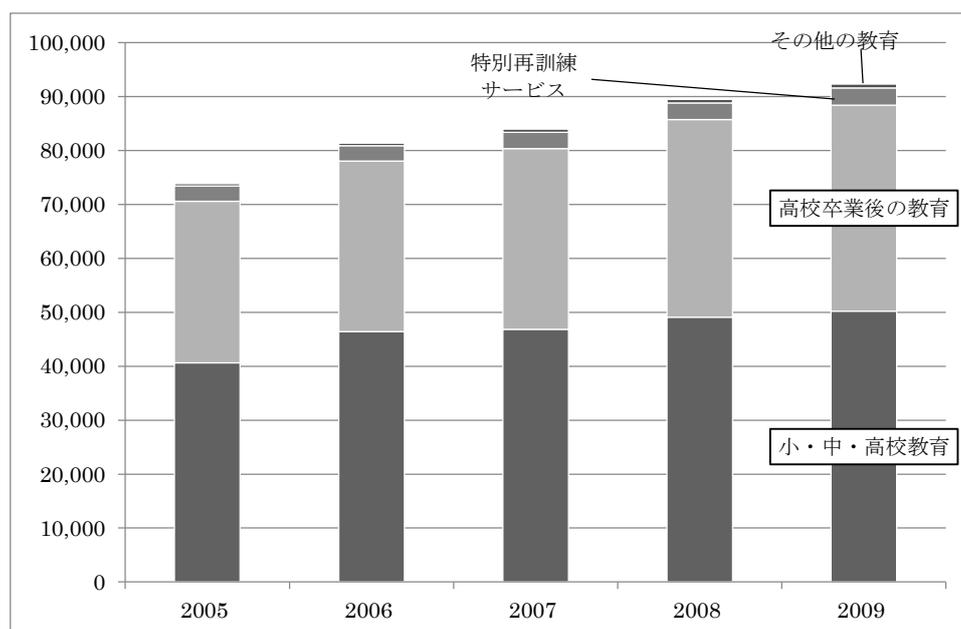
2009年のカナダ州・準州政府の教育分野への支出：92,319 ミリオンドル⁶⁷である。これは合計支出 418,606 ミリオンドルの約 22.2%を占める。その内訳と推移は以下のとおりである。

図表 2-23：州・準州の教育分野支出内訳シェアと推移（2005～2009 年度）

	2005		2006		2007		2008		2009	
教育関連支出合計	73,816		81,360		83,960		89,492		92,319	
小・中・高校教育	40,659	55.1%	46,421	57.1%	46,828	55.8%	49,083	54.8%	50,195	54.4%
高校卒業後の教育	29,942	40.6%	31,647	38.9%	33,514	39.9%	36,664	41.0%	38,231	41.4%
特別再訓練サービス	2,798	3.8%	2,833	3.5%	3,024	3.6%	3,052	3.4%	3,173	3.4%
その他の教育	417	0.6%	459	0.6%	594	0.7%	693	0.8%	720	0.8%

(単位:ミリオンドル)

図表 2-24：州・準州の教育分野支出内訳シェアと推移（2005～2009 年度）



(単位:ミリオンドル)

⁶⁷ カナダ統計局 2009 年データ（州・準州政府を統合したデータ表 385-0001 に基づく）。

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

各州の教育面における、支出増加分野を以下に挙げる。ケベック州の倫理及び宗教文化プログラムや他州では早期の幼児教育に特に重点が置かれていることが分かる。

ア ケベック州の倫理及び宗教文化プログラム

他州に見られない特徴的なプログラムとして、ケベック州には「倫理及び宗教文化プログラム」が存在する。寛容性と多様性を生徒に教えようとするこのプログラムは、一部の両親により、プログラムを拒否する権利について最高裁でその是非が議論されたプログラムである。このプログラムは以下の3つの前身プログラムを置き換える。

- ・カトリックの宗教と道徳
- ・プロテスタントの宗教と道徳
- ・道徳

このプログラムは変化を遂げるケベック州の文化と宗教に対応するためのプログラムであり、生徒は以下を学ぶ。

- ・権利と尊厳において、あらゆる個人が平等であること。
- ・様々な問題を内省・熟慮すること。
- ・生徒の身近またはその周辺に存在するケベック州の宗教的遺産について。
- ・ケベック州に存在するその他の宗教的伝統について。
- ・様々な異なる価値観や信仰が存在する社会の中で自己を成長・発展させること。

第2章 カナダ

イ ニューファンドランド・ラブラドール州

2014年の教育関連の予算⁶⁸のハイライトは以下のとおりである。

- ・早期幼児教育対策：向こう3年間にわたって35.4 ミリオンドルを投入し、州の早期幼児教育対策の第2期に入る。この第二期の予算には、出生から3歳までの幼児の教育を促進するイニシアチブの予算、4.8 ミリオンドルが含まれる。このイニシアチブは2011年に開始したものである。
- ・全日制の幼稚園設立：2016年9月より幼稚園を全日化し、早期の幼児教育と家庭の利益促進を図る。
- ・K-12（幼稚園から高校まで）：K-12設備に128 ミリオンドル以上を投入する。これは州として前例のない投資である。これによりいくつかの学校が建て直され、増設される。
- ・授業料凍結⁶⁹：5.1 ミリオンドルを投入し、大学及び職業訓練校の授業料凍結を図る。

ウ プリンスエドワードアイランド州

2014年予算⁷⁰において、教育予算が1.8%増加している。プリンスエドワードアイランド州では、早期幼児教育システムが設立されるだけでなく、幼稚園の全日化も行われている。

エ ノバスコシア州

2014年予算⁷¹において教育面に関する内容は以下のとおりである。

- ・小学校1年生と2年生のクラスサイズ：小学校1年生と2年生のクラスサイズに上限を設け、教師が各生徒のニーズに応えられるように促進し、低学年における学習効果を向上するために7.2 ミリオンドルを投入。
- ・早期リテラシー（読み書き能力）プログラム：小学校1年生の早期リテラシー（読み書き能力）フレームワークを再導入するために3.5 ミリオンドルを投資。このプログラムは元々小学校1年生から3年生を対象とするフレームワークであり、これはその一部である。

⁶⁸ ニューファンドランド・ラブラドール州 2014 年度予算：

<http://www.budget.gov.nl.ca/budget2014/speech/default.htm>

⁶⁹ ニューファンドランド・ラブラドール州 2014 年度予算の 6：

<http://www.budget.gov.nl.ca/budget2014/speech/default.htm>

⁷⁰ プリンスエドワードアイランド州 2014 予算：http://www.gov.pe.ca/photos/original/fema_bdgtd12.pdf

⁷¹ ノバスコシア州 2014 年予算：

http://www.novascotia.ca/finance/site-finance/media/finance/budget2014/Budget_Highlights.pdf

オ オンタリオ州

早期における教育効果を高めるため、オンタリオ州では2014年9月時点で幼稚園が全日制化⁷²されている（従来のカナダの幼稚園は一日3時間ほどである）。これをサポートするため、オンタリオ州では269ミリオンドルを早期幼児教育者の賃金向上に充てている⁷³。これは2015年から2017年にかけて、時給を年ごとに1ドルずつ上げるために使用される。

幼稚園の全日制化効果について690人の全日制幼稚園生を対象に、クイーンズ大学及びマックマスター大学によって調査が実施された。その調査による発見事項は次のとおり。

- ・全体的に、全日制幼稚園を終えた生徒は、小学校1年の授業についていく準備・能力が高く、小学校入学後の成績が高い傾向がある。
- ・社会的能力に関する問題が、通常の幼稚園生の10.5%に比べて5.8%と低い
- ・言語及び認識に関する問題が、通常の幼稚園生の15.8%に比べ、4.3%と非常に低い
- ・コミュニケーション能力及び知識発展における問題が、通常の幼稚園生の10.5%に比べ、5.8%と非常に低い。

カ アルバータ州

◎幼稚園から高校まで（以下は2014年予算のハイライト⁷⁴から）

- ・幼稚園から高校までの教育システムにおいて、2013年から2014年にかけて200ミリオンドル（3.2%の伸び）の予算の伸び。
- ・50校の新しい学校の設立と、70校の近代化のために、345ミリオンドルの予算
- ・学校設備のリニューアルと維持に108ミリオンドル（前年に比べ、23ミリオン増加）
高校以降の教育
- ・奨学金：アルバータはカナダで最も豊かな奨学金を持つ。74ミリオンドル以上が約38,500人の学生に奨学金として分配される。
- ・アルバータヘリテージ奨学金基金は、2014年に38ミリオンドルをサポート。さらに、200ミリオンドルがアルバータヘリテージ奨学金基金に追加され、優秀な学生をサポートする。

⁷² <http://www.edu.gov.on.ca/kindergarten/theresearchisin.html>、

<http://www.edu.gov.on.ca/kindergarten/FDKReport2013.pdf>

⁷³ <http://www.fin.gov.on.ca/en/budget/ontariobudgets/2014/ch1a.html#ftn1>

⁷⁴ 2014年度アルバータ州予算：<http://alberta.ca/budget-highlights.cfm>

キ ブリティッシュコロンビア州

「幼少期計画 (B.C. EARLY YEARS STRATEGY)」⁷⁵：この幼少期計画は政府による8年計画プランであり、幼児を持つ家庭向けのプログラムやサービスを、アクセスしやすく、より安価な料金で、より高品質にすることを目的としたもの。2013年予算では、76 ミリオンドルが使用された。プライオリティは以下のとおりである。

- ・BC 幼児タックスベネフィット (B.C. Early Childhood Tax Benefit) について該当する両親に伝える。
- ・幼児教育訓練プログラムの学生用の奨学金プログラムを開始する。
- ・幼児教育の免許保持者グループ及び幼児チャイルドケアの提供者に対する職業発展訓練の機会を拡大する。
- ・2014-15 期に、17.7 ミリオンドルの資金により、最大 1,000 カ所の、免許を有する新しいチャイルドケア施設が設けられる。この BC 早期幼児教育対策は、政府が年あたり 1 ビリオンドルを提供する「幼児教育・少年開発イニシアチブ (early learning and childhood development initiatives)」をもとにしている。

ク ノースウェスト準州

ジュニアキンダーガーデン：ノースウェスト準州では、2014-15 期に 1.8 ミリオンドルを4歳児用のジュニアキンダーガーデン（幼稚園の年少組）に割当てて。これは5歳児の学業能力からその子供の将来を概ね推測できるという研究結果⁷⁶に基づくものである。3年の期間と7.2 ミリオンドルをかけ、すべてのノースウェスト準州のコミュニティにジュニアキンダーガーデンを設置することを目標としている。

上記に加え、2 ミリオンドルが、上記以外の幼児教育関連に充てられる。2 ミリオンドルのうち、511,000 ドルが幼児教育者を増やすための教育とトレーニングに、そして1.5 ミリオンドルが妊娠中の母親のサポート、地域家庭健康プログラムの強化、そして幼児教育の重要さの認識を広めるために使用される。

ケ ヌナブト州

ヌナブト州の2014年予算では、1.3 ミリオンドルが幼児教育に割当てられた。また政府は、「チャイルドデイケア法」を見直すため、「幼児早期教育 (Early Childhood Learning)」部門を創設し、幼児早期教育プログラム及び施設をサポートする。

⁷⁵ 『経済成長と仕事生成の強化』の3ページ目：http://bcbudget.gov.bc.ca/2014/highlights/2014_Highlights.pdf

⁷⁶ 『A Life Course Approach to Health and Human Development. Hertzman & Power, 2006』（人間の健康と発展に対する長期的アプローチ）

3-1 その他の動向（国全体について）

(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

ア 教育費控除制度の概要

高等教育授業料の税控除		支払った授業料の15%
通学月当たりの控除	フルタイムの学生	教育費控除：通学している月当たり 60 ドル (400 ドル ⁷⁷ の15%) が控除額
		教科書費用控除：通学している月当たり 9 ドル (60 ドル ⁷⁸ の15%)
	パートタイムの学生	教育費控除：通学している月当たり 18 ドル (120 ドル ⁷⁹ の15%) が控除額
		教科書費用控除：通学している月当たり 3 ドル (20 ドル ⁸⁰ の15%)
子供の習い事	チャイルドスポーツ控除	17歳以下の子供の親を対象に年間上限500ドルまで、支払った額を申告でき、その15%が所得から控除される（子供が身体障害を持つ場合には1,000ドルまで申告できる）
	チャイルド文芸控除	17歳以下の子供の親を対象に年間上限500ドルまで、支払った額を申告でき、その15%が所得から控除される（子供が身体障害を持つ場合には1,000ドルまで控除）

イ 税額控除の条件

- ・支払った授業料が年間100ドルを超えていること。
- ・大学やカレッジ、職業訓練校など、学位、ディプロマ、認定などを得るための、政府によって認識された教育機関であること。

⁷⁷ 連邦政府が、フルタイムの学生が一月に必要とすると考える金額

⁷⁸ 連邦政府が、フルタイムの学生が一月に必要とすると考える教科書代

⁷⁹ 連邦政府が、パートタイムの学生が一月に必要とすると考える金額

⁸⁰ 連邦政府が、パートタイムの学生が一月に必要とすると考える教科書代

(2) 民間資金の活用

ア 法人対象優遇制度

政府に登録された⁸¹教育機関及び慈善事業等への寄附は、連邦レベルで税控除の対象となり、正味収入の75%までを申告できる。最初の200ドルまでが15%、201ドル以上については、29%が控除される。

イ 個人対象優遇制度

カナダには、登録教育貯金プラン (A Registered Education Savings Plan (RESP)) という所得税法律下に登録された教育用貯蓄プランが存在し、高等教育の促進を図っている。子供1人当たりの生涯積立最大額は、50,000ドル。RESPは税控除対象とはならないが、その代わりに、このプラン投資によって発生する金額は課税対象とはならない⁸²。RESPに貢献することにより以下のような恩恵もある。

カナダ教育貯蓄助成金 (CESG) ⁸³	カナダ政府はカナダ教育貯蓄助成金通じ、最初の2,500ドルのRESP貢献に対し、子供が17歳の年齢まで(17歳になる年度を含む)毎年その20%をプランに増額する。カナダ教育貯蓄助成金の最大額は、子供当たり、7,200ドルである。
追加カナダ教育貯蓄助成金 (ACESG)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯所得が\$43,561以下の場合には、最初のRESP貢献額の最初の500ドルに対し、さらに毎年20%が増額される。 ・世帯所得が43,561~87,123ドルの場合には、最初のRESP貢献額の最初の500ドルに対し、毎年10%が増額される。
カナダ教育ボンド (CLB)	2004年1月以降に生まれた子供を対象としたボンドで、「国家養育費補助 (National Child Benefit Supplement)」 ⁸⁴ の対象者が対象となる。

⁸¹ 政府に登録された寄附が控除対象となる団体のリスト：

<http://www.cra-arc.gc.ca/chrts-gvng/lstngs/menu-eng.html>

⁸² RESP貢献に対し、政府によって特別な支払などが行われるが、それが課税対象とはならない。

⁸³ カナダ教育貯蓄助成金：<http://www.cefi.ca/en/canada-education-savings-grant-cesg>

⁸⁴ 低所得世帯を対象とした助成金

3-2 その他の動向（地方政府全体について）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除の概要と対象者条件

ア ニューブランズウィック州

ニューブランズウィック州では、「ニューブランズウィック授業料リベート（New Brunswick Tuition Rebate）」により、ニューブランズウィック州に居住または勤務しており所得申告をして納税するあらゆる市民は、2005年以降に支払った指定の大学及び職業訓練校の授業料の50%の払い戻しを受けることができる（一生で払い戻しを受けることができる金額は最大20,000ドル）。この授業料リベートは、対象の単位取得後20年以内であれば申請できる。特定年に受け取ることでできる払い戻し額は、その年の所得税に等しい金額であり、最高4,000ドルである。

この制度は、大学や職業訓練校の授業料の半分を払い戻すことにより、高等教育を受けることを推奨・促進し、高度なスキルを持った人材を育成し、その結果として州の経済を繁栄させることを目的として導入されたものである。

イ オンタリオ州

オンタリオ州には授業料30%助成金⁸⁵という制度があり、大学で学位取得のために就学中の学生は、1,780ドル、短大において820ドルの助成金（これは2014-2015年度の金額。この金額は州内の授業料平均額の30%であるため毎年変動する可能性がある）を申請することにより、受けとることができる。

なお、オンタリオ州授業料30%助成金の対象者は以下の条件を満たす必要がある。

- ・OSAP（オンタリオ州学生補助プログラム）によって認められている効率短大・大学、私立短大・大学に通学するフルタイムの学生であること
- ・高校を卒業後4年以内、若しくはCo-opプログラム⁸⁶の4年目若しくは5年目で学習中の場合には、高校を突行から4年以上5年未満
- ・カナダ国籍若しくは永住権保持者であること
- ・両親の合計年収が160,000ドル以下であること

ウ マニトバ州

2007年に導入された「マニトバ授業料所得税リベート（Manitoba Tuition Fee Income Tax Rebate）⁸⁷」により、政府によって認定されている大学・カレッジ・職業専門学校に授業料を支払い、2007年1月1日以降にプログラムを修了した、現在マニトバで納税する納税者は、授業料の60%を所得税リベートとして払い戻しを受けること

⁸⁵ <http://www.ontario.ca/education-and-training/30-off-ontario-tuition>

⁸⁶ Co-opプログラム：学校で学習した内容を、実社会で実践しながら単位を取るプログラム。

⁸⁷ <http://www.gov.mb.ca/tuition/>

ができる。

エ ノバスコシア州

カナダ収入庁によって認められた高等教育のプログラムを、2006年1月1日以降に修了した、ノバスコシア在住・勤務する納税者を対象とする「卒業所得税控除 (Graduate Tax Credit)」がある。これは税申告とは別に別途申請の必要があり、年あたり2,000ドルまで控除を受けることができる。ただし、このプログラムは2014年1月1日をもって終了している。このプログラムは大学卒業者を州内に留めることを推奨するために実施されたプログラムであったが、プログラム実施開始年の2006年から2013年に至るまで、大学卒業後に州を離れる学生の割合に変化がなかったためである。

オ サスカチュワン州

2007年に導入された、「サスカチュワン州卒業税控除 (Saskatchewan Graduate Tax Exemption)」により、政府によって認定された教育施設を2006年1月1日以降に卒業した、サスカチュワン州に在住・勤務する納税者は、年あたり、10,000ドルを申告できる。この控除により、卒業生は所得税を1,100ドル削減できる。

第2章 カナダ

(2) 民間資金の活用

ア 法人対象優遇制度

教育機関への寄附や慈善事業に対する税控除率は以下のとおりである。

図表2-25：教育機関への寄附及び慈善事業に対する税控除率

連邦/州	2014年度 の控除率	2014年度 の控除率	2013年度の 控除率	2013年度の 控除率
	200ドル まで	200ドルを 超える金額	200ドル まで	200ドルを 超える金額
カナダ（連邦政府）	15.00%	29.00%	15.00%	29.00%
アルバータ	10.00%	21.00%	10.00%	21.00%
ブリティッシュコロ ンビア	5.06%	14.70%	5.06%	14.70%
マニトバ	10.80%	17.40%	10.80%	17.40%
ニューブランズウィ ック	9.68%	17.95%	9.39%	17.95%
ニューファンドラン ド・ラブラドール	7.70%	13.30%	7.70%	13.30%
ノバスコシア	8.79%	21.00%	8.79%	21.00%
ノースウェスト	5.90%	14.05%	5.90%	14.05%
ヌナブト	4.00%	11.50%	4.00%	11.50%
オンタリオ	5.05%	11.16%	5.05%	11.16%
プリンスエドワード アイランド	9.80%	16.70%	9.80%	16.70%
ケベック	20.00%	24.00%	20.00%	24.00%
サスカチュワン	11.00%	15.00%	11.00%	15.00%
ユーコン	7.04%	12.76%	7.04%	12.76%

イ 個人対象優遇制度

一部州では、登録教育貯蓄プラン（RESP）貢献者に対し連邦政府だけでなく州からの給付金もある。（3-1（2）イ参照）

<p>アルバータ州 100 周年教育貯蓄 （ Alberta Centennial Education Savings (ACES⁸⁸) ）</p>	<p>ACES プランは、2005 年以降に生まれたアルバータ居住者の子供を対象に、RESP 口座に 500 ドルを給付する。さらに、2005 年以降に 8、11、14 歳になるアルバータ州居住者の子供に対し、100 ドルの助成金が支払われる（ただしその子供が通学していることが条件）。</p>
<p>ケベック教育貯蓄インセンティブ （Quebec Education Savings Incentive (QESI)⁸⁹）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ RESP 口座に毎年、その年の貢献額の 10%（最大 250 ドル）が給付される。 ・ 低所得世帯を対象に、年あたりさらに 50 ドルが給付される（世帯収入に応じて計算される）。 ・ ケベック教育貯蓄インセンティブを通じた給付金の最大金額は、子供当たり 3,600 ドル。
<p>サスカチュワン州教育貯蓄アドバンテージ助成金（Saskatchewan Advantage Grant for Education Savings (SAGES)⁹⁰）</p>	<p>サスカチュワン政府は、2013 年 1 月 1 日以降に行われた RESP 貢献額について、その 10%を助成金として給付する。SAGES 助成金の、子供当たりの生涯最大給付額は 4,500 ドルである。</p>
<p>ブリティッシュコロンビア訓練・教育貯蓄助成金（British Columbia Training and Education Savings Grant⁹¹ ("BCTES")）</p>	<p>2007 年 1 月 1 日以降に生まれた子供を対象に、その RESP 口座に 1,200 ドルの助成金が給付される（申請が必要）。</p>

(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

カナダ市民及び永住許可所持者は、返済補助プラン⁹² (RAP: Repayment Assistance Plan) により、経済状況に応じて教育ローン返済額の減額または返済の一時停止、ケースによっては返済免除を申請することができる。またこのプランは、6 か月ごとに更新が可能である。

⁸⁸ アルバータ州 100 周年教育貯蓄 <http://www.cefi.ca/en/alberta-centennial-education-savings-aces>

⁸⁹ ケベック教育貯蓄インセンティブ <http://www.cefi.ca/en/quebec-education-savings-incentive-quesi#tab1>

⁹⁰ サスカチュワン州教育貯蓄アドバンテージ助成金、
<http://www.saskatchewan.ca/live/education-learning-and-child-care/saving-for-post-secondary-education>

⁹¹ ブリティッシュコロンビア訓練・教育貯蓄助成金
<http://www2.gov.bc.ca/gov/topic.page?id=30F9685761484A8FA6CB7ED216B052EC>

⁹² http://www.canlearn.ca/eng/loans_grants/repayment/help/repayment_assistance.shtml

第3章 イギリス

本章では、イギリス（2013年度の統計で全人口 6,410 万人⁹³）の 84%以上を占めるイングランド（同年度 5,390 万人）のみについて言及し、本章において中央政府とは、特段の断りがない限り、イングランド政府を指す。また、イングランドの地方行政においては、「カウンティ（county）」とその下の階層である「ディストリクト（District）」の 2 層制が採用されており、教育を所管する地方自治体が置かれ、当該地方の公教育を含むほとんどの行政事務を行っている。そのため、本章において、地方政府とはイングランド地方自治体を指す。

1-1 収入（イングランド政府について）

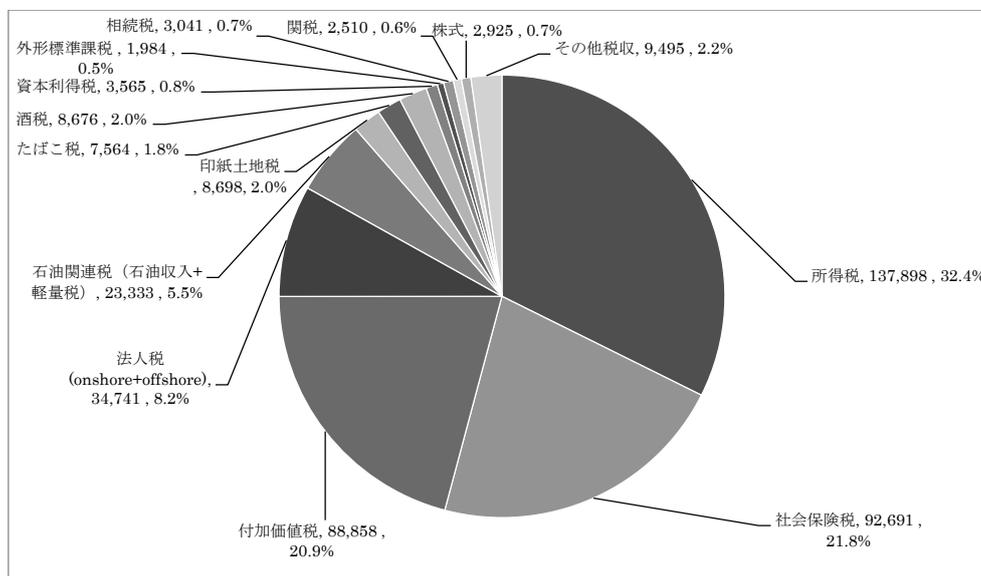
(1) 政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

英国収入関税庁（HM Revenue&Customs）のデータによると、2014年のイングランド政府における税収は、423,782,000,000 ポンド⁹⁴であり、英国内の総税収の 86.5%を占めている。以下に、2013-2014 年度のイングランド政府の収入の内訳をまとめた。

図表 3-1：イングランド政府収入内訳（2013-2014 年度）⁹⁵

(単位：100 万ポンド)



⁹³ Office for National Statistics

www.ons.gov.uk/ons/rel/pop-estimate/population-estimates-for-uk--england-and-wales--scotland-and-northern-ireland/2013/index.html

⁹⁴ HM Revenue&Customs A disaggregation of HMRC tax receipts between England, Wales, Scotland & Northern Ireland (9 ページ)

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/372565/disag-main.pdf

⁹⁵ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/360002/disag-stats.pdf

第3章 イギリス

イ 収入に関する過去からの推移データ

イングランド政府の収入内訳ごとの 2011-2012 年度、2012-2013 年度、2013-2014 年度の推移は以下のとおりである。

図表 3 - 2 : イングランド政府収入内訳の推移⁹⁶

(単位 : 100 万ポンド)

	2011-2012 年度	2012-2013 年度	2013-2014 年度
税込総額	406,884	408,578	423,781
所得税 (Income Tax)	132,660	133,619	137,898
資本利得税 (Capital Gains Tax)	3,944	3,494	3,565
税額控除 (Tax Credits (Neg))	- 3,941	- 2,499	-2,297
社会保険税 (NICs : National Insurance Contributions)	87,463	87,825	92,691
付加価値税 (VAT : Value Added Tax)	83,177	85,327	88,858
法人税 (Corporation Tax (Onshore))	29,514	31,168	31,753
法人税 (Corporation Tax (Offshore - Population))	7,418	3,689	2,988
外形標準課税 (Bank Levy)	1,454	1,438	1,984
高額ボーナスに対する課税措置 (Bank payroll tax)	- 2	-	-
石油収入 (Petroleum Revenue Tax) (Population)	1,705	1,459	939
軽量税 (Fuel duties)	22,333	22,135	22,394
相続税 (IHT : Inheritance Tax)	2,638	2,775	3,041
株式 (Share)	2,648	2,124	2,925
印紙土地税 (Stamp Duty Land Tax)	5,696	6,488	8,698
タバコ税 (Tobacco duties)	7,503	7,684	7,564

⁹⁶ HM Revenue & Customs 同報告書では地域別ではなく、人口別で算出された税収を基に算出している。また、図表中の総額は表中に記載した税額を合算した数値であり、脚注4の資料に記載されている Total HMRC receipts (Population)の総計とは異なることに留意されたい。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/360002/disag-stats.pdf

第3章 イギリス

スピリッツ税 (Spirits duties)	2,281	2,314	2,413
ビール税 (Beer duties)	2,938	2,907	2,839
ワイン税 (Wines duties)	2,840	2,993	3,143
サイダー税 (Cider duties)	272	269	281
賭博税 (Betting & Gaming)	1,374	1,413	1,766
旅客搭乗者税 (Air Passenger Duty)	2,312	2,477	2,666
保険料税 (Insurance Premium Tax)	2,537	2,608	2,602
埋立地税 (Landfill Tax)	919	921	1,003
気候変動課税 (Climate Change Levy)	559	527	887
建設骨材税 (Aggregates Levy)	183	168	180
スイス資本税 (Swiss Capital Tax)	-	287	391
関税 (Customs Duties)	2,516	2,469	2,510

ウ 財政データ

国の教育分野での管轄は教育省 (Department for Education) とビジネス・イノベーション・技能省 (Department for the Business Innovation & Skill) となり、教育省は初等中等教育中心、ビジネス・イノベーション・技能省は高等教育 (Higher Education)、継続教育 (Further education) などを中心に国として教育政策の決定や教育制度全体の計画策定などを担っている。

1-2 収入（イングランド地方自治体について）

(1) 政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

以下は、2012-2013年度のイングランド地方自治体の収入内訳である。

図表3-3：イングランド地方自治体収入内訳（2012-2013年度）⁹⁷

（単位：100万ポンド）

	内訳	収入額	割合 (%)
一般投資 収入会計	AEF ⁹⁸ 外の補助金	18,850	12.1
	AEF内特定補助金	41,820	26.9
	地方サービス補助基金	223	0.1
	地方交付金	448	0.3
	事業用レート（NDR） ⁹⁹ 再交付	23,129	14.9
	警察補助金	4,224	2.7
	住民税	22,548	14.5
	住民税給付金補助	4,167	2.7
	利子収入	11,316	7.3
	その他収入	7,907	5.1
住宅収入 会計	賃貸料収入	6,901	4.4
	外部取引サービスに生じる会計	1,092	0.7
資本	資本に係る補助金	9,738	6.3
	資産売却収入等	2,124	1.4
収入合計		154,487	100

⁹⁷ Department for Communities and Local Government) Local Government Financial Statistics England No.24 2014 (10 ページ, 31 ページ) Table1.6b: Summary of expenditure and income (excluding double counting of flows), England 2010-11 to 2012-13

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/316772/LGFS24_web_edition.pdf

⁹⁸ Aggregate External Finance＝統合外部財源。地方自治体が所掌する事務にかかる財源に充てられる。財団法人自治体国際化協会「英国の地方自治制度」を参照した。

⁹⁹ 事業用レート（NDR：Non-domestic Rates）とは、法人に対する固定資産税を指し、かつて地方税で使われていたが、1990年から国税化された。

第3章 イギリス

イ 収入に関する過去からの推移データ

イングランド地方自治体の収入の内訳と、2009-2010 年度、2010-2011 年度、2011-2012 年度、2012-2013 年度の推移を以下に記載した。地方自治体の収入は、大別して、補助金収入と地域資金供給収入から成るが、助成金が地方自治体の収入総額に占める割合は 63～65%程度で推移している。

図表 3-4 : イングランド地方自治体収入の内訳と推移¹⁰⁰

(単位 : 100 万ポンド)

	2009-2010 年度	2010-2011 年度	2011-2012 年度	2012-2013 年度
補助金収入				
AEF 外の補助金	17,064	19,069	18,614	18,850
AEF 内特定補助金	45,639	45,750	45,502	41,820
地域に基づく助成金	3,314	4,363	-	-
地方サービス補助助成金	-	-	253	223
地方交付金	4,501	3,122	5,873	448
事業用レート (NDR) ¹⁰¹ 再交付	19,515	21,517	19,017	23,129
警察補助金	4,253	4,374	4,546	4,224
GLA ¹⁰² 助成金	48	48	63	50
資本支出への助成金	8,760	9,592	8,637	9,739
住居補助支出後の助成金収入の合計	103,094	107,835	102,505	98,483
地域資金供給収入				
住民税	25,633	26,254	26,451	26,715
外部利子受取り	778	663	860	815
資産売却収入等	1,427	1,498	2,013	2,124
利子収入	12,859	12,597	11,991	12,201
公営住宅賃貸料収入	6,326	6,317	6,583	6,916
地域資金供給収入の合計	47,024	47,328	47,899	48,771
その他の収入及び調整	12,272	10,535	9,995	8,842
収入の合計	162,257	165,204	159,964	155,306
助成金が全体収入に占める割合	63.5%	65.3%	64.1%	63.4%

¹⁰⁰ Local Government Financial Statistics England No.24 2014 (35 ページ)

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/316772/LGFS24_web_edition.pdf

¹⁰¹ 事業用レート (NDR : Non-domestic Rates) とは、法人に対する固定資産税を指し、かつて地方税で使われていたが、1990年から国税化された。

¹⁰² GLA=Greater London Authority

図表 : 地方政府の教育分野の収入 Table C4a: Revenue Account Budget Estimates (RA) 2013-14 (p.186)

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

ア 学校教育費特定負担金 (Dedicated Schools Grant)

代表的な収入として、国から地方当局（地方教育当局）へ導入される学校教育費特定負担金 (Dedicated Schools Grant) ¹⁰³があり、学校運営の主財源となっている。DSG の配分については、各地方当局が責任を持ち、各学校へ配分を決める。英国財務省によると、2015-2016 年度におけるイングランド政府の DSG は、396 億 1,712 万ポンドと予定されている¹⁰⁴。下記に、2015-2016 年度のイングランドにおける地域別の DSG 配分額計画をまとめた。

図表 3-5 : イングランドの地域別 DSG 配分額計画 (2015-2016 年度)

(単位 : 100 万ポンド)

地域	DSG 配当金
合計	39,617.12
ロンドン (London)	7,303.22
東部 (East of England)	4,203.62
イーストミッドランズ (East Midlands)	3,217.17
北東部 (North East)	1,858.33
北西部 (North West)	5,350.89
南東部 (South East)	5,965.78
南西部 (South West)	3,476.89
ウェストミッドランズ (West Midlands)	4,344.560
ヨークシャーアンドハンバー (Yorkshire and the Humber)	3,896.66

また、原則、初等中等教育は無償であるが、高等教育は受講者が授業を負担する。ただし就学中は、ローン（貸与奨学金）の制度により授業料や生活費が保障される。詳細は、後述の「3-1 その他の動向（イングランド政府について）」を参照されたい。

¹⁰³ Education Funding Agency : Dedicated schools grant

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/284955/DSG_Operational_Guide_2014-15_-_Feb_2014.pdf

¹⁰⁴ GOV.UK Dedicated schools grant (DSG) 2015 to 2016 “Dedicated schools grant 2015 to 2016: allocations table”

<https://www.gov.uk/government/publications/dedicated-schools-grant-dsg-2015-to-2016>

2-1 支出（イングランド政府について）

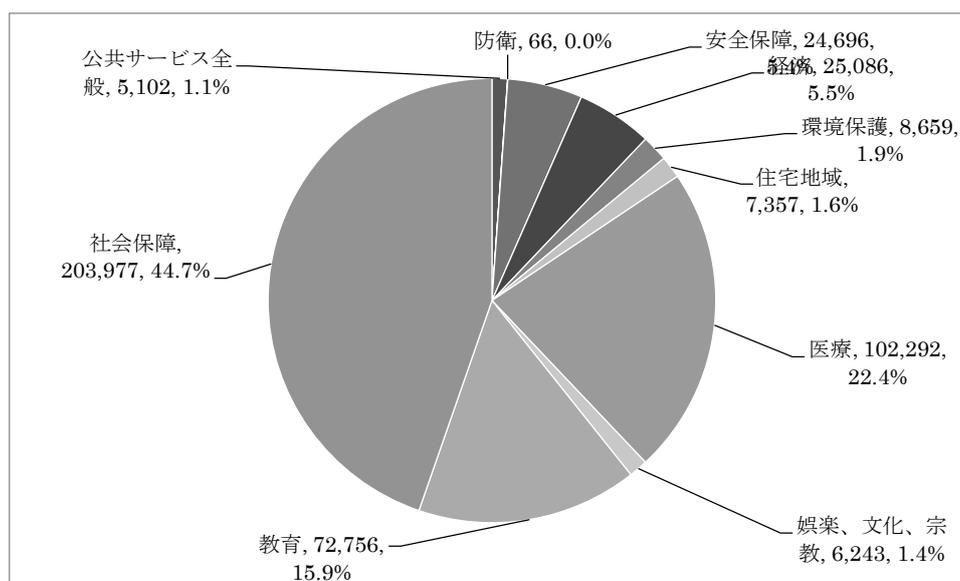
(1) イングランド政府の支出構造及び教育分野への支出割合

ア イングランド政府の支出の内訳シェア

以下に、2012-2013 年度におけるイングランド政府の支出内訳を下記にまとめた。

図表 3-6 : イングランド政府支出内訳（2012-2013 年度）¹⁰⁵

（単位：100 万ポンド）



教育分野（16%）の支出割合は、社会保障分野（45%）、医療分野（22%）に次いで高い。以下は、2008-2009 年度、2009-2010 年度、2010-2011 年度、2011-2012 年度、2012-2013 年度におけるイングランド政府の予算実績の推移である。

¹⁰⁵ HM Treasury Public Expenditure Table 10.1 Total identifiable expenditure on services in England by sub-function, 2008-09 to 2012-13
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/330717/PESA_2014_-_print.pdf

第3章 イギリス

図表3-7：イングランド政府における予算実績の推移¹⁰⁶

(単位：100万ポンド)

	2008-09 年度		2009-10 年度		2010-11 年度		2011-12 年度		2012-13 年度	
	実績	(%)								
公共サービス全般	6,496	1.6	6,480	1.5	5,843	1.1	5,075	1.1	5,102	1.1
防衛	73	0.0	69	0.0	67	0.0	53	0.0	66	0.0
安全保障	26,457	6.5	26,616	6.0	25,705	5.6	24,789	5.6	24,696	5.4
経済	30,206	7.4	32,524	7.3	29,951	6.2	27,355	6.2	25,086	5.5
環境保護	7,221	1.8	8,169	1.8	8,445	1.8	8,140	1.8	8,659	1.9
住宅地域	11,491	2.8	12,628	2.8	9,949	1.5	6,671	1.5	7,357	1.6
医療	88,688	21.6	95,817	21.6	97,947	22.4	99,498	22.4	102,292	22.4
娯楽、文化、 宗教	5,994	1.5	6,446	1.5	6,041	1.3	5,844	1.3	6,243	1.4
教育	68,761	16.8	73,698	16.6	76,764	16.2	72,185	16.2	72,756	15.9
社会保障	164,524	40.1	181,141	40.8	187,150	43.8	194,792	43.8	203,977	44.7
支出合計	409,911	100	443,588	100	447,861	100	444,402	100	456,235	100

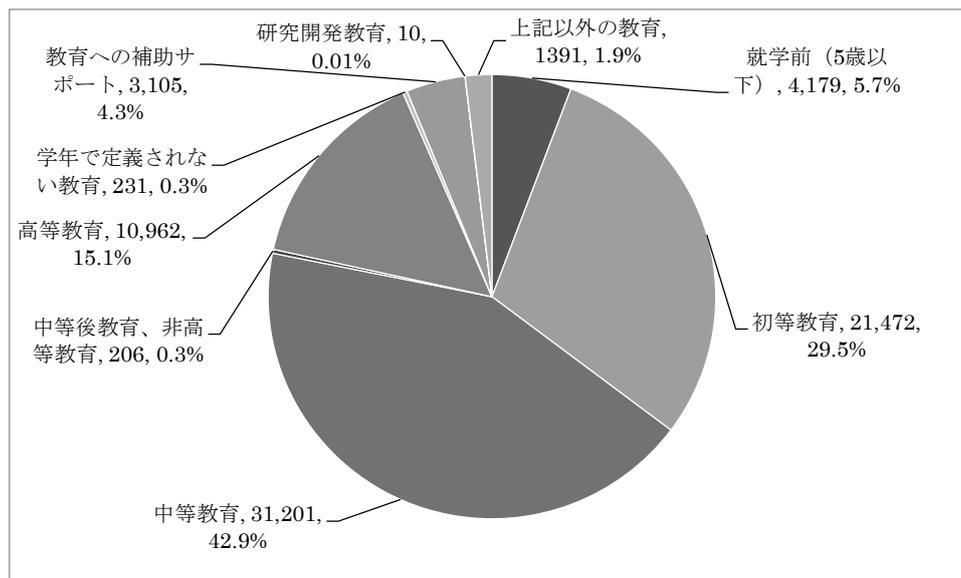
¹⁰⁶ HM Treasury Public Expenditure Table 10.1 Total identifiable expenditure on services in England by sub-function, 2008-09 to 2012-13
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/330717/PESA_2014_-_print.pdf

イ 教育分野全体の支出の内訳シェアと推移

以下に、2012-2013 年度におけるイングランド政府の教育分野全体の支出の内訳をまとめた。

図表 3-8 : イングランド政府の教育分野全体の支出内訳 (2012-2013 年度)

(単位 : 100 万ポンド)



以下は、イングランド政府における教育関連支出の内訳と 2008-2009 年度、2009-2010 年度、2010-2011 年度、2011-2012 年度、2012-2013 年度の推移である。

第3章 イギリス

図表3-9：イングランド政府における教育分野全体支出の内訳推移¹⁰⁷

(単位：100万ポンド)

	2008-2009 年度		2009-2010 年度		2010-2011 年度		2011-2012 年度		2012-2013 年度	
	実績	(%)								
就学前 (5歳以下)	4,180	6.1	4,395	6.0	4,412	5.7	4,151	5.8	4,179	5.7
初等教育	19,681	28.6	20,614	28.0	21,243	27.7	21,385	29.6	21,472	29.5
中等教育	28,393	41.3	30,633	41.6	31,416	40.9	30,562	42.3	31,201	42.9
中等後教育、 非高等教育	254	0.4	365	0.5	293	0.4	220	0.3	206	0.3
高等教育 ¹⁰⁸	9,234	13.4	10,497	14.2	13,130	17.1	10,675	14.8	10,962	15.1
学年で定義され ない教育	313	0.5	349	0.5	488	0.6	215	0.3	231	0.3
教育への補助サ ポート	3,741	5.4	3,411	4.6	3,366	4.4	3,065	4.2	3,105	4.3
研究開発教育	13	0.0	15	0.0	1	0.0	9	0.0	10	0.0
上記以外の 教育	2,952	4.3	3,418	4.6	2,414	3.1	1,902	2.6	1,391	1.9
教育支出総額	68,761	100	73,698	100	76,764	100	72,185	100	72,756	100

¹⁰⁷ HM Treasury Table10.1 Total identifiable expenditure on services in England by sub-function, 2008-09 to 2012-13

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/330717/PESA_2014_-_print.pdf

¹⁰⁸ 原語は tertiary education。大学及び職業専門教育を意味する。

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

前述のとおり、初等中等教育の支出は増加傾向にあり、教育支出に占める割合も高い。イングランド政府の支出が増加している特色ある項目としてアカデミーへの支出があげられる。アカデミーとは、民間事業者によって学校運営を行う公設民営学校である。地方自治体を介して助成金を得る従来の財源確保の形態から、アカデミーが英国中央政府（教育省）から直接補助金を得ることができる形態に変更となったことが支出増加の理由としてあげられる¹⁰⁹。

このアカデミーという形態は、イギリスの教育レベルが国際ランキングで芳しくないことを受け、その改善のために取り入れられた制度である。学校長、教師に自由裁量を与えると学校の業績が上がるという根拠をもとにし、カリキュラム、予算、職員選別に関して多くの裁量を与えた。また、保護者やチャリティ団体が地域のニーズにあった学校を自由に設立できるようにすることで、教育レベルの水準を上げることが狙いとしている。2010年の教育法（Education Act 2010）、2011年のアカデミー法（Academies Act 2011）でアカデミーの設立が合法化された。

また、2014年9月からは8つの地域に基づいた地域コミッショナー制度を導入した。地域コミッショナーは地域のアカデミー校の重要事項を決定や、アカデミーの中で業績の思わしくない学校の改善に従事する¹¹⁰。

イ 就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向

前述の「図表：イングランド政府における教育分野全体支出の内訳の推移」からもわかるように、イングランド政府の支出動向としては、初等中等教育への支出割合が他の教育分野の支出項目と比較して高い。

また、2013年9月より条件¹¹¹を満たす恵まれない2歳児13万人に対して、早期教育の機会を与えていたが、さらに2014年9月よりは26万人の二歳児に対して7.6億ポンドを投入し早期教育の機会を供給することとなった。それに加えて、アーリーイヤーズピューピルプレミアム（EYPP: Early Years Pupil Premium）やピューピルプレミアム（Pupil Premium）、特別な教育的ニーズ及び障害（SEND: Special Educational needs and disabilities）教育など、基金という形態で英国中央政府¹¹²より出資されて

¹⁰⁹ Department for Communities and Local Government : Local Authority Revenue Expenditure and Financing: 2014-15 Budget, England (revised)
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/365581/RA_Budget_2014-15_Statistical_Release.pdf

¹¹⁰ 教育省（DfE）Regional schools commissioners to oversee academies
<https://www.gov.uk/government/news/regional-schools-commissioners-to-oversee-academies>

¹¹¹ 3-1 (1) ア ①と同条件

¹¹² ここでの英国中央政府とは、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドを含むイギリス全体の中央政府である。

いる。以下にそれらの概要をまとめた。

図表 3-10：英国中央政府により出資される教育関連基金の概要

基金名	基金受給対象者	概要
アーリーイヤーズ ピューピルプレミ アム (EYPP: Early Years Pupil Premium ¹¹³)	・3～4の障害を持つ 児童がいる世帯	3～4歳の障害を持つ児童を持つ家庭に対し、 教育の機会を改善するために設立された基金。教 育省は、アーリーイヤーズピューピルプレミアム (Early Years Pupil Premium) を通して 5,000 万ポ ンドをさらに投資し、早期教育へ力を入れるとし た ¹¹⁴ 。
ピューピルプレミ アム (Pupil Premium)	・地方当局管轄の学校 (特別擁護学校、ボラ ンティア団体) ・地方当局の管理、運 営以外の特別擁護学 校 ・アカデミー、フリー スクール、 ・オルタナティブプロ ビジョン (Alternative provision)	2020 年までに児童の貧困撲滅を目指す政府の 方針に沿い、2011 年に開始されたピューピルプ レミアム (Pupil Premium) は恵まれない環境にい る児童に、よりよい教育機会を与えるとするプロ ジェクトであり、条件にあてはまる児童のいる学 校に補助金が与えられる。その補助金は年々増加 し、2012-2013 には全体で 12.5 億ポンドが、 2015-2016 には 25.45 億ポンドの給付が予定され ている ¹¹⁵ 。無料給食を支給される資格が過去 6 年 間にある ¹¹⁶ 児童・生徒がこの補助金を受ける権利 があり、該当する児童・生徒の在籍する学校は年 額で、6 年生までの児童一人につき 1,300 ポンド、 7 年生から 11 年生までの生徒一人につき 935 ポ ンドが支給される。この補助金は英国政府教育省 から各学校への直接の支給ではなく、地方自治体 を通して年 4 回に分けて支給される ¹¹⁷ 。
特別な教育的ニー ズ及び障害 (SEND: Special	・学校 ・早期教育提供者 ・カレッジ	教育省は 2015-2016 に特別な教育的ニーズ及び 障害 (SEND: Special Educational needs and disabilities) 教育改革に更なる 3,170 万ポンドを

<https://www.gov.uk/government/policies/improving-the-quality-and-range-of-education-and-childcare-from-birth-to-5-years/supporting-pages/early-years-pupil-premium>

¹¹³ EYPP: Early Years Pupil Premium

<https://www.gov.uk/government/policies/improving-the-quality-and-range-of-education-and-childcare-from-birth-to-5-years/supporting-pages/early-years-pupil-premium>

¹¹⁴ www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/324103/Child_poverty_strategy.pdf

¹¹⁵ www.gov.uk/government/policies/raising-the-achievement-of-disadvantaged-children

¹¹⁶ 3-1 (1) ア ①と同条件

¹¹⁷ www.gov.uk/pupil-information-for-schools-and-alternative-provision-settings

第3章 イギリス

<p>Educational needs and disabilities) 教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の教育機関 ・地方当局¹¹⁸ 	<p>投入することを発表した¹¹⁹。イングランドの子供の5人に1人は学習障害から、身体的な不自由まで、様々な特別な教育を必要とする児童がおり、改革がそれぞれのニーズにあった補助を生み出すことを目指している。</p> <p>ピューピルプレミアム (Pupil Premium) 同様、中央政府から地方自治体に一旦支給された後に、各学校、児童・生徒への分配が行われる。イングランド地方自治体への3,170万ポンドに加え、英国中央政府は2015-2016には4,700万ポンドの増加を含む補助金を学校へ投入する予定である。2018年4月までの新たなSENDケアシステムへの移行目指している。</p>
---	--	---

¹¹⁸ Equality Act 2010 に記載されている受給条件を満たしていることが必要

¹¹⁹ <https://www.gov.uk/government/new/317-million-boost-for-life-changing-send-reforms>

2-2 支出（イングランド地方自治体について）

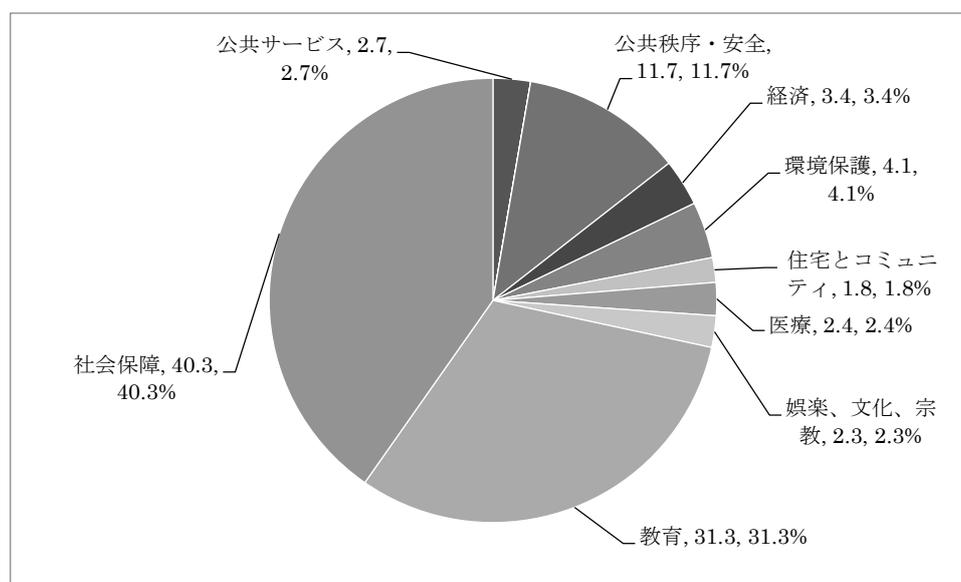
（1）政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳シェア

以下に、内訳別に見た 2012-2013 年度におけるイングランド地方自治体の政府支出を記載した。

図表 3-11：イングランド地方自治体における支出内訳（2012-2013 年度）¹²⁰

（単位：100 万ポンド）



以下は、イングランド地方自治体の支出内訳の推移である。教育分野は、社会保障に次ぐ支出の割合を占めていることがわかる。2010 年以降、教育分野がイングランド地方自治体全体の支出に占める割合は、30%以上となっており、社会保障分野に次いで重要な支出項目と見なされている。以下は、2010-2011 年度、2011-2012 年度、2012-2013 年度、2013-2014 年度におけるイングランド地方自治体全体の支出内訳とその推移である。

¹²⁰ 英国財務省 “Public Expenditure Statistical Analyses 2014”

95 ページ “Table 7.5 Local government current expenditure on services in the United Kingdom by country and function, 2009-10 to 2013-14”

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/330717/PESA_2014_-_print.pdf

第3章 イギリス

図表3-12：イングランド地方自治体全体の支出内訳と推移

(単位：100万ポンド)

	2010-2011 年度		2011-2012 年度		2012-2013 年度		2013-2014 年度	
	実績	(%)	実績	(%)	実績	(%)	予定	(%)
1. 公共サービス	3,195	2.7	2,856	2.5	2,948	2.6	3,056	2.7
2. 防衛	54	0.0	45	0.0	45	0.0	52	0.0
3. 公共秩序・安全	14,187	12.0	13,849	12.1	13,527	12.1	13,416	11.7
4. 経済 ¹²¹	5,443	4.7	4,571	4.1	3,831	3.5	3,804	3.4
5. 環境保護	4,495	3.8	4,486	3.9	4,475	4.0	4,722	4.1
6. 住宅とコミュニティ	2,461	2.1	2,189	1.9	2,108	1.9	2,057	1.8
7. 医療	180	0.2	116	0.1	89	0.1	2,699	2.4
8. 娯楽、文化、宗教	3,096	2.6	2,856	2.5	2,772	2.5	2,624	2.3
9. 教育	41,756	35.2	38,409	33.6	36,191	32.4	35,775	31.3
10. 社会保障	43,695	36.9	44,938	39.3	45,561	40.8	46,057	40.3
合計	118,562	-	114,318	-	111,547	-	114,261	-

イ 教育分野全体の支出の内訳シェア

以下は、2012-2013におけるイングランド地方自治体全体の教育分野への支出の内訳である。

図表3-13：イングランド地方自治体全体の教育分野への支出内訳¹²²

(単位：100万ポンド)

教育部門		支出額
学校	就学前	2,762.6
	初等教育	19,266.3
	中等教育	11,883.1
	特別教育	2,756.5
若者へのサービス	成人コミュニティ教育	550.6
	その他若者支援	909.8
その他学校に関する教育関連支出	特別教育	728.7
	学習サポート	1,345.1
	アクセス	378.0
	地方当局教育機能	1,014.8
教育支出合計		41,595.5 ¹²³

¹²¹ 経済の内訳は、以下の3つである。1.民間企業・経済開発、2.農業・水産業・林業、3.交通

¹²² Table C1a: Revenue Out turn Education services (RO1) 2012-13

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/316772/LGFS24_web_edition.pdf

¹²³ 「(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合 ア 政府全体の支出の内訳シェア」で示された地方政府全体の教育支出は361億9,100万ポンドであり、本データと乖離が見られるが、これは、「ア 政府全体の支出の内訳シェア」が英国財務省の資料”Public Expenditure Statistical Analyses 2014”のデータに基づいている一方で、本データが英国コミュニティ・地方自治省の資料”Local Government Financial Statistics England”に基づいているという、データソースの違いによるものと考えられる。

第3章 イギリス

ウ 経常支出に関する過去からの推移データ

以下は、イングランド地方自治体の 2010-2011 年度、2011-2012 年度、2012-2013 年度、2013-2014 年度における経常支出の内訳と推移である。

図表 3-14：イングランド地方自治体における経常支出内訳と推移¹²⁴

(単位：100 万ポンド)

	2010-2011 実績	2011-2012 実績	2012-2013 実績	2013-2014 予算
経常費全体	121,240	115,219	111,941	117,091
教育 ¹²⁵	45,283 (経常費全体の 37.3%)	40,219 (経常費全体の 34.9%)	37,134 (経常費全体の 33.2%)	38,793 (経常費全体の 33.1%)
道路・交通	5,569	5,381	4,823	5,129
社会福祉	21,062	21,160	21,136	21,286
保健	-	-	-	2,699
住宅（特別会計を除く）	21,032	21,868	22,744	22,596
文化・環境・計画	10,676	9,742	9,407	9,345
警察	11,948	11,650	11,337	11,166
消防・救急	2,165	2,118	2,119	2,174
庁舎管理等	3,608	3,342	3,412	3,679
その他	-267	-267	-193	229
蓄積不在会計からの充当金	64	64	22	-6

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

「2-1 (2) ア 特に支出が増加している分野及び領域」で述べたとおり、多くの公立学校がアカデミーに形態を変更したことによって、イングランド地方自治体から助成金を得る形態から、中央政府（教育省）から直接助成金を得る形態へ変更となった。したがって、2010-2011 と 2011-2012、及び、2011-2012 と 2012-2013 で支出を正確に比較するのは難しい。2007-2008 と 2012-2013 を比較すると教育支出額は 18%の減少となっている¹²⁶。

¹²⁴ Local Government Financial Statistics England No.24 2014 (68 ページ) 2010-2013 は支出、2013-14 は予算。
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/316772/LGFS24_web_edition.pdf

¹²⁵ ここでの数値は経常支出として発表されている。アの支出との数字の違いはこれが純経常支出で、アの運転費支出から収入（売上金は課金及びその他の収入）を引いたものであることが理由である。

¹²⁶ コミュニティ地方自治省、Local Government Financial Statistics England No.24 2014、P12、67

3-1 その他の動向（イングランド政府について）

(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

ア 教育費控除制度の概要

① 早期教育・保育

イングランドの3-4歳児は1年間に570時間の無料の早期教育若しくは保育¹²⁷を受ける資格がある。これはすなわち1年に38週、週15時間に値する。また、2歳児でも、以下の条件にあえば同様の早期教育若しくは保育を受けることができる。

- 1) 所得補助を受給している。
- 2) 所得に基づく求職中給付金を受給している。
- 3) 所得性雇用支援給付金を受給している。
- 4) 移民、難民法の6項を通じた補助を受給している。
- 5) 国民年金を受給している。
- 6) 児童税額控除を得ており年16,190ポンド以下の収入がある。
- 7) 就労税額控除を4週間続けて得ている。
- 8) 就労税額控除を受けており、年16,190ポンド以下の収入がある。
- 9) 地方自治体に世話をされている。
- 10) 特別教育ニーズ及び障害教育、ケアプランがある。
- 11) 障害者給付を受給している。

② 児童ケア補助金¹²⁸

フルタイムの高等教育を受ける補助金で、15歳以下の子供（特別養護が必要な子供は17歳以下）がいるものは児童ケア補助金に応募できる。

- ・ 子供一人につき週当たり 150.23 ポンド
- ・ 2人以上週当たり 257.55 ポンド

イ 税額控除の条件

教育費限定ではないが、16歳以下の子供、若しくは20歳以下の認定された教育、職業訓練機関に属する子供を持つ親に支給される児童税控除（Child Tax Credit）がある。児童税控除は基本的には収入が年額26,000ポンド以下で、子供が1人の家庭の基本の年額は545ポンドとなるが、保護者の収入、家庭の子供の数によっては1人

¹²⁷ <https://www.gov.uk/free-early-education>

¹²⁸ <https://www.gov.uk/childcare-grant>

の児童につき年額上限が 2,750 ポンドまでの範囲で異なる。また、児童が障害児の場合は、更に年額 3,100 ポンド、児童が重度の障害児であれば、これら 2 つに合わせて更に年額 1,255 ポンドとなる。¹²⁹

(2) 民間資金の活用

ア 個人向け・法人向け基金の概要

教育はチャリティの目的の 1 つとして挙げられているため、私立学校、大学等はチャリティ団体としての認定を受けることができる¹³⁰。チャリティとして、収入関税庁 (HM Revenue and Customs) に認定された場合、税の控除を受けることができる。得た収入をチャリティの目的で使う場合、寄附金、投資で得た利益（例えば銀行預金に対する利子）、資産の転売及び処理から得た利益、また不動産購入等には税金を払う必要がない。また、チャリティとしては居住目的以外の建物に商業用の固定資産税を払うことになっているが、そのチャリティ団体の場合はそのうち 80% の割引を受ける。また、付加価値税 (Value-added tax=VAT) に関しても通常の 20% でなく 5%、物によっては 0% へと軽減される。さらに、EU 圏外からの購入に際しても、購入がチャリティの点から有益であると認められれば、非課税となる。

(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

イギリスでの高等教育に関する費用は授業料や生活費への給与奨学金制度によって、長らく学生への負担はなかったが、学生数増加及び、緊縮財政から制度が改正され、1998 年に年額 1,000 ポンドが課させるようになって以来有料化された¹³¹。イングランドでは 2006 年 9 月より年額 3,000 ポンドまで、そして、2012 年 9 月より授業料の基本額が年額 6,000 ポンドまで、さらに最大年額 9,000 ポンドにまで引き上げられ、学生ローンを利用して支払う学生が増えた。このローンは学生ローン会社 (Student Loan Company) を通して行われるが、このローン会社は日本の独立行政法人と似た組織といえる執行型の非省庁型公共機関 (Executive Non-Departmental Public Bodies) である。

高等教育に関する授業料や、生活費のための学生ローンシステムは、授業料、生活費ローンに関しては学生の就学体制によるが、生活費給付制奨学金に関しては学生の出身家庭の収入によって変わってくる。以下に、授業料ローン、生活費ローン 3 種類について記す¹³²。

¹²⁹ <https://www.gov.uk/child-tax-credit/what-youll-get>

¹³⁰ www.gov.uk/charities-and-tax/

¹³¹ ウェールズ、スコットランド、北アイルランドでの事情はそれぞれ異なるが、ここではイギリスの 8 割以上の人口を占めるイングランドについて言及する。

¹³² <https://www.gov.uk/student-finance/loans-and-grants>

ア 授業料ローン

イギリス出身若しくは EU の学生（パートタイムを含む）が利用できるローンで、直接大学及びカレッジに支払われる。

図表 3-15：教育形態ごとの授業料ローン上限

学生の種類	ローンの額
フルタイム	9,000 ポンドまで
私立の大学、カレッジでフルタイム	6,000 ポンドまで
パートタイム	6,750 ポンドまで
私立の大学、カレッジでパートタイム	4,500 ポンドまで

イ 生活費ローン

応募できるのはイギリス出身のフルタイム学生のみである。パートタイム、EU 及び 60 歳以上の学生は応募できない。生活費ローンは直接銀行口座に学期の初めに振り込まれる。住居形態ごとに生活費ローンの上限が決められており、下記にその詳細をまとめた。

図表 3-16：住居形態ごとの生活費ローン上限

学生の状況	2014 年 9 月 開始コース	2015 年 9 月 開始コース
家族と暮らす場合	£4,418 まで	£4,565 まで
ロンドン外で家を出て暮らす場合	£5,555 まで	£5,740 まで
ロンドン内で家を出て暮らす場合	£7,751 まで	£8,009 まで
コースの一環で海外で 1 年過ごす場合	£6,600 まで	£6,820 まで

奨学金ローンの償還方法¹³³は、卒業または退学した後、一定の収入が得られるまでは開始されない。この収入の最低額は税引き前で週に 404 ポンド、月に 1,750 ポンド、または年収 21,000 ポンドと指定されている。毎月の返済額は、借りた額に関わらず、得た収入¹³⁴に基づいて決定される。雇用主が閾値である年額 21,000 ポンドを超える額の 9%を自動的に徴収する制度になっている。これは、稼ぎにあわせた支払い（Pay As You Earn）を通して、雇用主が自動的に徴収する。収入が停止したり、減額したりした場合は、返済も停止、若しくは収入に応じて減額する。返済開始予定日から 30 年で返済額の残高に関わらず、ローンは帳消しという制度になっている。奨学金に対する利率は奨学金が支給された日から課せられる。これは在学中から大

¹³³ http://www.sfengland.slc.co.uk/media/864981/sfe_new_ft_guide_1516_d.pdf

¹³⁴ これには給料だけでなく、年金や所有不動産の賃貸料なども含まれる。

学を卒業、若しくは退学後の4月までは小売物価指数 (Retail Price Index=RPI) に3%を足したものとなる。卒業、退学後は収入が年額 21,000 ポンド以下の場合、小売物価指数となる。収入が年額 21,000 から 41,000 ポンドの場合は小売物価指数+3%までで、41,000 ポンド以上の場合には小売物価指数+3%の範囲で収入により異なる。

上記で述べたように、最近イングランドでの高等教育の学費は急激に高額になり、学生ローンを利用する学生数及び増加した。以下は1990年以来のローン利用状況である。

図表3-17：学生ローン（イギリスにおける金額と利用）¹³⁵

年度	費目	件数	総額 (100万ポンド)	一人当たりの平均額 (ポンド)	ローン利用権利のある学生の割合
2011-2012	生活費	907,000	3,331	3,670	88%
	授業料	883,000	2,840	3,220	85%
	複合	958,000	6,067	6,330	-
2012-2013	生活費	932,000	3,558	3,820	-
	授業料	926,000	4,408	4,760	-
	複合	987,000	7,794	7,900	-
2014-2015 ¹³⁶	生活費	923,000	3,624	3,920	-
	授業料	980,000	7,637	7,790	-

授業料ローンは学生の勉学を始めた時期により異なる。例えば、学費が年額 300 ポンドまでとなった 2006 年の時点で新しい制度を利用した学生の授業料ローンは 2006-2007 においては、23 万 4,000 人が総額 6 億 3,900 万ポンド、一人当たり平均 2,740 ポンドのところ、それまでの制度を利用した学生は 15 万 3,000 人で総額 1 億 5,600 ポンド、1 人当たり平均 1,010 ポンドであった。その後さらなる授業料の値上げに伴い、生活費ローンより授業料ローンの額が上回るようになり、2011-2012 からは生活費、授業料、複合とローンの内容を分析したデータ収集が行われるようになった。数々の制度の変更に伴い、はっきりと比較のできる統計ではないが、上の表からは学生のローン利用が年々増え続けていることが明白である。予算責任局 (Office of the Budget Responsibility) は 2018-2019 のイギリスでの学生ローン額は額面価格で総額 174 億ポンドに上ると予想している¹³⁷。

¹³⁵ 「学生ローン統計 (Student Loan statistics)」 (9 ページ)

<http://www.parliament.uk/business/publications/research/briefing-papers/SN01079/student-loan-statistics>

¹³⁶ 2014 年 11 月までの数値

¹³⁷ 「学生ローン統計 (Student Loan statistics)」 (10 ページ)

<http://www.parliament.uk/business/publications/research/briefing-papers/SN01079/student-loan-statistics>

学生ローン額増加に伴い、その返還状況に関心が集まっている。特に、近年の授業料値上げから多額の借金を背負う学生がローンの満額返還できるかどうかを危惧する声が上がっている。学生のうち全額返済を行う前に返済義務期間が終了し、焦げ付きとなるケースは、2012年までの授業料制度を利用の場合は15%のところ、新たな制度利用では60%になると予想されている。利率を補助している現在のローン制度は不効率で、不公平という声が上がっている。ニコラス・バー教授(Nicholas Barr)によると、卒業生の20%にあたる、生涯を通して低収入の者(主に女性に占められる)が利率の低さではなく、ある一定期間後に残りのローンが取り消しとなる仕組みによって、一番得をすとしてしている。また、高収入のものは低金利のため比較的早くに返還を行うことができ、この利率を補助するローン制度は政府にとって高くつく上に、恩恵をうけるものが的外れであり、公的資金の有効な使い方でないとしている。政府がローン提供にかかるコストと同じレベルに利子を設定すべきという意見がでて¹³⁸いる。

ウ 生活費給付制奨学金

イギリスのフルタイムの学生のみ応募できる。学期の始めに直接銀行口座へ振り込まれる。奨学金を返す必要はないが、生活費ローンを借りる場合、奨学金で得た金額を引いた額になる。

図表3-18：世帯収入ごとの生活費給付制奨学金

世帯収入	2014年9月 開始コース	2015年9月 開始コース
£25,000 以下	£3,387	£3,387
£30,000	£2,441	£2,441
£35,000	£1,494	£1,494
£40,000	£547	£547
£42,620	£50	£50
£42,620 以上	なし	なし

¹³⁸ 「学生ローン統計 (Student Loan statistics)」 (15 ページ)
URL 同上

エ 特別給付性奨学金

学生が以下のような状況にある場合、生活費給付制奨学金のかわりに特別給付制奨学金を受給できる場合がある。この特別給付制奨学金の額は生活費給付制奨学金と同じだが、生活費ローンを借りた場合、その分の額が控除されない。出身世帯が以下のいずれかを受給している場合、特別給付性奨学金の受給が適用される場合がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 所得補助金・ 所得性雇用支援給付金・ 住宅給付金・ 住宅に関する普遍的給付金 |
|---|

また、上記に加えて学生本人が一人親である場合、また何らかの障害を持つ場合も特別給付性奨学金の受給が適応される場合がある。

3-2 その他の動向（イングランド地方自治体について）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

イングランド政府全体と同じであるため、「3-1（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除」を参照されたい。

（2）民間資金の活用

イングランド政府全体と同じであるため、「3-1（2）民間資金の活用（教育機関に対して寄附した場合の優遇制度など）」を参照されたい。

（3）その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

イングランド政府全体と同じであるため、「3-1（3）その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組」を参照されたい。